

令和3年

三重県議会定例会会議録

(2 月 25 日)
(第 4 号)

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○令和 3 年 2 月 25 日（木曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 3 年 2 月 25 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第 2 議案第 3 号から議案第 56 号まで
〔質疑、委員会付託〕
- 第 3 請願の特別委員会付託の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 3 号から議案第 56 号まで
- 日程第 3 請願の特別委員会付託の件

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	50名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	野 村	保 夫
19	番	山 内	道 明
20	番	山 本	里 香
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	濱 井	初 男
23	番	森 野	真 治
24	番	津 村	衛
25	番	杉 本	熊 野
26	番	藤 田	宜 三
27	番	稲 垣	昭 義
28	番	石 田	成 生
29	番	小 林	正 人
30	番	服 部	富 男
31	番	村 林	聡
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚

35	番	奥野英介
36	番	今井智広
37	番	北川裕之
38	番	日沖正信
39	番	舟橋裕幸
40	番	三谷哲央
41	番	中村進一
43	番	津田健児
44	番	中嶋年規
45	番	青木謙順
46	番	中森博文
47	番	前野和美
48	番	山本教和
49	番	西場信行
50	番	中川正美
51	番	舘直人
(42	番	欠番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅真子
書記（事務局次長）	畑中一宝
書記（議事課長）	西塔裕行
書記（企画法務課長）	枅屋武
書記（議事課課長補佐兼班長）	平井利幸
書記（議事課主幹兼係長）	橋本哲也
書記（議事課主幹）	櫻井彰

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	稲垣清文
副知事	廣田恵子
危機管理統括監	服部浩
防災対策部長	日沖正人
戦略企画部長	福永和伸
総務部長	紀平勉
医療保健部長	加太竜一
子ども・福祉部長	大橋範秀
環境生活部長	岡村順子
地域連携部長	大西宏弥
雇用経済部長	島上聖司
県土整備部長	水野宏治
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻日出夫
雇用経済部観光局長	河口瑞子
県土整備部理事	真弓明光
会計管理者兼出納局長	森靖洋
教育長	木平芳定

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第27号から議案第29号まで及び議案第40号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、2月17日までに受理いたしました請願4件のうち、請願第29号を除く請願3件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

人委第 165 号

令和3年2月22日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和3年2月17日付け三議第304号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第27号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第28号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第29号 職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給料を特例的に減ずるものです。

本委員会はこれまでも、このような給与の減額措置を行うことに対し、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を望んできました。

管理職員の給与減額措置は、これまで実施されていた給与減額措置と比べれば一定の負担軽減がなされており、さらに、厳しい財政状況にあることを踏まえればやむを得ない措置と受け止めますが、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであります。

早期にこの減額措置が解消され、職務と責任に応じた本来の給与になることを望みます。

別 紙 2

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員及び公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員及び公立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 3

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における押印の見直しに鑑み、規定を整理するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表
(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 26	<p>(件 名) 地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の支援等に に係る意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県の地域鉄道5社は、地域住民の通学・通 勤をはじめとし、日常生活の大切な移動手段とし て、また観光客等の広域的な移動手段として重要 な役割を担うとともに、地域活性化の貴重な資源 としての役割を担っている。 しかしながら、モータリゼーション・少子高齢 化の急速な進展などもあり、鉄道利用者の減少が 続いており、沿線市町による多額の財政負担に支 えられて運行を継続している。 このような中、新型コロナウイルス感染症の影 響により、更に利用者が大きく減少しており、地 域鉄道事業者の経営はこれまで以上に、そして急</p>	<p>四日市市富田三丁目 22番83号 三岐鉄道株式会社 代表取締役社長 渡邊 一陽 ほか4名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 喜 田 健 児 平 畑 武 石 垣 智 矢 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 内 道 明 山 本 里 香</p>	3年・2月

<p>激に悪化している。その一方で、地域鉄道事業者は、地域住民の移動を維持するため、利用者の安全・安心はもとより、従業員の感染予防対策を徹底し、日々の運行をなんとか保持しているのが現状である。</p> <p>令和2年3月から現在まで11カ月に渡り、通学や通勤の定期利用をはじめ、定期外の利用人員も大きく減少した状況が続いており、従前の状況にまで回復する見込みが立たない中で、今後も、地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の運行を維持していくためには、国による更なる支援が必要である。</p> <p>将来にわたり、地域住民の重要な交通手段である地域鉄道の存続が図られ、また、安定的な経営が可能となるよう、国に対して下記の事項を求める意見書の提出をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う地域鉄道事業者に対する減収補填制度の創設 ・地域鉄道事業者に対する運行費補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金等）の拡充 ・地域鉄道の利用促進に係る支援制度の創設 <p>(理 由)</p> <p>元々地域鉄道は経営環境が厳しい中、沿線市町のご協力のもと地道な経営努力を重ね地域住民の皆様交通手段を確保してきた。しかし、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、緊急事態宣言による学校の休校やテレワークの推進をはじめ密にならないよう移動の制限が実施されたことにより、地域鉄道の利用者は大幅に減少している。鉄道会社は厳しい経営状態の中で休むことなく毎日、昼夜運行を継続している。鉄道は、運行していく上で一定の固定経費が占める割合が高く、今回新型コロナウイルスの影響による収入減が続くと赤字が増大し運営の継続が難しくなり、今後地域住民の暮らしを支えられなくなることが考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、将来にわたり、地域住民の重要な交通手段である地域鉄道の存続が図られ、また、安定的な経営が可能となるよう三重県議会から国に対して意見書を提出していただくようお願いする。</p>	<p>稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生 村 林 成 聡 谷 川 孝 栄 三 谷 哲 央</p>	
--	---	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 27	<p>(件 名)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>新型コロナウイルス（以下COVID-19）の感染拡大に伴い、三重県でも昨年は医療従事者のための様々な施策を実現いただいたが、今年に入り陽性患者数も増加傾向が続く中で、特に人材が不足している看護職員への支援として、新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点とともに、今後の地域医療を担う看護職の育成という中長期的な視点からも以下の項目について要望する。</p> <p>1. 陽性患者を受け入れている医療機関において、病床などの清掃業務、配膳、リネン交換、荷物の受け取りなど、看護職員が本来担うべき業務以外の業務が、現在看護職員の大きな負担となり医療の現場を逼迫させる一因になっている。三重県におかれては、こうした勤務環境の改善への支援、また今年度実施されたような看護職への継続した支援を要望する。</p> <p>2. 令和3年度の新人看護職員は、その基礎教育期間中、COVID-19の感染拡大のため看護職を養成する学校や大学等において現場教育ともいえる病院・施設での実習が中止となり座学に代替された。そのため、新人看護職員が配属される現場において丁寧かつ長期間な新人看護研修（OJT（on the job training）を含む）が必要であることが予想される。三重県におかれては、令和3年度の新人看護職員研修について、予算措置を含むご支援をいただくよう要望する。</p> <p>(理 由)</p> <p>陽性患者が増えるに従い、医療現場では看護職員の勤務配置の変更の必要があり、COVID-19患者病棟以外の看護職員が応援にまわることで、他の病棟勤務の看護職員の業務負担も増え、厳しい勤務状況が続いている。厚生労働省においても清掃業務を委託できる業者の調査を開始した</p>	<p>津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵</p> <p>(紹介議員)</p> <p>喜 田 健 児 石 垣 智 矢 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 小 島 智 子 野 村 保 夫 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生 谷 川 孝 栄</p>	<p>3年・2月</p>

	<p>と何うが、適切な医療業務を維持していくためにも県においても独自の支援策の検討が必要と考える。</p> <p>また、令和3年度の新人看護職員は現場実習の経験が十分とは言えず、昨年12月に厚生労働省も各都道府県に対して令和3年度の新人看護職員研修について研修内容などの配慮を検討する旨、通知された。そもそも高卒3年コースの看護学校では実習時間が短いため4年間の教育に移行されるよう看護協会は求めているが、COVID-19でさらに実習時間が大幅に減った。多くの医療施設では、新人研修は3カ月ほどが一般的だが、令和3年度は6カ月でも十分ではないという現場の声が聞かれる。新型コロナ禍の過酷な職場において自信を失うことなく、将来の地域医療の現場を支える担い手を育成するためにも、例年以上にきめ細かい新人研修が不可欠である。新人看護職員の早期離職防止や現場の看護職員の負担軽減のためにも、新人看護職員研修事業の拡充また医療機関の現場が新人看護職員を十分に研修できる支援をお願いする。</p>		
<p>請 28</p>	<p>(件名) 日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承について</p> <p>(要旨) 1. 日本の伝統文化の保存継承に不可欠な素材である「精麻」（大麻繊維）生産の必要性について、県民への理解の周知・啓発とともに、精麻生産が県内で安定的に維持継承され、日本の伝統文化の保存継承に寄与できるよう進めていただくことをお願い申し上げます。</p> <p>2. 現在、国で大麻取締法見直しの検討が進められている。この機会に、大麻取締法の中で、繊維型大麻と薬物濫用の恐れのある薬理型大麻とを区分する基準を定め、繊維型大麻については、世界基準にしたがって通常の農作物として扱い、薬理型大麻については、より適切に安全管理ができるようにしていただくように国の関係機関に意見書を提出して頂くことをお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 1、古来より日本で繊維採取目的として栽培され</p>	<p>伊勢市神田久志本町 1704番地 一般社団法人伊勢麻 振興協会 代表理事 小串 和夫 ほか10名</p> <p>(紹介議員) 石 垣 智 矢 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 廣 耕太郎 山 内 道 明 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生 谷 川 孝 栄 中 村 進 一 中 川 正 美</p>	

てきた麻（大麻）は「繊維型大麻」と呼ばれ、薬物濫用の恐れのある薬理成分（テトラヒドロカンナビノール＝THC）が極めて少ない品種で、これまでそれらの麻が薬物として濫用された例はない。又、「三重県大麻取扱者指導要領」では、本県で栽培される大麻草については「栽培のために使用する種子は、薬理成分である含有量が少ない品種とすること」と定められ、現在、三重県で栽培されている大麻草は、毎年、県による検査を受けTHC濃度が極めて低いものであるとの証明を受けたものである。

繊維型の大麻草の茎から表皮を剥ぎ加工した繊維を「精麻」という。精麻は、神社の祭祀をはじめ、あらゆる場面で使用されている。大相撲の横綱、下駄・草履などの鼻緒、織物、畳糸、馬具、面や装束、弓の弦、鼓、漆器、和紙、左官材料（すさ）などとして精麻は広く使われてきた。茎は、茅葺屋根の材料として合掌造りやお盆に使う「しょうろばし」や伝統的な祭りの松明としても使われている。また、それを炭にした「麻炭」は花火の原料（助燃材）として不可欠なものである。七味唐辛子に入っている大きな種は麻の種である。このように、麻（大麻）は日本人の伝統文化や生活にとって大切な植物である。

麻はかつて全国各地で栽培され、戦争直後は全国に37,000人の大麻栽培者がいたが、現在では国内でわずか33人となり、精麻の生産をおこなう麻農家に限れば、栃木県の11軒のみとなっており、大半は高齢で後継者が決まっているのはわずか1軒である。まさに、精麻の生産は風前の灯である。もしも、精麻の生産が途絶えれば、神社祭祀ばかりでなく、伝統文化やそれに関連する産業が途絶える、もしくは正しい形で繋がらなくなってしまふ。このような状況に、日本の伝統的な産業や文化に深く関わっている我々は大きな危機感を抱かずにはいられない。

国内での精麻生産の存続が危ぶまれる中、神宮が鎮座し、日本人の心の故郷といわれる伊勢で精麻生産が始まったことは、我々の大きな喜びであり、希望となった。日本を代表

	<p>する伝統文化を有する地として、三重県には全国から毎年多くの方々が訪れ、それが三重県の繁栄や発展に繋がってきた。したがって、三重県は日本の伝統文化の維持発展に貢献していく責任があると思う。</p> <p>前述のように、日本の精麻生産は危機的状況にある。三重県として日本の伝統文化の維持継承を進めていただくことをお願い申し上げます。</p> <p>2、大麻取締法は厚生労働省と農林水産省とが共同で管轄する法となっており、大麻の栽培については都道府県の免許制である。免許審査の基準は都道府県の知事の広範な裁量権に委ねられており、保健衛生上の観点と農業振興の観点から適切なバランスを考えて政策を決定する権限は各県に委ねられている。</p> <p>世界では、大麻草の栽培・利用については、含まれているTHCの量によって区別するのが常識となっている。例えば、EUではTHC含有量0.2%未満、カナダ、米国、中国ではTHC含有量0.3%以下の品種を産業用大麻と定義し、登録品種であれば国の定めた規則に従ってだれでも栽培することが可能となっている。</p> <p>しかしながら、日本（現行の大麻取締法）では、大麻草に含まれる薬理成分（THC）の含有量の多少にかかわらず、大麻草は原則として栽培禁止となっており、又、その一方で、解禁の基準設定が各都道府県の広範な裁量権に委ねられているという歪な形になっている。</p> <p>このような都道府県に対する過剰な責務を解消し、精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の施策が両立しやすくなるように、繊維型大麻草と薬理型大麻草とを区別する基準を、大麻取締法に盛り込む改正を国に求めていると存じます。</p>		
--	---	--	--

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 29	<p>(件 名) あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を 求めることについて</p> <p>(要 旨) あらゆる差別解消の推進に関する条例を以下の 内容に沿って制定すること (1) 差別についての定義を明記すること (2) 差別行為の禁止を明記すること (3) 差別を解消するための体制を整備する こと (4) 差別による人権侵害に対する救済措置 を講じること (5) 差別を解消するための教育や啓発を推 進すること</p> <p>(理 由) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、 罹患者、医療従事者、運送業者並びにその家族な どに対する差別や人権侵害が深刻なかたちで発生 している。知事が4月20日の会見で述べた「罹患 者宅に投石や落書きがあった」ことその他、罹患者 家族宅に「この地域から出ていけ」という電話や ガソリンスタンドでの給油拒否、県外ナンバー車 両に傷をつける、感染者が出た職場への嫌がらせ など、県内においても深刻な問題が発生してい る。 こうした差別は、既存差別との関連性が強く、 ネット上では、中国にルーツのある人々へのヘイ トスピーチ、被差別部落出身者に関しては賤称語 を用いて「〇〇コロナ」等の投稿が従来にはない ほど多く現れている。ネット上の差別は、県民の なかにある差別意識や偏見により生じている問題 である。 さらに、既存差別は、さまざまなかたちをもつ て県内各地で発生している。マイノリティに対す る差別落書きや結婚差別、土地に関わる差別、外 国人や障害者であることを理由とした入居差別な どが、県や市町の人権担当窓口等に報告されてい る。</p>	<p>伊賀市出後910番地 堀川 克法 ほか62,528名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 喜 田 健 児 平 畑 武 山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	3年・2月

	<p>これまで三重県では「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権尊重の取組が進められているが、前述したような差別の未然防止・再発防止にはつながっておらず、被害者の多くは泣き寝入りとなる事態が長らく続いている。</p> <p>このような中、2016年（平成28年）国において、差別を解消することを目的に、3つの法律（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律）が施行された。これら人権3法は、いずれも地方公共団体の責務を明記し、必要な施策を講じることを求めている。おりしも、三重県議会では「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」が設置されている。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症によって、既存の差別が深刻なかたちで顕在化してきたことを踏まえ、あらゆる差別解消の推進に関する条例を制定するよう請願する。</p>		
--	---	--	--

（ 継 続 分 ）

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 25	<p>(件名) あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を 求めることについて</p> <p>(要旨) あらゆる差別解消の推進に関する条例を以下の 内容に沿って制定すること</p> <p>(1) 差別についての定義を明記すること (2) 差別行為の禁止を明記すること (3) 差別を解消するための体制を整備する こと (4) 差別による人権侵害に対する救済措置 を講じること (5) 差別を解消するための教育や啓発を推 進すること</p> <p>(理由) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、 罹患者、医療従事者、運送業者並びにその家族な</p>	<p>津市一身田町742 常磐井 鸞猷 ほか3,006名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 田 中 智 也 藤 根 正 典 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 舟 橋 裕 幸 三 谷 哲 央</p>	2年・11月

<p>どに対する差別や人権侵害が深刻なかたちで発生している。罹患者宅への嫌がらせ、誹謗中傷やガソリンスタンドでの給油拒否、県外ナンバー車両に傷をつける、感染者が出た職場への嫌がらせなど、県内においても深刻な問題が発生している。</p> <p>こうした差別は、既存差別との関連性が強く、ネット上では、中国にルーツのある人々へのヘイトスピーチ、被差別部落出身者に関しては賤称語を用いて「〇〇コロナ」等の投稿が従来にはないほど多く現れている。ネット上の差別は、県民のなかにある差別意識や偏見により生じている問題である。</p> <p>さらに、既存差別は、さまざまなかたちをもって県内各地で発生している。マイノリティに対する差別落書きや結婚差別、土地に関わる差別、外国人や障害者であることを理由とした入居差別などが、県や市町の人権担当窓口等に報告されている。</p> <p>これまで三重県では「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権尊重の取組が進められているが、前述したような差別の未然防止・再発防止にはつながっておらず、被害者の多くは泣き寝入りとなる事態が長らく続いている。</p> <p>このような中、2016年（平成28年）国において、差別を解消することを目的に、3つの法律（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律）が施行された。これら人権3法は、いずれも地方公共団体の責務を明記し、必要な施策を講じることを求めている。おりしも、三重県議会では「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」が設置されている。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症によって、既存の差別が深刻なかたちで顕在化してきたことを踏まえ、あらゆる差別解消の推進に関する条例を制定するよう請願する。</p>		
---	--	--

代 表 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。39番 舟橋裕幸議員。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○39番（舟橋裕幸） おはようございます。

新政みえを代表して、質問させていただきます。津市選出の舟橋裕幸でございます。どうぞよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、令和3年度当初予算についてお伺いいたします。

令和3年度一般会計当初予算は、過去最大の7882億円となりました。ただ、新型コロナウイルス感染症対応経費548億円や、とこわか国体・とこわか大会開催費78億円を引き算すれば7256億円となります。

一方、県税収入は、対前年度比182億円減の2374億円、投資的経費は、対前年度比172億円減の964億円と大変厳しい予算と言えます。

こうした財政状況の下、知事は、三重の新たな未来を切り開く予算として令和3年度当初予算を編成されましたが、知事の思いは十分にこの予算に反映できたのか、御所見をお伺いいたします。

次に、副知事にお伺いします。

今の経済状況は、リーマンショックを超えるコロナショックというべき未曾有の危機と言われています。

昨年、令和3年度予算調整方針を伺った際、新型コロナウイルス感染症対策費を別枠とし、各部の予算要求は前年並みで、歳入予想において県税など主要歳入合計は、対前年度比20億円減の5385億円が見込まれていました。

県税収入が激減すると考えておりました私は、少し甘い方針と受け止めざるを得ませんでした。

平成20年秋のリーマンショックにより、翌平成21年度県税収入は、対前年度比450億円減の2264億円で、平成22年度は、対前年度比260億円減の2005億

円と、2年間で平成20年に比べ700億円余の大幅減収となっています。当時の予算調整方針は、前年度比マイナス要求をしています。

結局、当時も令和3年度と同様に、地方交付税や臨時財政対策債の増額などによって乗り切ってはいますが、当時の執行部には強い危機感が感じられました。

リーマンショック時の平成20年、野呂知事でしたが、財政を担当する稲垣副知事は、総務部で財政分野を担当する総括室長でした。

リーマンショック時と現在の財政状況を比較した場合、稲垣副知事の肌感覚や、今後の財政運営についてのお考えをお伺いいたします。

次に、総務部長にお伺いします。

昨年12月、令和3年度当初予算要求状況説明では、一般財源ベースの予算要求額5802億円に対し、歳入見込額5543億円が見込まれ、差額は259億円ありました。

最終的には、県債管理基金への積立ての一部を見送りましたが、基金の繰入れや、増額された地方交付税、臨時対策債で県税収入の落ち込みを補完できたのでしょうか。

不足財源を求めて、昨年に続き不要不急の事業見直し、リーマンショック時に行った基金の見直しなど、様々な手法はあったと考えますが、差額解消に向けた調整過程をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 令和3年度当初予算に関して私の思いは十分に反映できたのかという御質問について答弁させていただきます。

令和3年度当初予算は、三重県の未来にとって重要となる様々な課題に対応するため、一般会計で7882億円となる過去最大の予算となりました。

変化の振れ幅が大きく、先行き不透明で不確実な時代にあって、県民の皆さんが未来への夢や希望を持ち、明るく前向きに暮らしていくためには、まずは県民の皆さんの不安を解消することを何よりも優先しなければなりません。

このため、県民の皆さんの命と暮らしの安全・安心を守る取組に特に注力して取り組んでいきたいと考えています。

令和3年度においても、今なお世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症との戦いが続くことが見込まれることから、必ずやコロナに打ち勝つという覚悟を持って、県民の皆さんのかけがえのない命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生活活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応として、総額548億円の予算を計上しており、引き続き最優先の取組として全力を尽くしてまいります。

また、防災・減災、国土強靱化の取組については、令和3年度が紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年を迎えることから、これまで県内外で発生した災害の教訓を踏まえながら、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト・ハードの両面からの対策を加速させていきます。

これらの取組を含めた公共事業については、令和2年度2月補正予算と合わせた14か月予算ベースで、平成19年度以降14年ぶりの水準となる1103億円を確保しています。

このほか、県民の皆さんからの要望が多い摩耗した横断歩道の塗り替えについては、前年度の約3倍となる3700本を集中的に実施するとともに、道路区画線についても、剥離が7割程度進んでいる区画線約800キロメートルの引き直しを令和3年度中に完了させるなど、交通安全施設の整備も効果的かつ計画的に進めてまいります。

こうした命と暮らしの安全・安心を守る取組に加え、三重の明るい未来に向けた取組にも力を入れていきます。

令和3年度は、本県で46年ぶりとなる国内最大のスポーツの祭典である三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、三重のスポーツイヤーの集大成を迎える年となります。

コロナ禍にあっても、両大会が安全・安心に開催できるよう、会場地市町や競技団体等と連携し、開催準備に万全を期すとともに、天皇杯・皇后杯の獲得に向け、競技力の向上にも注力していきます。

また、伊勢志摩サミットから5年の節目に、志摩市において第9回太平洋・島サミットが開催される記念すべき年でもあります。

こうした三重県の知名度をさらに高めるチャンスを大成功させるという強い思いで、オール三重で取り組んでいきます。

さらに、誰もが不安を感じる状況である今こそ、県民の皆さん一人ひとりが希望を持ち、自分らしく生活できる社会づくりを進めていきたいとの思いの下、その実現に向けた取組を重視しています。

新型コロナにより顕在化してきた差別や偏見の解消や、増加が危惧されるDV、児童虐待、いじめ等への対応、さらには、ひきこもりなど生きづらさを抱える方や、不妊に悩む方々への支援など、誰一人取り残さないというSDGsの視点を重視し、全ての県民の皆さんにとって、よりよい社会になるようスピード感を持って取組を進めてまいります。

また、コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現は、喫緊の課題でありますので、新たに設置するデジタル社会推進局を中心に、市町を含めた行政のスマート改革を進展させ、県民の皆さんの利便性向上を目指した変革を進めるとともに、テレワーク、ワーケーションの推進や、オンライン教育の推進など、社会経済活動のあらゆる分野においてデジタル化を進めるため、必要な取組を強力に推進していきます。

こうして編成した令和3年度当初予算は、過去最大の規模となりましたが、いわゆる地方創生臨時交付金や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを有効に活用し、限られた財源の中でも、優先度の高い課題については、時期を逸することなく的確に盛り込むことができたと考えています。

今回の予算には、県の花であるハナショウブの花言葉にちなんだ願いが込められています。

困難な状況にあっても、必ず明るい未来が来ると信じ、三重とこわか国体・三重とこわか大会や太平洋・島サミット、DXの推進などの重要な課題にしっかりと取り組むという心意気と、これまで以上に優しい心を持って、差別や偏見のない多様で包容力のある持続可能な社会に向けて進んでいく。

また、この難局を乗り越え、新型コロナウイルス感染症の収束と経済回復の両立を図るなど、県民の皆さんにうれしい知らせが届けられるようにしたいとの思いを込めています。

そのため、執行に当たっては、それぞれの事業の効果を県民の皆さんにしっかり届けられるよう、私自身をはじめ、県職員一人ひとりが気を引き締め、責任感と緊張感を持って取り組んでまいります。

〔稲垣清文副知事登壇〕

○副知事（稲垣清文） それでは、リーマンショック時と現在のコロナ禍の財政状況を比較いたしましたして、今後の財政運営についての所見ということでございますので、答弁させていただきます。

平成20年のリーマンショックの際は、経済活動の血液とも言われます金融信用システムの毀損によりまして、全産業に影響が及び、世界的な需要減退によりまして製造業の落ち込みが激しく、本県は製造業のウエートが高いわけでございますので、1人当たりの県民所得の下落率が全国ワーストという形になりました。

本県財政も、県税収入が、先ほど議員からの紹介がありましたように、大幅に減少するなど大きな影響を受けたわけでございます。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、多くの業種が非常に厳しい状況にあります。しかし、他方で、好調な業種や影響が軽微な業種も散見されております。

本県の財政状況については、あくまでも現時点でございますけれども、県税収入の落ち込みはリーマンショック時までは及ばないというふうに見込まれております。

しかしながら、感染拡大を阻止するために、人や物の動きを抑制せざるを得なくなったために、社会生活、そして経済全体への影響は、リーマンショックを超えるものであるというふうに感じております。

本県におきましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会経済情勢の変化に的確に対応するため、度重なる補正予算を編成いたしまし

て、適時適切に対策を講じたところであり、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策に行財政資源を集中して取組を進めてまいりますが、国におきましても、リーマンショック時を上回る対策が迅速に実施されており、本県の新型コロナウイルス感染症対策の大きな支えとなっております。

これらの対策を通じた事業者の皆様の御努力と相まって、本県の財政におきましては、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも現時点ではございますけれども、リーマンショック時ほどの影響は現れておりませんが、引き続き予断を許さない状況が続くものと考えております。

今後の財政運営でございますが、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、引き続き感染状況や社会経済情勢の変化等を注視し、まずは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や、経済の再建等に係る取組を迅速かつ適切に実施することによりまして、県民の皆さんの暮らしや県内経済への影響を最小限にとどめる、これが肝要であると考えております。

その上で、今回の新型コロナウイルス感染症や豚熱等、不測の事態の発生に備えまして、必要となる財源を今以上に確保しておくことも重要と考えております。

今回、国におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、史上まれに見る大規模な財政出動を行い、大量の赤字国債を発行しておりますので、今後の国の財政金融政策の動向にも十分注意をしながら、引き続き、道半ばの財政健全化の手を緩めることなく、歳入歳出両面からの取組を進めるとともに、リーマンショック以降の経済対策への対応のために県債を大量に発行したことが、本県の公債費が増加し、財政の硬直化を招いている一因でもあることも踏まえまして、県債発行額にも留意しながら、持続可能な財政運営に努めていくことが必要であると考えております。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、私のほうから当初予算の要求段階における財源不足額259億円、これをどのように解消したかについてお答えさせて

いただきたいと思えます。

令和3年度当初予算編成に当たりましては、予算要求時点の財源不足額、これが平成24年の291億円に次ぐ259億円となって、例年以上に厳しい状況にございました。

この財源不足の解消に向けまして、まずは歳出面では、全ての事務事業につきまして、必要性、有効性、緊要性、この観点から徹底した精査を行いまして、総額で74億円、これを圧縮したところでございます。

一方、歳入面におきましては、国の地方財政対策を踏まえまして、県税収入、あるいは地方交付税、これを再算定を行いまして、また国の第三次補正予算で計上されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、あるいは財政調整基金、これらの活用を図りましたほか、県有財産の売却収入などの多様な財源の確保に努めまして、合わせまして141億円の確保を行ったところでございます。

これら歳入歳出両面からの手だてを講じましてもなお、財源不足を解消することが困難であったことから、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする県民の皆さんの安全・安心に向けた取組など、県民サービスの低下を回避するために必要な事業費を確保するというところで、やむを得ない措置といたしまして、県債管理基金への積立金の一部であります44億円の計上を見送ることで解決を図ったところでございます。

県債管理基金につきましては、現時点におきましては、一定程度の残高がございますので、今回の県債管理基金への積立ての一部見送りによりまして、直ちに県債の償還が困難となることはございませんが、将来、償還財源を確保するためには、後年度におきまして積み立てる必要がございます。

積立てを計画的かつ確実に行っていくため、これまでも取り組んでおります社会保障関係経費などの経常的な支出の抑制、あるいは多様な財源確保の取組、これを着実に進めるとともに、県民サービスの影響を十分考慮した上で、毎年度、できる限りの積立てを行っていきたいと考えております。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

県の行政というのは、受益者も、また業務内容も幅広いですから、一つの事業を全集中というわけにはいかんと思います。ただ、知事もおっしゃった県民の命と暮らしを守る、このことをキーワードとしながら、今年度の予算を期待していきたいなと思っています。

困ったときには過去を振り返るというのが大事だと思いますので、あえて副知事に聞かせていただきました。

総務部長に聞かせていただこうと思うんですけども、厳しい財政事情です。令和2年から令和5年にかけて中期財政見通しというのが試算で出ていますよね。これは、恐らくコロナ前の試算ですから、試算といえども、やっぱりきちっと、このコロナ禍における今後の中期財政見通しというのは立ておくことは大切だと思うんですけども、今までの財政見通し、令和5年までですから途中なんですけれども、改めて見直すつもりはないか、お聞かせいただきたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、中期財政見通しを再試算すべきであるかどうかということについてお答えさせていただきます。

まず、中期財政見通しでございますけれども、令和2年度にお示しさせていただいたところでございますけれども、これは、第三次三重県行財政改革取組を公表するに当たりまして、まず取組期間中の県財政の見通しをお示しすることで、県民の皆様方に本県の財政状況を理解していただくということが大切であるという考えの下から、参考資料として、一定、前提条件を置きまして機械的に算出したものでございます。

この中期財政見通しの中では、社会保障関係経費が増加し続けまして、あるいは公債費が高水準で推移するとか、令和3年度以降においても、要調整額、いわゆる財源不足額が一定程度残るということが見込まれております。

このため、まず、一般財源の規模に見合うような適正な歳出規模にすると、また、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営を目指しまして、

県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めることが大切であることから、この試算を基に財政運営の改革に取り組んでいくことが必要であると考えております。

現在も、この試算に基づきまして行財政改革の取組を進めているところでございます。

一方、令和3年度当初予算でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、基幹的な歳入である県税収入、これが議員御指摘のとおり、大幅に減収になります。

一方で、国の地方財政対策におきまして、前年度を上回る一般財源総額が確保されていることや、あるいは新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的には国の交付金など国費を活用して対応しているということを踏まえますと、現時点におきましては、県の財政見通しの傾向、あるいは必要な取組に大きな変化は生じていないものと考えているところでございます。

そのため、現時点におきましては、中期財政見通しを改正することは考えてはおりませんが、新型コロナウイルス感染症が社会、あるいは経済に与える影響を踏まえまして、県の財政見通しの傾向、必要な取組が大きく変わるような状況と判断された場合には、御指摘のとおり、改めて財政見通しのお示しをすることを検討していきたいというふうに考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 今年の秋に出されます令和4年度の予算調整方針とか、それから、令和4年度の経営方針に併せて期待しておこうと思います。

次に、ウィズコロナ社会における対応についてお伺いします。

まず、経営方針の命と経済の両立をめざしてについてお伺いします。

昨年12月、令和3年度当初予算要求状況説明では、新型コロナウイルス感染症対策予算枠503億円のうち、約75%の378億円は、医療関係の空床補償や宿泊療養施設確保などであり、中小企業向けセーフティネット貸付資金67億円、県内宿泊割引クーポン発行に10億円、雇用を守るために6億円と続きます。

総額は1億円程度であります。107本の事業のうち、3割近くは県有施設の新型コロナウイルス感染症対策であり、その他、40億円程度で多岐にわたる事業が要求されておりました。これが年度初めの新型コロナウイルス感染症対策予算かと少しがっかりしたものです。

1月には、知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業所への緊急支援パッケージを発表しました。加えて、このたびの令和3年度三重県経営方針（最終案）にて、新型コロナウイルス感染症対策が詳細に記載されています。

ようやく形は整ったように見えますが、経済回復に向けた取組の雇用の維持・確保や、地域経済の再生はともかく、安全・安心な暮らしの再構築は県民ニーズに十分応えているか疑問であります。

リーマンショックのときは、企業の事業継承や雇用を中心とした限られた対象への支援でしたが、今回のコロナ禍は、全県民を対象としたものであります。特に、生活困窮者、高齢者や外国人などの生活弱者への支援が弱いと感じます。

昨年の有効求人倍率、失業率ともにリーマンショック以来の大幅な悪化をしました。

近年、格差は拡大していますが、新型コロナウイルス感染症対策枠の生活困窮者自立支援事業はささやかな予算額です。職を失い、住まいをなくし、食べ物にも困っている人たちが膨大な数に上り、緊急小口資金の申請が膨大な件数に上っています。

また、新型コロナウイルス感染症対策の自粛要請により、多くの在宅高齢者は外出を控え、デイサービスなどの利用控えが見られます。その結果、認知症や他の病気が進んだり、自宅に引き籠もってしまった高齢者が増加しています。これは、東日本大震災後にも生じた現象と言われております。

新年度、主要事業にひきこもり対策はありますが、在宅高齢者は対象外であり、三重県経営方針やみえモデルにも在宅高齢者に対する記載は非常に少なく感じています。

外国人対策の必要性は、知事も全国知事会で問題提起されていますので、期待しておきます。

昨年の特別定額給付金10万円は、一種のベーシックインカムと言われますが、5万円支給給付を公約に当選した市長は、議会で否決され、実現しませんでした。

そこで、現金一律給付の手法について、私自身は否定的であります。政治家としての知事の御所見をお伺いするとともに、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向けた知事の決意と、生活者としての県民に対するメッセージをお願いします。

ごめんなさい。本来でしたらここで切るんですけど、時間の都合で続けていきます。

次に、各論を幾つか部長にお尋ねします。

まず、PCR検査の拡充についてです。

11月定例会議にて、知事は、検査能力については保健環境研究所や11か所の地域外来・検査センターに加え、大学や医療機関、民間検査機関において、1日当たり最大6600件まで増強を図りますと述べ、新年度54億円の検査費用を計上しています。

一方、2月12日時点で、1月23日から29日の1週間で、過去最多の4656件の検査をしたと報告がありました。平均すると、1日当たり700件弱であります。

以上のことから、私は検査体制にまだ余裕があるのではと思っています。

PCR検査は、新型コロナウイルス感染症発症者と厚生労働省の基準に基づいた濃厚接触者に対して行われます。加えて、念のためにとして、濃厚接触者に近い人も検査しています。

念のために検査の範囲は、県の保健所が考える範囲と濃厚接触者の周辺の県民が希望する範囲に大きな乖離があります。やみくもに検査を行えというのではなく、検査体制に余裕があるなら、県民の安心感を醸成するために、もう一步、念のために検査の範囲を拡大すべきと考えますが、お考えをお伺

いします。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてお伺いします。

日本でも、ワクチン接種がようやく始まりました。基本的には、市町がワクチン接種業務を行うこととなりますが、県は、国と市町の間で様々な調整を担うことになると思います。国と市町との調整状況についてお伺いします。

加えて、各市町のワクチン接種において、県下でも幾つか総合病院でクラスターが発生する中、病院は新型コロナウイルス感染症患者の治療で手いっぱいです。

医師や看護師の確保が十分できない場合、県はどのように支援や調整をされるのか、お伺いします。

最後に、疲弊した県内産業に対する支援についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症により、昨年、持続化給付金が支給されたり、様々な融資制度が導入されましたが、県内中小企業・小規模企業は大変疲弊しています。

そこで、一時的な給付金や補助金より、県から継続的な事業発注による長い支援も有効と考えますので、継続的な県内事業者への支援策として2点お伺いいたします。

一つは、県内企業への優先発注です。

過去、経済が低迷したとき、公共からの発注は、経済の復活に寄与してきました。建設・土木関連の公共事業のみならず、日常的な物品購入や役務の提供なども該当します。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律もありますが、配慮されている実感がありません。公共事業においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、5年間で15兆円程度が予想され、期待が持てるかもしれませんが、大手が喜ぶ事業では地元は潤いません。

また、災害時に頼りとなる地元建設業が疲弊して廃業が進めば、災害復旧に大きな支障が生じます。

地元事業者が受注しやすい事業に重点を置いた発注を求めます。

同様に、設計・測量や設備・電気工事などにおいても、発注事業の技術が高度であるとか、経験がないとして、内容によっては十分県内事業者で受注可能な事業でも県外大手に流れた事業が多々あると、昨年の新政みえ団体懇談会において訴えられています。

加えて、用度や役務の提供を行う事業においても、インターネットでの調達や、県内外を問わずの入札が多数見られます。

中小企業・小規模企業に対し、いつまでも、財政支援に重点を置いた新型コロナウイルス感染症対策には限界があります。当面は、地元事業者を優先した踏み込んだ発注に転換すべきではないでしょうか。公共事業発注の多い県土整備部と用度の発注制度を所管している出納局にそれぞれ御所見をお伺いします。

次に、教育旅行の県内へのシフトについてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、観光立県三重の観光産業に大きな打撃を与えました。観光産業は、極めて裾野の広い産業であり、地域経済への影響は大きいと言えます。

コロナ前の令和元年度のインバウンドは、宿泊統計で延べ38万人、県外からの観光入込客数は4300万人でしたが、令和2年度は壊滅的であります。

そこで県は、プレミアム旅行券の発行や、県内の学校が行う教育旅行を県内で実施するなどの対策を講じてきました。該当の生徒たちからも、地元での体験型修学旅行や遠足に対して、おおむね好評であったと伺います。

京都や東京への修学旅行も有意義かもしれませんが、県内の学生に対し、三重県のよさを認識、再発見していただくため、来年度も新型コロナウイルス感染症対策として計上はされていますが、一時的な対策ではなく、継続的な取組として教育旅行の県内シフトを検討されてはいかがでしょうか。教育長にお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新型コロナウイルス感染症の危機克服に向けた決意と県民の皆様へのメッセージ、それから、現金一律給付という手法についてなど

に答弁いたします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による危機の克服に向けて、命を守る、経済を守る、暮らしを守るという強い決意の下、柔軟かつ機動的な対策を強力に講じていくこととしています。

まずは、感染拡大から県民の皆さんの命を守り抜くために、万全の対策を講じることが最優先です。

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び感染対策の最前線に立つ保健所等の組織体制を強化するとともに、医療提供体制を万全なものにしなければ、本県の経済再生は決して開けないという強い決意の下、これまで構築してきた医療・検査体制の充実、医療施設や社会福祉施設等、事業者、学校、避難所等における感染防止政策への支援に取り組んでいきます。

特に、感染防止対策の決め手とされる新型コロナウイルスワクチンについて、県民の皆さんが安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、都道府県で初のワクチン接種ホットラインの開設をはじめとする相談体制の確保や接種体制の構築、実施主体となる市町への支援などに取り組みます。

加えて、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部内に、私から提案し創設されたワクチン接種特別対策チームにおいて、私は副チームリーダーに就任しました。

今後は、分析担当として、都道府県の取組状況や先進事例、課題等の収集、情報提供等を行っていきます。

全国における感染拡大を早期に阻止するため、全国で足並みをそろえ、国民の皆さんが早期にワクチン接種を受けられるよう、医療機関や市町村、国との相互連携を進めていきます。

経済を守るという視点では、感染拡大で大きな打撃を受けた地域経済の再生に向けて、県内産業を牽引する中小企業・小規模企業の経営環境が逼迫している状況であることから、現場の声に耳を傾け、対策の内容も順次見直ししながら、柔軟かつ積極的に必要な対策をちゅうちょなく実施してまいります。

特に、1月19日に公表した事業継続に向けた緊急支援パッケージをはじめ

とする事業継続のための資金繰り支援や、生産性向上や業態転換を目指す取組への支援、また農林水産業や観光への支援など、きめ細かな対策を充実・強化していきます。

また今後も、企業における解雇や雇い止め等が懸念されていることから、労働力の需給マッチング支援、失業者の能力開発支援、若者の就職支援、障がい者の就労支援などに迅速かつ強力に取り組んでいきます。

感染拡大の影響を受けた県民の皆さんの暮らしを守り抜くため、先ほど述べた事業継続と雇用の維持・確保に加え、安全・安心な暮らしの再構築に向けて、生活困窮者等に対する住居確保給付金の給付や自立相談支援機関の体制強化、生活福祉資金の特例貸付制度を利用された方への支援体制の充実など、苦境に立つ方に寄り添った支援を行うとともに、NPO活動への支援、地域交通の維持・確保などにもしっかり取り組んでまいります。

また、感染者やその家族、医療従事者等の個人や企業に対する差別・偏見につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等が社会の分断やあつれきを生まないように、感染症に関する正しい知識の普及・啓発や相談体制の充実、差別等に苦しむ方々に寄り添った支援などを緊急的かつ組織横断的に進めていきます。

特に、2月5日に津地方法務局、三重弁護士会等の関係機関と共に設立した人権相談プラットフォーム会議等を活用し、新型コロナに関する重大な人権侵害に的確に対応し、被害者に寄り添った支援につなげていきます。

新型コロナウイルスという未知のウイルスとの戦いには正解がありません。しかしながら、この困難な状況にあっても、これまでと変わらず、県民の皆さんと知恵を出し合い、確固たる希望を胸に、安心して暮らせる日が必ずや遠くない将来に来ることを信じ、みんなが互いに思いやりを持って助け合い、支え合いながら前に進んでいきたいと考えています。

医療従事者向けのワクチン接種が始まった今、感染対策の重大な局面にあるという認識の下、引き続き警戒を緩めることなく、新型コロナウイルスの感染防止と経済回復の両立を目指し、県民の皆さんの不安を解消し、一人ひとりの希望を取り戻せるよう、市町、関係機関と共にちゅうちょなく万全の

対策を実施していきます。

その上で、少しでも穏やかで温かい春を健やかに迎えられることができるよう、引き続き徹底した感染防止対策へ、県民の皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

特別定額給付金についてですが、全国に緊急事態宣言が出される中での経済対策でありましたが、それが閣議決定された昨年4月20日は、新型コロナウイルス感染症第1波のさなかで、感染防止対策など手探りの部分が多く残っていた時期です。

まずは速やかに国として対策支援を行っていくことを明確にするとともに、景気の下支えとして一定の効果が認められるとされていることから、当時の対策として評価をしています。

その後、新型コロナウイルス感染症の特徴や有効な感染防止対策、支援が必要な分野などがより明確になってきている中で、より支援が必要な方に対する給付型の支援は一定有効であると考えておりますが、新型コロナウイルス感染症による経済的影響も一律でないことから、同じ手法の必要性については、より検討が必要な状況であると考えています。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 2点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、県のPCR検査体制に余裕があるので、対象範囲を拡大してはどうかという御質問でございます。

三重県におきましては、先ほど議員からも御紹介がございましたように、県の保健環境研究所や医療機関、民間検査機関におけるPCR検査や抗原検査も組み合わせまして、最大で6600件の検査に対応できる体制を整備しております。

これまでの1日当たりの最大の検査件数は、先ほど週当たりの検査件数の御紹介がございましたが、1日当たりですと、1月25日でございますが、1027件となっており、全体の数から見れば余力のある状態だというふうに思

います。

濃厚接触者等の検査方針といたしましては、新規陽性者が確認された場合は、国立感染研究所が定める積極的疫学調査実施要領に基づく濃厚接触者はもちろんのこと、接触の可能性がある方については幅広く検査対象としており、接触者調査と呼ばれるもので対応しておりますが、他県ではこの接触者にも当たらないような方についても、三重県としては先ほど議員から御紹介いただきました念のための検査という形で、なるべく広い範囲で検査をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き、新規陽性者の行動歴や生活・就業状況等を丁寧に聞き取りまして、できるだけ幅広く検査を実施することで感染拡大防止に努めてまいります。と思いますので、今後も該当の方の聞き取りを十分行いまして、なるべく広い範囲で検査していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの接種についての県の役割、市町の支援ということで御答弁させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、国の指示の下、基本的には市町村において実施することとされておりまして、都道府県は、医療従事者への優先接種を行うとともに、市町村の支援を行うということが役割として定められております。

県の具体的な役割といたしましては、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整、専門的相談対応、地域の卸売業者との調整、市町村事務に係る調整など、広域的視点からの役割が期待されているところでございます。

昨年12月18日に国で開催されました説明会において、こうした県の役割がありますとか、ワクチン接種に向けたスケジュール等が初めて国から示されたわけですが、その説明会を受けて、早期にワクチン接種に向けた準備を進めるために、説明会直後に、県におきましては新型コロナウイルス感染症対策本部事務局内に新たにワクチン接種体制整備グループを設置したところでございます。

また、同じタイミングで医療機関や市町向けの説明会を開催するなどの対応を行ってきました。

当初、7名体制でありました同グループは、全庁的な協力を得ながら現在17名体制まで人員を増強しております、オール県庁でワクチンの接種体制の構築に取り組んでいるところでございます。

具体的な取組といたしましては、これまで医療従事者等の優先接種の体制構築に向けまして、各地域で市町や医療機関、医師会等の関係団体の皆様と協議を重ねながら、ワクチンを保管する超低温冷凍庫、ディープフリーザーと言われるものでございますが、この超低温冷凍庫の設置場所やワクチンの接種施設の確保、優先接種の対象となる医療従事者等の把握などを進めてまいりました。

この17日には、医療従事者等への接種を行う全ての会場の情報でありますとか、各会場で接種を予定する医療従事者の数などを記載しました接種計画を取りまとめたところでございまして、県内の約6万人の医療従事者等を約150の施設・会場において接種していくこととしております。

引き続き、ワクチンの移送体制や予約システムの整備、専門的相談窓口の設置等に取り組みまして、3月に国からワクチンが配付された際に、速やかに医療従事者等への接種ができるよう、体制整備を進めてまいりたいと考えてございます。

一方で、高齢者をはじめとする住民接種については、市町が実施主体となりますが、県といたしましても、県民の皆さんが安心してワクチン接種を円滑に受けられますよう、ワクチン接種体制整備グループの中に地域調整担当を置きまして、住民接種に係る助言や、地域の会議への参画など、地域ごとにきめ細かな支援を行っているところでございます。

加えて、定期的に市町の担当課長との間でオンラインによる意見交換会を開催しております、市町の進捗状況でありますとか課題の共有を図っております、これまでも要望に応じる形で一般向けのコールセンターの設置でありますとか、高齢者施設等向けの説明会の開催など、市町の負担軽減に取

り組んでまいりました。

ワクチン接種につきましては、日々情報が変わってくるような状況でございまして、県としましては、国に毎日メール、電話等で問合せをしながら、なるべく早く情報をつかんで、その情報を市町に共有させていただくという形で市町の不安解消に努めさせていただいております。

さらに、住民接種における医療従事者の不足についてでございますが、こうした意見交換の場等の情報共有の場を通じて多くの市町が抱える共通の課題と認識しておりまして、県といたしましては、医師会や医療機関等の関係団体と常に連携・協力をしておりまして、市町の状況も踏まえて、引き続き、住民接種体制の構築を支援して、スムーズな住民接種体制ができるようにこれからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 公共工事の地元の事業者への優先発注についてお答えさせていただきます。

公共工事は、コロナ禍においても、社会の安定維持の観点から継続が求められているものであり、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ景気を下支えするため、感染拡大防止対策の徹底を図りながら早期執行に努めているところでございます。

このような中、地域の建設業は、県民生活に必要な社会基盤の整備・維持修繕はもとより、災害対応など、地域の守り手として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っております。

一方で、県内の建設業者の多くは公共事業に依存していることから、昨年策定しました三重県建設産業活性化プランに基づき、地域の建設業者が将来にわたり存続できるよう、各種取組を進めているところでございます。

土木工事や建築工事の発注に当たっては、地域要件や発注ロットの設定を通じて、地域の建設業の受注機会の確保に努めております。

また、測量・設計業務や機械設備・電気工事についても関係団体の意見を聞きながら、県内業者でできるものは県内業者へ発注しております。

今後も引き続き、建設業等関係団体と意見交換を行い、地域の事業者への発注に努めてまいります。

〔森 靖洋会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（森 靖洋） 私からは、物品購入や役務提供といった物件関係の地元事業者への優先発注について御答弁を申し上げます。

本県における消耗品・備品の購入や、庁舎の清掃業務委託といった物件等の調達においては、WTO案件と言われる政府調達に関する協定の適用を受ける高額な案件、その件数は、電子調達システムを利用した調達案件全体の1%にも満たない件数であります。そういった特殊なものを除いた大部分の案件は、地域事業者育成の観点から県の要綱により、原則として三重県内に本店・支店を有する地域事業者へ発注を行っています。

さらに、予定価格が10万円未満の、より少額な案件については、県の調達基準により、発注所属の所在地の近隣の事業者を選定して1者見積りによる随意契約を行い、地元事業者への優先的な発注を行っているところです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年9月からは、雇用経済部において、マスクや消毒液をはじめとする感染予防に資する物品の県内での安定的な供給と県内産業の育成を図るために、感染症予防物品の県内製造企業からの調達優先制度を創設しております。

現在までに、この制度により8事業者が登録し、県が発注する感染予防に資する物品について優先調達が行われております。

物件関係の調達につきましては、今後とも引き続き、公平性・公正性・透明性・競争性の確保と地域事業者の育成に考慮したバランスの取れた入札・契約制度の運用に努めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私からは、教育旅行の県内での実施について御答弁申し上げます。

修学旅行や遠足は、ふだんの学校生活とは異なる環境において、その土地の自然や文化、歴史に触れながら、集団生活の中で児童・生徒同士がふれあ

いを深め、成長につながるとともに、楽しい思い出となる重要な教育活動です。

今年度、県内の学校は、コロナ禍の中でいかに安全性を確保しつつ有意義な修学旅行を実施できるか、難しい状況にありました。

県教育委員会では、関係部局と連携し、市町教育委員会や県立学校に対して、県内を行き先とする場合の支援策を紹介するとともに、修学旅行がより有意義なものとなるよう、県内のモデルコースや体験メニュー等について周知を図ってきたところです。また、県内各市町の検討状況について把握し、情報共有をしてまいりました。

こうした中、今年度修学旅行を実施できた学校のうち、県内を行き先とした学校は、公立小・中学校では449校、高等学校では3校、特別支援学校では小学部10校、中学部11校、高等部9校となっています。これは、修学旅行を実施できた学校のうち、小学校では100%、中学校では76.1%となっております。

県内を行き先とした学校からは、修学旅行を通じて楽しい思い出をつくり、成長した児童・生徒の姿について多くの報告を受けています。

例えばある小学校の児童は、当初予定されていた京都、奈良に行けず、最初は残念に思ったとしつつ、三重県にも世界遺産があることを初めて知り、勉強になった。他県の人から三重の魅力って何と聞かれたら、堂々と答えられるという感想などが寄せられており、三重県魅力を再発見する貴重な機会となっています。

また、ある中学校では、ふだん生活している三重県を、視点を変えて海から眺めてみたいという生徒自身の提案を基に、伊勢湾を船で巡る活動を取り入れ、計画段階から旅行全体を通じ、様々な面で生徒たちの成長につながったと聞いています。

県内での修学旅行は、私たち大人が考えていた以上に、三重県ならではの経験や、県民の方々とのふれあいを通じ、子どもたちの郷土への愛着や主体性の育成につながったと受け止めています。

また、多くの保護者の方から、県内の修学旅行について安心して参加させることができたといった肯定的な感想が寄せられています。

県教育委員会といたしましては、今後も市町教育委員会や県立学校に対しまして、関係部局と連携しながら、県内の豊かな自然や歴史文化を体験できる活動や行程例、県内教育旅行の支援策について情報提供するとともに、今年度実施されました県内修学旅行の教育的効果について周知をしていきたいと考えています。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 随分時間が押してきましたので、デジタルへ入らせてもらいます。

1点目の国の動きは、割愛させていただきます。県のことが大切ですので、県のことを聞かせていただきます。

知事は、デジタル社会形成に向けた関連業務を一元的に集約し、県全体のデジタル化を部局横断的に強い権限を持つデジタル社会推進局を設置し、部内局ではなく、知事直轄の局とすると伺いました。

行政の業務は、内部の事務処理・連携をはじめ、対県民の税、医療、福祉などの申請・届出受理や相談に加え、市町や団体、企業との連絡調整や指導など多岐にわたります。

令和2年度、県庁は、新型コロナウイルス感染症の発生により、慌ててかつやむを得ず在宅勤務、オンライン会議の実施となりました。

知事自慢のイクボス日本一を維持するためにも、また、育児や介護と仕事の両立にも大きく貢献するためにも、今後は、新たな多様な働き方として在宅勤務は有効と考えます。

今後、在宅でできる業務の仕分けや、在宅勤務と在庁勤務のウエートの配分などの制度設計も必要となってきます。

学校では、臨時休校によるオンライン教育を進めるための環境整備も行われましたが、まだまだ地域間格差があります。加えて、県庁がスマート自治体を推進しても、地方自治推進のパートナーである市町がしっかりとついて

こられるかというところもあります。

こうした課題の中、総務部スマート改革推進課は、県庁内のスマート改革を、雇用経済部創業支援・ICT推進課は、新事業の創出促進やICT活用による産業の活性化などを業務としてやってまいりました。

この両課を合体したのみのデジタル社会推進局で、果たして知事の思いが具現化するのでしょうか。

一方、デジタル社会推進局の設置に併せて、県土整備部は、技術管理・DX推進班を、教育委員会は、教育ICT化推進班をこのたび設置しています。デジタル社会推進局に集約されるはずのデジタル化はどこへ行くのでしょうか。

内政向け改革であれば、現行の総務部スマート推進改革課に各部のデジタル化担当者を集めたプロジェクトチームで十分な気がします。

県民や市町、企業も含めた外政向け改革であれば、システムや様式、帳票の統一である標準化が不可欠であり、国のデジタル化の動きも視野に入れて進めていく必要があります。時間もかかります。加えて、個人情報に関する厳格な運用も求められます。

こうした中、知事は、デジタル社会推進局を中心に、市町も含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて全国に先駆けた取組を加速させるとしていますが、県のデジタル社会構築に向けた知事のお考えをお伺いします。

また、デジタル社会推進局の県行政上の位置づけについてもお伺いします。

議案第25号、三重県部制条例の一部改正において、現行、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の10部を置くとなっていますが、議案では、第1項はそのまま、新たに第2項で知事直轄組織としてデジタル社会推進局を置くとしています。

また、その提案理由では、新たに知事の直近下位の内部組織として設置をするとなっています。

これでは意味不明であります。

改めて、知事直轄の組織とはどういう組織なのか。各部との関連も含め、お伺いしますとともに、建制順位はどうなるのかお伺いします。

次に、国体開催やコロナ禍でたくさんの職員が必要な今、あえてデジタル社会推進局を設置する必要性があるのでしょうか。

国は3月補正予算や当初予算でデジタル社会推進費を計上していますが、デジタル庁創設は9月と聞いています。具体的なものが見えるのには時間がかかるのではないのでしょうか。

国のデジタル化の動きがもう少し明らかになり、とこわか国体も終了し、デジタル社会構築に向けた戦略が県庁内で共有化された来年でもいいのではないかと考えますが、今年に設置する必要性をお伺いします。

加えて、デジタル社会とリアル融合についてお伺いします。

会議や打合せはリモートでできる場合や、一堂に会して行う必要がある場合もあります。

また、窓口の少ない県庁といえど、児童相談所や福祉事務所、保健所、県税事務所などがあります。窓口業務は、県民が行政にアクセスすることを受け身で待つのではなく、県民の思いに寄り添うアウトリーチの役割を担い、人が介在しなければならない業務であります。AIやデジタルで無人化できる自動販売機のような業務ではありません。

デジタル化のみに視点を置かず、デジタル社会とリアル融合にも十分な配慮が必要と考えますが、お考えをお聞きます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私からは、県のデジタル社会構築に向けた考えとデジタル社会推進局を今年設置する必要性とデジタルと対面の融合について答弁させていただきます。

国においては、デジタル庁を中心にデジタル社会を形成するに当たっての各種情報基盤を整備することが役割である一方、より住民に近い立場で、その基盤も活用しつつ、主体的にデジタル化を進めることが地方自治体の重要な役割となります。

デジタル社会形成に向けては、県は二つの観点から取組を進める必要があると考えています。

一つ目は、東京一極集中の是正によるチャンスをつかむための環境整備です。

例えば、テレワークやオンライン教育の進展をはじめ、今後ますます大都市でしか実現できないことは少なくなると考えられます。三重県を離れることなく、就職や教育の機会を享受することができるような環境整備を進める必要があります。

二つ目は、県民の皆さんが安心して三重県に住み続けられるための環境整備です。安心して出産や子育て、介護ができるように、福祉・医療・介護体制をより充実させることは、これまで以上にニーズが高まると考えられます。

デジタルを活用することにより、行政と住民は、どちらかといえばこれまでは一方通行のような側面も様々な面で見られましたが、それを転換し、双方向のやり取りを実現しつつ、効率的なサービスの提供が可能となります。

豊かな自然環境や文化遺産といった地域のストックを生かしつつ、ものづくり産業や農林水産業、観光業について、従事者が十分な収入が得られるよう付加価値を高め、利益が地域の隅々まで行き渡るよう、地域循環経済を構築することも、デジタルを活用することにより新たな展開を構想することが可能となります。

また、私たち人類は、新しいテクノロジーを日常に溶け込ませていくことで、生活を豊かにすることができるということを証明してきました。例えば電気、例えば車。デジタルもその可能性が十分にあります。

デジタルを最大限活用し、今後の地方の可能性を捉え、単に利便性の向上のみを追求するのではなく、誰もが住みたい場所に住み続けられる地域づくりを進めるという地方創生の理念をさらに具体化することが、県のデジタル社会形成においては必要な視点であると考えています。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、行政のみならず、社会全体におけるデジタル化の遅れが明らかとなり、国のデジタル化の動きに

即応し、県としても最優先課題の一つとして取り組む必要のあるものと認識しています。

地方自治体に対しては、情報システムの標準化を2025年度までに達成する、2022年度中にマイナンバーカードをほぼ全ての国民に交付するといった国からの要請が増加することが予想され、市町との連携もさらに強化する必要があり、デジタル庁の設置のいかんを問わず、スピード感を持って一元的に対応することができる組織の設置が今年必要不可欠です。

また、行政機関のみならず、県民の皆さん、民間企業や各種団体など、全てのステークホルダーと連携し、デジタル社会を実現するためには、司令塔となる組織が必要です。

司令塔組織としての実効性を担保するため、最高デジタル責任者、チーフ・デジタル・オフィサーは、県組織の職として設置し、その職に就く者は、一般職の任期付職員として採用した上で、私の命により各部を指揮監督できる強い権限を付与します。

また、意思決定の迅速化の観点から、今回、部制条例の改正をお認めていただければという前提ではありますが、最高デジタル責任者とデジタル社会推進局長を兼ねさせることについても検討してまいります。

デジタル化は、多様な県民の皆さんがニーズに合ったサービスを選択でき、県民一人ひとりの幸福や地域社会の持続可能性に資するための手段であって、目的ではないと考えています。

県民の方へのリアルでの職員の対応が必要な業務については、これを見極めた上で、対面等での対応をしっかりと行いつつ、デジタルにより県民の皆さんの利便性向上や行政の生産性向上等につながる業務については、積極的にこれを活用し、デジタル化によって生まれた余力により、新たな県民ニーズに対応するなど、県民の皆さんの満足度が高まるように取り組んでいきたいと考えています。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 私のほうからは、部制条例での位置づけについてお

答えをさせていただきたいと思います。

地方自治法に、長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする規定されていることから、三重県におきましては、今、最上位に組織のなっています部、これを、知事の直近下位の組織と位置づけを行いまして、三重県部制条例において10部を制定しているところでございます。

そこで、デジタル社会推進局は、デジタル社会の形成と、さつき知事もお話されましたけれども、既存の部に属さない、新たに生じた特定の政策課題に対してスピード感を持って対応するという役割を期待する組織であること。また、部局横断的な課題に対応していく組織であること。そして、その役割とか権限から見れば、最上位の組織、部相当の組織として位置づけることが適切であると考えられることから、今ある既存の10部の外に、部に相当する知事直近下位の組織として規定することにさせていただきました。

また、デジタル社会推進局が通常の部とは異なる性格であることを示すために、ほかの県、あるいは過去の事例等も参考に、通常の部ではなくて、局という名前を用いることにいたしました。

しかしながら、現在、部局内に設置されております局が存在することから、この局と異なって、知事の直近下位の組織として部の外にある組織であることを分かりやすく明確化するために、特に知事の直轄組織という表現をさせていただいているものでございます。

また、各部との役割でございますけれども、デジタル社会推進局では、デジタル社会の形成に向けました方向性を取りまとめまして、一貫したスピード感のある取組を進めますとともに、各部から関連業務を一元的に集約いたしまして、効果的に取組を進めることといたしております。

その一方で、デジタル化という切り口でありましても、スマート農林水産業、あるいは公共工事のDXなど、既に一定程度定型業務化した取組もございますし、また、新たな取組でありましても、既存の業務の延長線上にある取組等につきましては、引き続きその所管部が所管していくことが効率的で

あるというふうに考えております。

ただ、その場合でありましても、デジタル社会推進局は、関係部としっかり連携いたしまして取り組んでいくことと考えております。

それから建制順でございませけれども、現行、第1条第1項におきまして、防災対策部から県土整備部までの10部を制定しております。そして今回、第1項に定めるもののほか、知事の直轄組織としてデジタル社会推進局を置くとしておりますので、部制順位といたしましては県土整備部の次になるということでございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） よく分からんのですけれども、デジタルに対しては縁遠いほうの人間でございます。これからも議論していきたいと思っております。

ただ一つ危惧するのは、知事が、全国に先駆けた取組を加速させていく決意だとおっしゃってみえます。

システムって、やっぱり横並びになってきます。プラットフォームをつくらんならんと思っております。

知事が突っ走って行って、先進的なトップランナーとしてのシステムをつくった際に、結局、後からついてきたら、うちのシステムは、ガラパゴス的やったと、ついていけないというようなことが起こらないようにだけは気をつけていただきたいなと思っております。

残り、時間がありませんので、4番目のみえ県民ビジョン・第三次行動計画です。

去年から始まりました。1年たちました。あと3年あります。

去年を振り返って、そして3年先のゴールに向けて、一番大事なのはこの2年目だというふうに思います。その2年目をどういうふうにして、このみえ県民ビジョン・第三次行動計画をやっていくおつもりか、決意をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ県民ビジョン・第三次行動計画の目標達成に向けて

の重要な時期の決意ということでもありますので、まさにこれまでの第一次、第二次の経験からも、2年目でしっかり加速させていかないと目標の達成などへいかないということで、まさに議員がおっしゃるとおり、大変重要な段階に来ているということでもあります。

今、新型コロナウイルス感染症がこういう状況にあって、また、今年は国体などもある中で、先行き不透明で不確実な時代、全体としてはそうであっても、三重の未来を左右する岐路に立っているという危機感と使命感を持ちながら、最優先で新型コロナウイルス感染症による危機の克服を目指し、迅速かつ的確な対策を強力に講じていかなければならないというふうに考えております。

今回の三重県経営方針でも書かせていただいていますけれども、ビルド・バック・ベター、新型コロナ前よりもよりよい社会へという観点から、第三次行動計画の目標達成に向けた取組を再加速しまして、協創による新しい豊かさを享受できる三重づくりをしっかりと進めていきたいというふうに考えています。

その取組を再加速させた結果として、新型コロナウイルス感染症も克服し、必ずや明るい未来を迎えることができるというふうに、県民の皆さんに思っていただけのようにしたいと考えています。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） あと僅かになってしまいました。

みえ県民力ビジョン、知事が当選後策定されて、そして3期目ということになります。あと3年ありますので、しっかりと、この2年目を大切にしながら、あと3年やっていただきたいと思ひますし、先ほどのデジタルの話ですけれども、そこまで今年無理につくらんならんかと思ひますし、それをつくろうとしているのは鈴木知事でございます。

そういった意味では、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画においても、デジタル社会推進局においても、少し長い目で、知事は責任を持ってちゃんと面倒を見てもらわなあかんと思ひんですけど、そこら辺に対しての面倒の

見方の決意みたいなものを最後に聞かせてもらえますか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 面倒の見方の決意ってどう答えていいかちょっと分からないんですけども。

効果が出るのに時間がかかるようなものであっても、すぐに取りかからないものというものはたくさんあります。そして、今、それがどういう効果を示すか分からないかもしれないけれども、過去の経験や、他地域での経験から見れば、それが県民の皆さんの生活を豊かにするものであるならば、今の段階で取り組まなければならないものもあります。

それは、理解を得ながら進めていくということですので、何か視点が短期的で、当面のことしか考えていないということは決してなく、むしろ、中長期的に県民の皆さんの生活を豊かにするために今取り組まなければならないということですので、いずれにしても、丁寧に理解を進めながら取り組んでいきたいというふうに思います。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 時間が来ましたので、終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（日沖正信） 代表質問を継続いたします。46番 中森博文議員。

〔46番 中森博文議員登壇・拍手〕

○46番（中森博文） 皆様、おはようございます。

安心を取り戻し、希望を実現する自由民主党県議団会派、名張市選出の中森博文でございます。

議長のお許しをいただき、代表質問させていただきたいと存じます。

先ほど来、新政みえの舟橋議員から、来年度の当初予算に関わるお話や詳細にわたる質問がされました。私のほうからは、少し大きな話となってしまいますけれども、角度を変えて、代表質問させていただきますことにお許しいただきたいと思います。

先ほどは緊張感がありましたが、少し心休めるつもりで、突然のお話で恐縮ですが、江戸川乱歩のお話を少しさせていただきたいと思います。

1894年、明治27年、私の地元名張市である乱歩が生まれました。127年前のことです。本名は平井太郎、本籍は津市、2歳の頃、父の転勤で亀山市へ、そして早稲田大学卒業後、1917年、大正6年ですね、鳥羽造船所に就職され、その後大正8年、坂手島の小学校の教師、村山隆子さんと結婚された。同10年、翌々年ですね、小説家としての道を歩むに至りました。乱歩26歳であります。同12年、処女作『二銭銅貨』、（実物を示す）これですね、2銭銅貨、これ、地域通貨で使えるそうでございます。まだマスコミ発表していませんので、ちょっとここはこれぐらいに収めておきますけれども、自来、『怪人二十面相』、『少年探偵団』など多くの傑作を著して、日本近代探偵小説を創始し、その分野を確立しました。

一方、乱歩にとって、名張市は見知らぬふるさとでありました。昭和27年9月、57歳になった乱歩は、大学在学中から作家デビューするまでの間、大変お世話になっていた同郷のある人にどうしてもということで、名張市を訪れたそうでございます。そして、ふるさと発見が果たされ、乱歩は感動するに至りました。一体、誰のために、また何のために。このミステリー、謎解

きは後刻とさせていただきます。

ここからです。そして、今から60年前の1961年、昭和36年ですけれども、7月、66歳になったら乱歩は『探偵小説四十年』を出版しています。何と今年は、乱歩探偵小説家100年の記念すべき年に当たります。つまり、作家となった大正10年から100年、今年は大正110年の年であります。

何が言いたいかといいますと、いよいよ三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。この際、三重県にゆかりのある探偵小説家、乱歩を全国に発信する好機であるということでございます。

少し長くなりましたけれども、それでは、通告に従い、代表質問において謎解き、いや、ひもときでありますけれども、始めたいと思います。

まず、コロナ禍における緊急事態での憲法議論の声についてであります。

さて、昨年10月に、私どもの自由民主党県議団、津田健児団長から代表質問で、憲法において地方自治、地方分権の視点を踏まえての知事のお考えをお聞きしたところでございます。

知事からは、折しも、コロナ禍において、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育など、時代はデジタル社会の実現、東京一極集中から多核連携型社会へと一大転機を迎えたと述べられました。

このようなときこそ、真の地方自治、地方分権を実現するチャンスと捉え、全国知事会とも連携して国民的な議論を喚起するとともに、国に働きかけたいと、このような御答弁だと記憶しております。

さて、国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生してから1年が経過しました。この間、県内感染者数は累計で2500人に迫り、お亡くなりになった方は52名となっております。改めて哀悼の意を表するとともに、感染されました皆様方には心からお見舞い申し上げます。

いよいよワクチン接種が始まりました。一刻も早い収束を望むところであります。

さて、コロナ禍において、現行憲法下での強制措置が取れない、国会は、速やかに現行法制度の不備や欠陥の是非についてしっかり考えるべきである

との声があります。

さらに、法律では対処できない想定外の事態に備えて、先進国では全て認められている憲法上の緊急時のための条項について、議論を進める必要があるとの意見があります。

そのような中、昨年11月、伊勢市において、国士舘大学特任教授をお迎えし、美しい日本の憲法をつくる国民の会幹事長であります百地章氏をお招きして、コロナ禍における緊急事態と憲法 in 伊勢と題して、憲法講演会が開催されました。

講演のお話は整理しますと、現憲法下では、いわゆる外国のようなロックダウンができないと、二つ目が、もし人権侵害の訴えが出たらどうなるのかなど、また三つ目に、国会の開催や国政選挙ができないと一体どうなるのかなど、このような課題が指摘されました。

そこで、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法における知事の権限についてお尋ねしたいと思います。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請などの対策や同措置法の改正で、要請の強化がなされました。特に、新たに設けられました蔓延防止等重点措置の適用が特色となっております。

これは、緊急事態宣言の前段階で実施される措置で、感染症の急拡大を防ぐため、総理大臣が対象地域を指定し、都道府県知事が事業者に営業時間の短縮などの要請、命令が可能となるものでございます。

そこで、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法における知事の権限に関する課題など、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） いわゆる特措法改正での知事の権限強化に関して、評価、課題など所見をということでございますので、答弁させていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律につきましては、今般の改正により緊急事態宣言の前段階、または緊急事態宣言の解除

後であるものの、いまだそのおそれが継続している段階において、蔓延防止等重点措置として、都道府県知事の判断により、感染の状況等を考慮して都道府県知事が定める期間及び区域において営業時間の変更等を要請することができ、県民に対しても営業時間の変更等を要請した事業所等にみだりに出入りしないこと、その他の新型インフルエンザ等の感染防止に必要な協力を要請、命令等ができることとされたところであります。

一方で、措置の実施に当たっては、自由と権利の制限は必要最小限のものとなるよう留意が必要であり、改正された特措法においても、要請または命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ専門家の意見を聞かなければならないとされているところです。

新型コロナウイルス感染症の発生状況や感染拡大の傾向は、都市部と地方では異なることから、地域の関係団体等と顔の見える関係があり、地域の実情を肌で感じている都道府県知事の判断が重要であり、地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事が一定関与できるよう、これまでも訴えてきたところです。

今般の改正により、都道府県知事の判断により地域の感染の状況等を考慮して措置を講ずることができるようになったこと、また、営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請に応じた事業者等に対する支援を行うことが明記されたことは評価できる一方で、措置を講じることにより、県民の自由や権利を制限することにつながることもあるため、その運用については、専門家の意見を伺いながら慎重な対応が必要であるというふうに考えています。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

知事の権限として、やはり権限がいざれるほど責任が重大になるということだと思いますので、全国とはいえども、やはり国の役割というのと都道府県の役割というのがあるかなというふうに思うんです。

ここで、用意したパネルを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）これは、去年の12月2日ですけれども、美しい日本の憲法をつくる国民の会

主催で、国民の命と生活を守る憲法論議を求めると、こういう国民集会が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の医療現場の教訓から緊急事態条項の必要性が提起され、自由民主党、公明党、日本維新の会に加え、国民民主党から憲法改正に向けた取組が表明されました。

また、パネルの下のほうに、少し分かりにくいですが、実は三重県が色を塗られていないんです。塗られていないのが、岩手県と三重県、愛知県、それから沖縄県でしたかね。この4県は塗られていないんですけれども、全国の43都道府県議会ですね。憲法について、国会において活発かつ広範な議論を進めるとともに、国民的議論を喚起することを求めるべきとの意見書が採択されているということで、残念ながら、三重県は採択されていませんけれども、それが逆に紹介されているということが、私どもとしては少し悩ましいというんですか、やっぱり三重県もしっかりと憲法議論を求める意見書が必要ではないかなと、三重県議会も必要ではないかなと、このように思う議員の1人であります。

ここは、我々議会のほうもちょっと御理解をいただきながら、よろしくお願い申し上げます。

次に、話は変わりますが、沖縄での慰霊式継続に係る御英霊からの声の質問に移ります。

昨年は、終戦から75年目の節目の年でした。県内では、戦後生まれの人の割合が県人口の8割を占めるようになり、戦後、実体験として次世代に伝えていくことが年々難しくなっております。

このような中、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆様方に、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくことが大変重要と考えます。

さて、昨年11月14日、建立55周年を迎えた沖縄の三重の塔において、三重県遺族会主催の慰霊式に、知事、三重県議会議長御臨席の下、英霊にこたえる会の三重県議会議員連盟として私も参加させていただいたところであります。

さきの大東亜戦争中に、沖縄や南方の諸地域で犠牲になられた本県出身者約5万3000柱をお祭りする慰霊塔でございます。ここに御英霊の安らかならんことをお祈りするとともに、戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、平和の尊さや大切さを次世代につなげていくことを、戦没者の御霊と御遺族の前でお誓いさせていただいたところでございます。

当日、遺族会の皆様方から、私どももう高齢化により今後我々ではとても続けられないと、このようなお声をお聞きしたわけであります。これは御英霊からの声かなというふうにも感じました。

そこで、三重の塔の建立趣旨や慰霊式継続の意義を鑑み、主催を三重県とすべきと考えます。知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 沖縄三重の塔での慰霊式を三重県主催で実施するべきではないかということについて答弁させていただきます。

沖縄三重の塔は、さきの大戦で沖縄や南方諸地域等で戦没された三重県出身者約5万3000柱の御霊が祭られています。沖縄戦没者友の会の提唱により、三重県戦没者沖縄慰霊塔建立委員会が設置され、県民からの募金と県及び市町村の出資により、昭和40年に建立されました。

三重の塔は、三重県が所有・管理しておりますが、そこでの慰霊式は、県遺族会の主催で、昭和53年度以降、ほぼ毎年開催されてきました。昨年11月に実施された慰霊式には、中森議員にも御参加いただきました。ありがとうございます。

私も参列し、犠牲となられた戦没者の方々の御霊に対して哀悼の意を表すとともに、今日の平和に改めて深く感謝し、令和の時代が希望と活力に満ちた時代となるよう、力の限り取り組んでいくことを改めてお誓いしたところです。

他県における沖縄県での慰霊式は、県主催、遺族会主催、県と遺族会の共催など様々であります。近年では、遺族の高齢化等を理由として、主催者を遺族会から県に変更した事例もあります。

三重県においても、県遺族会の皆様から、慰霊式を県が主催することも含めた運営への支援が求められてきました。

戦後に生まれた方の割合が8割を超え、戦争の悲惨な実態と教訓が風化することが懸念される中、私たちは、今日の平和と繁栄が戦争によって命を落とされた方々の貴い犠牲と、戦後の国民の皆さんのたゆまぬ努力の上に築かれていることを決して忘れてはなりません。

私たちには、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承し続けていくため、三重の塔での慰霊式の開催を継続していく責務があると考えております。こうした決意の下、令和3年度から、県主催で三重の塔での慰霊式を開催することといたします。

今後も、平和の尊さや大切さを発信し語り継いでいくという、今を生きる私たちの使命を果たし、令和の時代が恒久の平和の時代となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

遺族の皆様方はじめ、大変喜んでいてのではないかなと思います。

そこで、ちょっと御覧いただきたいパネルを用意しました。（パネルを示す）これは、沖縄の三重の塔ですけれども、私も行かせてもらって、数回ですけれども、やっぱり年々、老朽化が進んでいるのではないかなとか、あの植栽がちょっと気になる場所があったり、場合によったら、階段というのか、アプローチというのか、スロープで会場まで車椅子の方も行かれることは可能なんですけれども、ちょっと割り振り、もう少しかなという感じもしますし、老朽化が進んでいると思います。

それで、これは改修というんですか、整備というんですか、三重県主催になっていただいた上は、しっかりと責任を持って取り上げていただければと思います。

もう一枚用意してあるので、これは、付近も見てもらわないといけませんので、（パネルを示す）こういう感じでございます、中へ入ると少し広場

がありまして、いずれにしましてもこういう状態でございます。三重県主催になっていただいたら、もう少ししっかりと整備していただきたいということを、これは強く要望させていただきたいと思います。

次に、3番目、台湾とのさらなる友好推進の声の質問をさせていただきたいと存じます。

昨年10月に開催されました第6回日台交流サミットin加賀におきまして、日台友好三重県議会議員連盟からも10名が参加させていただいたところでございます。

会議の中で、新型コロナウイルス感染症に対しては、台湾から多くの支援物資が各地域へ送られ、その強い絆に感銘を受けたところであり、経済、観光、文化などの各分野をより一層強固なものとするための意見交換をさせていただいたところでございます。

また、三重県議会11月定例会月会議におきまして、台湾のWHO参加を推進すべく、国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書が採択され、議長より国へ提出していただいたところであります。

パネルを御覧ください。（パネルを示す）台湾へ行かれた方は分かると思いますけれども、これは、シンボルタワーの台北101という高い建物でございますが、中ほどに、電照というのか、電光掲示板というんですか、見ていただいたら、ちょっと読み取りにくいと思いますけれども、台湾と日本の友情がそこに表現されているということでもあります。日本を大切に思っているという。

それと、これだけではちょっと分かりにくいので、電照ですので変わったりするので、（パネルを示す）これが分かりやすいですね。日台友情と、これですね、このタイミングでしっかりと台湾の表明がされました。

これは先月23日、東日本大震災10年を前に、台湾と日本の揺るぎない友情や東京2020オリンピックの成功を祈るメッセージを点灯させるという式典が行われたと聞いております。

蔡英文総統から、我々は世界に向けて、台湾と日本はいつまでも固く結ばれている隣人だと伝えたい。いつまでも日本を応援していますというようなメッセージが寄せられました。

また、先日2月8日は、リモートでしたけれども、我が県議会も加盟しております全国日台友好議員協議会役員会が開催されまして、今年の11月には、神戸市で日台友好の交流会を開催することが決定されたと伺ったところでございます。

そこで、コロナ禍並びにコロナ収束後において、台湾とのさらなる友好推進に関しまして、本県の取組について知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） コロナ禍及びコロナ収束後の台湾との友好交流についてであります。

台湾は、我が国にとって基本的な価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーであり、大切な友人です。みえ国際展開に関する基本方針においても、重点地域として位置づけております。

私は知事就任以来、台湾を8回訪問し、高雄市長を経て、官房長官に当たる総統府秘書長を務められた陳菊氏、前任の副総統の陳建仁氏、そして、現在の副総統である頼清徳氏、さらには、観光協会会長の葉菊蘭氏ら台湾の要人と会談し、顔の見える関係を構築してきました。

また、平成25年の日台観光サミット in 三重の開催をはじめ、台湾の主要都市である新北市、高雄市、台中市や台湾の産業支援機関であるTJPO、台日産業連携推進オフィスとの覚書締結をきっかけに、今では県だけでなく、市町や産業界、大学、民間においても顔の見える関係が構築され、県内の各界で多様な交流へと発展しています。

例えば市町では、志摩市、伊賀市が、台湾の自治体と覚書を締結し、交流を深めているほか、熊野市が、台湾ソフトボール協会とスポーツを通じた交流を展開しています。

産業界では、三重県商工会議所連合会と台湾貿易センターの連携が、大学

間では、三重大学と南台科技大学等の連携が進んでいます。

民間においても、インバウンド、教育旅行をはじめとする人的往来が増加するとともに、食の販路拡大や県内企業と台湾企業との業務提携など、経済活動が活発化しています。

このような交流の積み重ねを背景として、昨年春には、全国的にマスクが不足する中、台湾政府から本県に対し2万4000万枚のマスクを寄贈いただくなど、その絆はますます強固になっています。

台湾は、政府当局のスピーディーかつ的確な対応により、新型コロナウイルス感染症の抑え込みに成功したとして、今、世界の注目を集めています。

デジタル担当大臣のオードリー・タン政務委員が、市民エンジニアと協力してマスクの在庫確認や予約購入ができるシステムを開発したことにより、円滑にマスクが市民に供給されたエピソードは、我が国のメディアでも数多く紹介されています。デジタルを活用した台湾の取組は学ぶことが多く、私も著書を読ませていただきましたが、本県のデジタル社会推進の参考にしていきたいと考えております。

オードリー・タン氏の開発したマスク供給システムでは、政府から配給されたマスクを、個人が希望する場合、外国へ寄贈できる仕組みが構築されています。本県にいただいたマスク2万4000枚には、台湾市民からの寄贈によるものも含まれています。貴重なマスクを本県に寄贈いただいた台湾市民の御厚意に改めて感謝申し上げたいと思います。

昨年秋に本県が実施した県内事業所アンケートの今後の海外展開先として興味ある国・地域において、台湾は、前回調査の14.7%から26.7%へと大きく12ポイント増加しました。

台湾は、県内企業の海外展開先としてベトナム、中国に次ぐ高い関心を集めており、今回のコロナ禍で課題となったサプライチェーン多元化の観点からも魅力が高まっています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、台湾との人的往来は困難な状況にあります。コロナ禍においても交流を停滞させることのないよう、

私は、昨年6月に就任して間もない台湾の交通部観光局長と、日本の自治体トップの中では初めてオンラインで会談し、今後の連携について意見交換を行いました。

また、本年3月5日から7日にかけて、台湾の高級スーパー裕毛屋において三重県フェアを開催し、県産品の販売促進に取り組むほか、3月24日には、台湾の経済部との共催で台湾企業と県内企業とのオンライン商談会を開催し、台湾からの調達先拡大や県産品の販路拡大を支援するなど、商取引の活性化にも努めているところです。

実は、今、台湾では、日本の取組を参考に地方創生が進められています。私は、全国知事会地方創生対策本部の本部長を務めており、そこで得た知見を生かして、本年春頃をめどに、地方創生やデジタル社会推進といったテーマでも、台湾要人とオンラインで意見交換していきたいと考えています。

また、感染症収束後には、速やかに私自身が台湾を訪問し、経済面に加え、将来を担う次世代の交流を促進するなど、具体的な取組を展開していきたいと考えています。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。たつぷりと知事の思いをお聞かせいただいたところでございます。

17年前になるんですけれども、青木議員と、ちょうどアテネオリンピックの年でしたけれども、台湾はテコンドーで金、銀、銅とメダルを取っていました。一方、台風がありまして、そのときに、当時の三重市というのがありまして、そこで洪水の被害があったというときでした。

また、さきにお亡くなりになられた李登輝元総統と懇談する機会もいただきまして、日本を愛するお話をいただいたところでございます。その後、日台友好三重県議会議員連盟が誕生したという経緯があるわけでございますけれども、引き続きよろしく願い申し上げたいと思います。

続いて、北朝鮮拉致被害者からの声についての質問をさせていただきます。

昨年10月、本県議会も加盟しております拉致問題地方議会全国協議会主催

の集會に、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟会長という立場で出席させていただきました。

集會の前に、元家族会会長の横田滋さんお別れ会に出席させていただき、祭壇に献花させていただきました。

その後、北朝鮮による拉致問題解決に向けた関係5団体が主催する、全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集會へ参加させていただきました。

集會では、菅義偉内閣総理大臣をはじめ、超党派の各代表が登壇され、拉致問題解決を訴えるとともに、全拉致被害者の即時一括帰国を求める大会決議が採択されました。

パネルを御覧ください。（パネルを示す）三重県におきましても、40年前、1981年2月、当時32歳で行方不明となっております桑名市のTさんは、北朝鮮による拉致の可能性が高いということで、特定失踪者として認定されております。

さて、6年前でしたかね、三重県におきましても、横田めぐみさんの弟の拓也さん、救う会の会長の西岡さんの講師で、拉致問題を考える集い i n みえが三重県で開催されました。もちろん出席させていただきました。ぜひ来年度、このような取組をお願いしたいなと思っております。

そこで、北朝鮮拉致問題解決促進に向けて、本県としても積極的に取り組むべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

続けます。

昨年度、我が会派の小林貴虎議員から、アニメ「めぐみ」の啓発映画の活用を要望させていただきました。

そこで、拉致問題に関する学習状況についてお尋ねします。

そして、アニメ「めぐみ」の活用に関するその後の取組状況について、教育長の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 北朝鮮拉致問題解決に向けた私の思いと県の取組について答弁させていただきます。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命、安全、人権に関わる重大な問題です。拉致の可能性を排除できない行方不明者の中には、御本人や御家族が県内にお住まいであるなど、本県に関係のある方も11人いらっしゃいます。

北朝鮮は、拉致問題について誠実な対応を示すことなく、突然家族を奪われた方々の悲しみが長年にわたり継続しているという極めて許し難い状況が続いており、拉致被害者やその御家族が御高齢になる中、その解決に向けて、もはや一刻の猶予も残されておられません。

昨年6月には、拉致被害者横田めぐみさんの父親で、拉致被害者御家族の先頭に立って救出活動を続けてこられた横田滋さんがお亡くなりになりました。改めて、滋さんの御冥福を心よりお祈りするとともに、御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げます。

滋さんが御存命の間に、めぐみさんとの再会を果たすことができなかった御無念に思いをはせると、同じ子を持つ父親として、まさに胸が張り裂けるような気持ちになるとともに、このような不条理が許されるわけがない、必ず全拉致被害者の即時一括帰国を実現せねばならないと改めて心に強く誓っているところです。

拉致問題は、政府の責任において解決すべき重要課題であり、政府には、引き続き北朝鮮がしっかりと対応するように外交努力を重ねていただくことを期待していますが、政府の取組にとって国内外の世論の高まりが大きな後押しとなります。

県政を担う知事としてなすべきことは、現にある課題である拉致問題を決して風化させず、解決に向けた声を地方から上げ続けることであり、そのためには、県民一人ひとりの関心と理解を深めるための取組を進めていくことが何よりも重要であると考えています。

そのため、本県では、これまで、12月10日から12月16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、写真・パネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙により啓発を行っているほか、拉致問題解決の願いを込めたブ

ルーリボンの着用、ホームページでの情報発信などに取り組んでまいりました。

また、政府拉致問題対策本部との共催事業にも取り組んでおり、先ほど議員からも御紹介いただきました平成27年度には、県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟にも御協力いただき、拉致問題を考える国民の集い in みえを、平成30年度には、伊賀市にも御協力をいただき、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催してまいりました。

これらの成果を踏まえまして、来年度につきましても、県民の皆さんの関心をより一層喚起できるよう、政府拉致問題対策本部との共催事業の実施を現在企画しているところであります。

拉致問題が解決し、拉致被害者や拉致の可能性が排除できない行方不明者の方々の帰国が実現すること、そして、御家族との再会が一刻も早く実現することを心より願い、国・市町等と連携し、様々な手法を活用しながら、拉致問題に関する理解促進のための取組を進めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 映像作品アニメ「めぐみ」を活用した学習の取組状況につきまして御答弁申し上げます。

県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に、教育として取り組むべき個別的な人権問題の一つとして北朝鮮当局による拉致問題等を位置づけ、取組を進めています。

特に若い世代の理解促進が重要であり、子どもたちがこの問題に深い関心を持って考えられるよう取り組む必要があると認識しています。

このため、子どもたちが拉致問題について正しく知る有効な教材である映像作品アニメ「めぐみ」を毎年学校に紹介し、その活用を促進しています。

また、拉致問題についての指導内容やアニメ「めぐみ」を活用した学習展開例を示した資料を作成し、市町教育委員会や学校に配付しています。

各学校での取組状況ですが、拉致問題に関する学習を行う際に、アニメ「めぐみ」を活用した公立学校は、平成30年度は53校でしたが、令和元年度

は71校に増加いたしました。

今年度の状況は現在調査を行っているところですが、昨年6月に横田滋さんが亡くなられた報道により、子どもたちが拉致問題に関心を持ったことを受けて、予定した学習時期を早めて授業を行った学校もあります。

子どもたちからは、めぐみさんのお父さんには、生きている間にめぐみさんに会ってほしかった、拉致された人たちが一日も早く帰国してほしい、家族の時間を大切に過ごしたいなどの感想が出され、アニメ「めぐみ」を視聴した学習を通じ、子どもたちは被害者やその家族の思いを理解したり、家族の大切さについて考えたりしています。

社会科や公民の学習指導要領の解説では、拉致問題などが主権や人権などに関わる課題であり、その解決に様々な人々の努力が重ねられていることに気づけるようにすることなどが新たに記述されました。

また、国において、全国で取り組まれたアニメ「めぐみ」の視聴を取り入れた道徳科の学習指導案や、授業で活用しやすいよう、通常版では全編25分のアニメを15分に短縮したものも示されています。

県教育委員会としましては、こうしたことを踏まえ、社会科や道徳科などの教科学習においても、それぞれの指導内容と関連づけてアニメ「めぐみ」が活用されるよう、市町教育委員会と連携しながら、さらに学校に働きかけてまいります。

また、子どもの発達段階や学校の実情などに応じて行われる人権学習において、子どもたちが社会科の学習とつなげて拉致問題を発展的に学べるよう、現在、教職員向けの指導資料、人権教育サポートガイドブックⅡを作成しており、今年度中に市町教育委員会や学校に配付する予定です。

今後も、子どもたちが人権学習や教科学習を通じて拉致問題に対する理解を深め、関心を高められるよう取り組んでまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

記事から強い取組のメッセージをいただいたところございまして、その

思いは、三重県経営方針に取り上げていただければありがたいなと思いますので、ぜひともお願いしておきたいと思います。また、教育長のほうも、引き続き活用をお願いしたい。

ここで、（パネルを示す）新しい映画ができたので紹介しますが、先日2月19日、劇場映画「めぐみへの誓い」が、池袋シネマ・ロサ、秋田市のアルヴェシアターほか、全国順次16都市において、民間映画配給会社から公開されております。これは紹介ですけれども、県民の皆様方にも、機会があれば見ていただければと思います。

それでは、次に、コロナ禍における医療現場からの声の質問をさせていただきます。

まずは、医療現場の皆様方へ感謝と敬意を表しますとともに、三重県の医療を支えていただいております看護職の皆様方へ重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、私は平成30年3月の一般質問で、医療現場における質の高い看護師の育成をしていただくための看護教育の充実に向けた取組について質問させていただきました。また、その後、村林議員、山本佐知子議員などから、医療現場に関する質問がなされてきました。

その結果、危険手当などの看護現場での処遇改善など、医療従事者に対する取組が進められ、評価させていただいているところでございます。

一方、いつ収束するか分からない新型コロナウイルス感染症に対しまして、医療現場、とりわけ看護現場から切なる声が届いております。

一つは、新型コロナウイルス感染症対応ベッド数についてであります。県内の医療機関の御協力によりまして、昨日までに新たに11床確保されまして、病床数が384床となっておりますが、使用率が約40%近いのではないかと伺っているところでございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症患者用のベッドを増やすために民間病院にも御協力を呼びかけてはどうかと、こんな声であります。また、新型コロナウイルス感染症病棟の清掃、食事提供などの業務、看護師の業務以外

の業務について、看護師の業務軽減のための方策についての声であります。

特に国が実施しました新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟等の清掃に関する調査結果を踏まえまして、先日2月4日ですけれども、三重県ビルメンテナンス協会と新型コロナウイルス感染症病棟での清掃関連について意見交換をさせていただきました。

その席では、新型コロナウイルス感染症拡大という国の有事において、三重県ビルメンテナンス協会としての協力を惜しまないと心強い意向を頂戴しました。感謝申し上げますとともに、具体的に、じゃ、どうすればいいのかという観点から、施設管理者のコロナゾーンの考え方、動線、そして安全に作業するための資材やスキルアップなどのマニュアルや手順の確認が必要であると、このような御意見をいただいたところであります。

そこで、県民が安心して受診、治療ができる医療環境が充実され、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、民間病院への協力に関する取組について、また新型コロナウイルス感染症病棟での清掃など、看護師の業務軽減のための施策強化についてお尋ねします。この2点、御当局の御所見をお伺いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） それでは、私のほうから、民間病院に対する協力の働きかけと看護現場での負担軽減のための取組ということで御答弁を順次させていただきたいと思えます。

まず、民間病院に対する協力要請ということでございます。新型コロナウイルス感染症に係る入院患者の受入れについては、主には公立・公的病院ということでございますが、この公立・公的病院に加えまして、民間病院の協力も得ながら対応させていただいておるところでございますが、現在、先ほど議員から御紹介いただきましたように、384床確保ということでございます。

入院患者受入医療機関以外の医療機関につきましても、地域の役割分担の中で、入院患者の受入れ以外に診療・検査医療機関としての新型コロナウイ

ルス感染症疑い患者の診療でありますとか、発熱外来等を実施していただいている民間病院も多いところでございますが、さらに受入医療機関の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症から回復したものの、基礎疾患や後遺症等により、引き続き入院加療が必要な患者の受入れについても、現在、民間病院を含めた県内病院に対して協力をお願いしているというところでございます。

今後も、引き続き病床確保には努めるとともに、地域における役割分担の中で、入院患者受入医療機関の負担軽減に向けた取組を進めながら、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制のさらなる充実を全体として図ってまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、看護現場の負担軽減ということでございます。清掃業務などについて負担が増えているということでございますが、医療機関における清掃業務は、通常は外部委託等も活用されておるということでございますが、この新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟等における清掃・消毒業務については、御指摘のとおり、感染拡大防止の観点から、その多くを看護職員が行っていると医療機関からもお話を伺っているところでございますし、この看護職員に対しては精神的、肉体的な負担がかかっている中で、本来の業務に加えて、清掃・消毒業務を行うことは大きな負担になっているというふうに認識してございます。

それにつきまして、新型コロナウイルス感染症患者に対応する看護職員の負担を軽減するために、看護職員でなくても対応可能なこういった病室等の清掃・消毒業務につきまして、外部委託化を進めていく必要があると考えておきまして、院内の消毒・清掃等の委託料は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助金の対象経費であることを、各病院には周知させていただくとともに、厚生労働省が集約しております新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供しているところでございます。

しかしながら、三重県を含めた地方においては、対応可能な事業者が非常

に少ない状況にあるというのが事実でございます。

こういったことから、全国知事会を通じまして、国において事業者向けの研修会等を実施するなどして、国全体として事業者の育成を図るよう要望もしているところでございます。

議員から、先ほど三重県ビルメンテナンス協会において御協力をいただけるといふありがたいお話をいただきましたので、早速、県といたしましても、独自に協力いただける事業者に向けた研修会等の実施でありますとか、清掃・消毒マニュアルの作成など、清掃・消毒等を受託していただける事業者を増やすことができるように取り組んでまいりまして、看護職員が本来の業務に専念できるようにしていきたいと考えてございます。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

我々は、三重の医療を支える看護職の皆さんを応援しております。この後、自民党会派の中川議員からまた質問がありますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、防災・減災、国土強靱化対策について。

まずは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についてであります。

御案内のとおり、平成30年度から令和2年度までの防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策が420億円を超える実績で、橋梁や河川、水門、ため池などの耐震対策やら、河道掘削などを進められておりました。

昨年9月定例会議で、防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の採択をはじめ、県内市町議会での議決などの取組がありました。

結果、去る12月11日に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定され、令和3年度から5か年、事業規模としておおむね15兆円程度とお聞きしております。県が要望されておりました高規格道路のミッシングリンク解消、ダム整備、インフラ等の老朽化対策についても可能となったと伺っております。

本年は、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎えます。

そこで、この機を捉え、県としてのこの5か年加速化対策を活用してどのように進めていくのか、知事思いや決意について御所見をお伺いします。

また、昨年度の12月、石田議員の一般質問におきまして、市町の取組、市町が地域計画を策定し、計画に基づき強靱化対策を実施するとの答弁をいただいたところございまして、今回の5か年加速化対策が示され、県においては市町をどのようにバックアップしていくのか、市町の国土強靱化地域計画の策定や見直しの状況について、併せて御当局の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 5か年加速化対策を活用した防災・減災、国土強靱化の取組について答弁します。

本年は、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎える年であり、この節目の年に、先日、宮城県、福島県で震度6強の地震が発生しました。

本県においても、昨年10月、台風第14号の影響により、紀宝町において山腹の崩落が発生するなど、近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震等による自然災害が全国各地で発生しています。災害の様相が頻発化、激甚化、広域化している状況を鑑みても、国土強靱化は待ったなしの状況にあります。

このため、県による国への要望活動に加え、私自身、全国知事会の地方創生対策本部長や全国高速道路建設協議会の筆頭副会長、全国治水期成同盟会連合会の理事、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議の代表世話人などとして、3か年緊急対策後における防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充をあらゆる機会を通じて、菅総理大臣や加藤官房長官、小此木国土強靱化担当大臣をはじめとした関係大臣等に訴えてまいりました。

結果、昨年12月に閣議決定された、いわゆる5か年加速化対策は、私が、事業期間5年で15兆円は必要であると強く訴えたことが実現するなど、防

災・減災、国土強靱化の加速化と地方創生を進める上で必要な事業規模の確保や対策内容の拡充等、我々地方の声をしっかり受け止めていただいたものと大いに評価しております。

この実現においては、県議会から、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、意見書を提出していただいたことも大変大きい力になったと思います。ありがとうございました。

令和3年度三重県経営方針（案）では、命、安全・安心を大切にする三重を注力する取組に掲げ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、ソフト・ハード対策の両面から強靱な地域づくりを進めることを盛り込んでいます。

本県では、令和3年度当初予算と一体で編成した令和2年度2月補正予算を含む14か月予算において、平成19年度以降、14年ぶりとなる1100億円台の公共事業費を確保したところです。

この予算により、河川の堤防整備や河道掘削、ダム・砂防堰堤・海岸堤防の整備、治山事業等、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策を推進します。

また、道路においては、高規格道路のミッシングリンク解消等、道路ネットワークの機能強化対策やのり面・盛土対策、無電柱化対策等を加速します。さらに、道路、河川、ダム、砂防、港湾、海岸、ため池、公園等の老朽化対策についても集中的に実施します。

私は知事就任以来、防災・減災対策を県政の最重要課題の一つに位置づけ、ありとあらゆる防災・減災対策に取り組んできました。災害が発生した際には、三重県内の被災現場のみならず、全国各地の被災地を訪問し、被害の状況を自らの目で確認し、現地的心声を直接伺い、これらから得た経験を県内における防災・減災対策に生かすとともに、地方の声をしっかりと国に訴えてきました。

今後も、県民の皆様の命と暮らしを守るため、5か年加速化対策をしっかり活用し、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に進めるなど、

いつ、どこで起こるかもしれない国難レベルの災害に負けない県土づくりを切れ目なく推進してまいります。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私のほうからは、市町に対するバックアップについて答弁申し上げます。

本県におきましては、これまでも、県内全ての市町で構成される社会基盤整備協会等との面談の機会などを通じまして、国土強靱化地域計画の必要性、重要性を御説明させていただきまして、早期の計画策定をお願いしてきたところです。

また、内閣官房の職員等を講師に招いての全市町を対象とした勉強会や希望された市町への出前講座の開催、相談に対する助言など、市町への積極的な支援を行いながら、計画の早期策定を働きかけてまいりました。

この結果、本年2月1日時点で、18市町が策定を既に完了しておりまして、残る全ての市町も今年度中に策定できるよう作業を進めていただいております。

なお、今後の5か年加速化対策を含む国の国土強靱化予算につきましては、補助金・交付金の採択に当たって、地域計画の策定を要件とする要件化、それから、地域計画に明記された事業に重点配分、優先採択を行う重点化が、令和4年度以降に導入される予定でございます。

このため、市町においても、こうした予算の要件化、重点化に適切に対応し、必要な予算を確保しながら地域の強靱化が推進されるよう、国土強靱化対策に必要となる個別事業の反映をはじめとする計画内容の充実、不断の見直しを行っていただく必要があると考えています。

このため、国と連携しながら、市町向けの説明会や出前講座の開催など、引き続き必要な支援、働きかけを行ってまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

しっかり取り組んでいただければと思います。ここの話の続きは、これま

た引き続き、中川正美議員にお願いしたいなと思うところでございます。

次に、南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策についてでございます。

一昨年6月、私、代表質問で、南海トラフ地震臨時情報に関する県の防災対策について質問させていただきました。

パネルを御覧ください。（パネルを示す）これは、内閣府と気象庁が作成しました南海トラフ地震のパンフレットでございまして、詳しくは申しませんけれども、震度7の地震が来ると、津波が来ると、相当高い津波だと。黄色いところがその影響範囲ではないかなと。左右に長くなっていますので、半割れと言うていましたけれども、右側か左側か分かりませんが、半割れになって、残りの半分は、後に地震が到来すると、津波が到来すると、このようなことが臨時情報で言われておりました。

そこで、この巨大地震警戒の臨時情報が発表された場合、後発地震と申しますか、半割れの後ですね、後発地震に伴いまして発生する津波からの避難が間に合わないと考えられる地域は、1週間、事前に避難、このようなことが必要とされております。

これ、大変なことでございまして、県内各市町を対象とした研究会などのしっかりと事前の準備が必要ではないかなと。

そして、知事からは、南海トラフ地震臨時情報が出された際に、速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画の修正、それを踏まえた訓練の実施などの防災対応に取り組むと御答弁をいただいたわけですが、そこで、南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策についてお尋ねします。本県の現状と今後の取組について、御当局の御所見をお伺いします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 南海トラフ地震の臨時情報に関する防災対策、その取組について答弁させていただきます。

令和元年5月に、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されまして、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、災害応急対策に係る措置に関する事項が明記されました。

これに伴い、県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応などについて、地域防災計画の修正を求められています。

また、南海トラフ地震情報、巨大地震警戒が発表された場合、津波到達時間が短く、地震発生後の避難では間に合わない地域の住民は、1週間の事前避難が必要とされておりまして、市町に対しては、この事前避難対象地域の設定も求められておるところであります。

企業等は、事前避難などの影響を踏まえた上で、事業継続の判断を検討することとなっています。このため、県及び市町は、現在、関係機関の協力の下、臨時情報が発表された際の対応を進めておるところであります。

本県では、昨年3月に三重県防災会議を開催しまして、臨時情報が発表された場合の迅速な初動体制の確立などについて、三重県地域防災計画を修正したところであります。

また、市町が地域防災計画の修正や事前避難対象地域の設定を円滑に行えるように、研究会の開催でありますとか、個別ヒアリングなどを通じまして、臨時情報が発表された場合の対応等について一緒に検討を行うとともに、事前避難対象地域の設定に係る三重県モデルを示すなどしまして、市町を支援しております。

今年度末には、29市町のうち24市町が地域防災計画の修正を完了し、事前避難対象地域の設定が必要な沿岸18市町のうち15市町が設定を完了する見込みとなっています。

さらに、県民の皆様や企業等に、臨時情報が発表された際に適切な行動を取っていただけるよう、県政だよりや県ホームページ等で情報発信するとともに、シンポジウムの場合や新聞、ラジオなどを活用して普及啓発を図っているところでもあります。

令和2年度の防災に関する県民意識調査における臨時情報の認知度は、令和元年度の32.4%から約15%増加をしまして、57.9%となりましたが、引き続き丁寧な普及啓発が必要というふうに考えております。

今後は、地域防災計画の修正や事前避難対象地域の設定が完了していない

市町に対しまして、個々の課題について助言をしましたり、他市町の取組状況を提供するなど、引き続き支援をしております。

また、避難所の確保方法や輸送手段、市町域を越える広域避難などの課題についても、引き続き市町や関係機関と検討していくとともに、南海トラフ地震を想定した訓練を実施するに当たっては、臨時情報が発表された際の対応を加えるなどして、実効性を高めてまいります。

さらには、企業等に対しては適切な行動を取っていただけるよう、来月開催される約230の企業が加入しているみえ企業等防災ネットワークの会議の場においても、改めて臨時情報について説明を行います。

今後も、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に円滑に対応できますよう、引き続き市町の支援を行うとともに、県民の皆さんや企業等の普及啓発などの取組を進めてまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

これは机の上に配られておりましたけれども、（実物を示す）今回、南海トラフ地震のシンポジウムの開催の案内をいただきました。やっぱり周知とか徹底が必要ではないかなと、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に、三重とこわか国体・三重とこわか大会についてお尋ねします。

残り時間も少なくなってきました、残り少し時間をいただきたいと思いますので、中略というんですか、実は、この国体に関しましての質問、11月定例月会議から準備していただいております、うちの木津議員が質問していただけたと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私からは、代表質問の締めくくりということでございますし、令和3年度の最も重要な事業でございます三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、どういう大会にしていかれるのか、知事の思い、御所見をお伺ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体・三重とこわか大会をどのような大会にしていきたいのか、議員が最後、一句言えるように答弁したいと思います。

国体・大会が行われる令和3年度に向けて、私は経営方針の中で、まず第一に、新型コロナウイルス感染症の危機克服を掲げました。この感染症がもたらした社会の分断とあつれきは、人々の心をむしばみ、癒やし難い深い傷を負わせています。

こうした中にあるからこそ、私は、スポーツの持つ様々な力に期待しています。両大会を、人々が新しい日常に向けて、人と人との絆を取り戻し、再び前を向いて歩き出すきっかけにしたいと考えています。

アスリートの皆さんには、去年は思うような練習が積めなかったり試合ができないなど、体調の管理やモチベーションの維持などに御苦労があったと思います。また、試合の場面においても、実戦経験の乏しさから、思うように力を出し切れないこともあったかと思います。

しかし、そのような苦難の中にあるからこそ、不屈の精神で勝ち上がる皆さんの戦いぶりが県民の皆さんに大きな夢と希望、勇気を届けることになります。1人でも多くの三重の選手が活躍し、1人でも多くの県民の皆さんを元気づけてくれる、そんな国体になることを心から期待しています。

また、式典においては、多くの方々が思いを一つにして準備を進めてきてくれたことや、美しい自然や豊かな郷土文化など、その限りない魅力が余すことなく発信され、県民の皆さんが自分たちの誇りと感じるような、人と人との温かいつながりと郷土のかけがえのない資産に改めて気づいていただけるきっかけにしたいと考えています。

とりわけ式典演技では、三重県名張市出身の小説家、江戸川乱歩の代表作『少年探偵団』をモチーフに、名探偵明智小五郎がストーリーテラーとなって謎解きに挑みながら、わくわく感に満ちた演出を企画しているところです。

加えて、例年、両大会には、国体の総合開会式への天皇皇后両陛下の御臨席をはじめ、多くの皇室の方々がお出ましになられます。一昨年はお御代替わりで、多くの県民の皆さんが、天皇皇后両陛下のお姿を目の当たりにし、

歓喜の輪が広がりました。

しかし、昨年来新型コロナウイルス感染症により、皇室におかれても国民との交流を制約されておられます。このような中、両大会の機会に、皇室の方々と県民の皆さんとの温かい交流が生まれることを願っています。

また、私は経営方針の中で、包容力、多様性、持続可能性を大切にする三重を掲げました。全国障害者スポーツ大会は、茨城大会、鹿児島大会と二度にわたり中止、延期となっています。

2年のブランクを経て、全国の障がいを持つ選手の皆さんが集う三重とこわか大会は、障がい者の社会参加に理解を深めるだけでなく、障がいの有無や様々な属性の違いを乗り越え、一人ひとりを大切に、お互いを思いやる社会の実現に向けて、私たちに何ができるかを考える貴重な機会にしたいとも考えています。

そのため、例えば全ての会場において、男女の別なく利用できるトイレや更衣室の設置、精神に障がいがある方へのクールダウンルームの設置など、いずれも三重での大会が初となる様々な仮設整備に取り組みます。

また、運営面においても、大会初の取組である移動支援ボランティアや歩行者ナビゲーションシステム、スポーツ観戦ツールなどICTを活用した支援ツールにより、全ての人に寄り添ったサポートを行います。

また、東京2020大会の熱気が国体・大会に引き継がれ、感動に包まれた両大会となるようにしていきたいというふうに考えておりますので、各方面の引き続きの御協力、御支援を賜りたいと思います。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

すごい意気込みを感じまして、最後、準備したの、これを見せないと駄目なので、（パネルを示す）江戸川乱歩の像なんですけど、これ、名張駅前にあるんです。この裏に何が書いてあるかというのを少し御紹介したい、時間がありますので。残り1分少々となりました。冒頭、少しミステリーの御紹介させていただきましたので、それをまず謎を解かないと終われませんので。

三重県にゆかりのある探偵小説家、江戸川乱歩のミステリー。乱歩がお世話になったのは、実は、某国会議員の選挙の応援弁士として名張市を訪れたそうございまして、これで皆お分かりだと思いますけれども、某国会議員というのは、現在3代目の某衆議院議員の現職JKの先代でございまして、おかげで当時、第25回衆議院選挙において、三重1区で、中選挙区ですけれども、4期目をトップ当選されたという結果でございました。

この銅像のところには、乱歩の名言というのは結構難しいものが多いんですね。「昼は夢、夜ぞうつつ」、「うつし世は夢、夜の夢こそまこと」、これ、言うだけでも難しいのに、内容はとても難しいです。

そこで、分かりやすい私から一句。「とこわかで乱歩謎解き三重の夢」そして、「三重の夢謎解き乱歩とこわかに」と、このように収めたいと思います。本日は誠にありがとうございました。終了いたします。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時32分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。50番 中川正美議員。

[50番 中川正美議員登壇・拍手]

○50番（中川正美） 伊勢市選出、中川正美でございます。

自民党会派を代表いたしまして、質問いたします。

代表質問の本題に入る前に、一言述べさせていただきたいと思います。

昨年6月に、県議会で音響式信号機について質問させていただきました。

早速、運用時間の見直しに取り組んでいただきました。さらに、新年度予算におきましても、横断歩道の塗り替えや、信号機に視覚障がい者のスマートフォンを通じて音声案内を行うシステムを整備されるということでありませぬ。視覚障がい者団体の皆さんは大変喜んでおります。

この場をお借りいたしまして、知事並びに警察本部長はじめ、御尽力いただいた関係の皆さん方に対しまして、心から厚く御礼申します。ありがとうございました。

それでは、最初の質問に移りたいと思います。

新年度予算についてであります。

今般の新年度予算につきましては、知事提案説明において、三重の新たな未来を切り開く予算として、当初予算の規模では、過去最大規模の7882億円となった旨の説明がございました。

県議会は、執行機関を監視し評価する機関として、知事から提出された予算、特に毎会計年度予算となる当初予算を審議、そして議決をしていくに当たり、幾つかの大切な視点を持つ必要があると認識しております。

私は、二つの視点を常に心がけております。

その一つは、長期的な視野に立って、県財政の的確な運営が行われているのかを確認することでありませぬ。すなわち、将来世代に負担を先送りすることなく、持続可能な財政運営が行われ、政策が展開されるかという視点であります。

もう一つは、県民の皆さんにとりまして、必要な予算になっているかでありませぬ。

今回の代表質問では、令和3年度当初予算をこの二つの視点から確認したいと思ひます。

まず、県財政の的確な運営についてでありますませぬが、現在、県では、財政健全化はいまだ道半ばとし、一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営を目指して、県債発行

の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の改革に取り組んでおります。

そのため、本年度からスタートしましたみえ県民カビジョン・第三次行動計画において、県財政運営の主指標として経常収支適正度を、副指標として県債残高などを目標項目として掲げております。例えば、経常収支適正度についてであります、平成28年度経常収支適正度は102.1%と、100%を超えていたところ、令和元年度からは100%を切り99.8%、令和2年度は99.7%でありました。そして、令和3年度の経常収支適正度は、令和2年度に比べ0.4ポイント減の99.3%となり、適正度をさらに改善しています。令和5年度の目標値、99.0%に向けて、一定程度評価をしたいと思っております。

加えて、みえ県民カビジョン・第三次行動計画の目標に掲げた臨時財政対策債などを除く県債残高については、7575億円となる見込みであります。これは、中期財政見通しで示した令和3年度末残高を下回る見込みであり、財政健全化に向けた取組が一定進んでいるものと認識しています。経常収支適正度、県債残高などを確認いたしますと、持続可能な財政運営に向けて適切な予算編成を行っていただいていると思われまます。

二つ目の視点、財政健全化に取り組むつつも、必要な投資は予算措置されているのかという、これは難しい財政運営ではありますが確認させていただきたいと思っております。

それでは、お伺いいたします。

財政健全化の取組を意識するあまり、予算編成が硬直化し、必要な投資を見送っているのではないかと、必要な投資は予算措置されているかについて、知事の御所見をお伺いいたしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 財政健全化の取組を意識するあまり必要な投資を見送ってはないかということについて答弁させていただきます。

令和3年度当初予算は、一般会計で7882億円となる過去最大の予算であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と感染拡大により傷んだ県内経済や産

業の再生・活性化、分断とあつれきからの脱却に向けた人権の取組などに、スピード感を持って全力で取り組むとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会や太平洋・島サミット、防災・減災、国土強靱化の推進、デジタルトランスフォーメーションの推進などにしっかり取り組むこととしております。

予算編成に当たっては、必要な支出を怠り、そのことで県民の生命・身体の安全・安心を損なったり、地域経済が低迷したりすれば、結果として将来世代を含めた県民の皆さんに負担を強いることにつながるとの考えの下、まさに議員がおっしゃっていただいたとおり、真に必要な事業には的確に対応できるよう予算を編成したところであります。

他方、本県の財政状況については、これまでに行ってまいりました三重県財政の健全化に向けた集中取組や三重県行財政改革取組に沿って、財政の健全化に取り組んできたことで経常収支適正度を3年連続で100%以下とするなど、その成果が着実に現れています。

しかしながら、県債管理基金への積立ての一部を見送るなど、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営には至っておらず、財政健全化は道半ばであると認識しております。

引き続き、持続可能な財政運営に向けて、事業の適切な執行と県債発行のバランスに十分配慮しつつ、私の初心でもあります県民の皆さんの命や暮らしを守り、三重県を元気にしていく取組を着実に推し進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした社会変容を踏まえた新しい日常の創出に向けて、全力で県政運営を行ってまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁ありがとうございます。

どうぞ、県民に寄り添った力強い1年にしていただきたいと思えます。

さて、総務部長は、長年、財政畑を歩いてみえましたが、今年度で御勇退ということでございますが、ぜひとも将来の県財政運営への期待、そういうことで、もう短めで結構でございますので、コメントをいただければと思い

ます。よろしく申し上げます。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 先ほど知事も御答弁させていただきましたけれども、県債管理基金への積立てがまだ残っている状況でございまして、将来世代への負担ということでもかなり残っております。そのためには、公債費が減少する見込みである令和5年度以降、集中的にこの積立不足額を解消していかねばならないというふうを考えております。

今後とも、第三次三重県行財政改革取組に基づきまして、多様な財源の確保を図りながら、全ての事務事業について、その必要性、あるいは効果等の観点から見直しを継続的に進めるなど、歳入歳出の両面から取組を着実に進めていくことによりまして、財政健全化が達成できたと胸を張れるときが来ることを期待しております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

今日までの県政、県に対する愛情、そして覚悟、感謝申し上げたいと思います。

それでは、引き続きまして、次の項に移らせていただきたいと思います。

午前中の中森議員に続きまして、新型コロナウイルス感染症の対応に当たる現場からのお声を踏まえ、大きく2点、お伺いいたしたいと思います。

まず一つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大における医療提供体制についてであります。

今なお世界中で、その対応に追われ、感染拡大の収束が見えてこない新型コロナウイルス感染症がマスコミ等で話題になり始めたのが、昨年1月初頭のことであります。令和2年1月16日に日本で初めての感染者が公表され、横浜港に到着したクルーズ船での集団感染が判明してからは、世間も次第に騒がしくなりました。このとき、連日行われた報道、映像に、私は非常に大きな衝撃を受けました。

衛生環境や医療水準が高いレベルで保たれている現代社会において、こう

した未知のウイルスへの対応、戦いというものがいかに困難で、大変なことであるということを強く痛感させられたところでありました。

これまでの間、医師、看護師をはじめとする医療従事者の方々、県民の生活に不可欠なサービスを提供していただいたの方々等におかれましては、感染症対策の最前線で、あるいは県民生活の維持のため強い使命感を持ち、日々業務に従事していただいていることに、改めて心より感謝を申し上げたいと思います。

そういった中で、三重県におきましても新型コロナウイルスワクチン先行接種が始まりました。

しかしながら、このワクチン接種だけで新型コロナウイルス感染症が収束していくわけではなく、依然として感染拡大防止対策に取り組んでいく必要があることから、これまで取り組んできた新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、しっかりと検証の上、評価を行い、今後の対策につなげていくことが重要であると考えております。

そこで知事にお伺いしたいと思います。

これまで三重県が取り組んできた新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組について、1年以上がたつわけではありますが、その取組を振り返っていただき、特に医療提供体制について総括的な評価を行った上で、今後の取組方向、決意をお聞かせいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、相談対応や検査、入院等の調整、積極的疫学調査、健康観察等、保健所が担う業務、役割が非常に多いことはこれまでにもさんざん言われてきていることでありますが、専門性が問われる対応に係る質の向上であったり、一方で、必ずしも保健師等、保健所職員が対応する必要がない業務のアウトソーシングであったり、保健所の体制強化や負担軽減対策について、改めて、今後の取組についてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策のこれまで

の総括と、特に医療提供体制ということですが、今後の取組方向と決意ということで答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、徹底的な初動対応、空振りを恐れず臨機応変に対応など、危機管理の基本を忠実に実行し、感染拡大の防止、県民及び事業者の皆様のご不安解消に取り組んでまいりました。

まず、医療提供体制の整備については、昨年3月に、新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置し、医療機関や医療関係団体、感染症に関する専門家の意見を聞きながら、様々な取組を進めてまいりました。

入院病床の確保については、昨年3月の早い段階から、地域で中核となる病院と調整を行い、4月には感染症指定医療機関の病床に加えて、一般病床での受入体制を確保し、その後も引き続き病床確保に取り組み、民間病院も含め、現時点で384床の病床を確保しています。

あわせて、軽症者等向けの宿泊療養施設についても、昨年4月の感染拡大の兆候が見られたタイミングで確保し、現在、100室の受入れが可能となっておりますが、今後とも医療提供に係る負担軽減につなげてまいります。

検査体制につきましては、各地域の医師会等と連携し、県内に11か所のPCR外来を設置するとともに、県保健環境研究所への新たな検査機器の整備や行政検査に協力いただく医療機関に対し、検査機器の購入を補助することで体制の充実を図っており、新規陽性者が確認された際に、感染拡大を防止するため、幅広く迅速に検査を行うことが可能となっております。

また、外来医療体制については、500を超える医療機関を診療・検査医療機関に指定することで、保健所を経由せずとも発熱患者等がかかりつけ医等の身近な医療機関で診療・検査を受けることができる体制が整備できました。

医療従事者の方々におかれましては、御自身の感染に対する不安と闘いながらも、新型コロナウイルス感染症への対応に日々御尽力いただいておりますこと、そして、それが実に1年以上も続いていることにつきまして、改めて心より感謝を申し上げます。

医療提供体制を守るためにも、そもそも、新規感染者の発生や感染拡大を

防止することが必要です。

第1波の際には、3月末の年度替わりの往来増加を考慮し、感染が増加していた8都道府県への移動自粛の呼びかけを行うとともに、全国的にも早い段階で、県独自の感染拡大阻止緊急宣言を発出するなど、県民に向けた早期の注意喚起を行いました。

その際には、今では当たり前となった、複数県で連携してエリアで対応するという考え方も、全国に先駆けて取り入れて対応に当たりました。

さらに、全国に緊急事態宣言が発出された後は、県独自で宿泊施設等における予約の延期に係る協力依頼など、早期に緊急事態措置を発出しました。

第2波、第3波の際にも、医療体制も受入医療機関等の負担が増加するなど非常に厳しい状況の中、県独自の緊急警戒宣言を発出しました。

現在、県民や事業者の皆様の御協力のおかげで、新規陽性者数は大幅に減少しております。

また、医療提供体制だけではなくですけれども、その他の取組の総括ということで、経済対策については、オール三重で素早いスピード感を持った経済対策を実施してきました。

また、新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷を根絶していく、そういう取組にも注力をしてまいりました。加えて、ビッグデータを活用した人の流れを把握する方法を全国でもいち早く取り入れるとともに、検体搬送業務等に民間事業者の協力を得て、保健所の負担軽減を図る取組など、独自の取組も様々に進めてまいりました。

県としましても、引き続き、感染拡大防止対策を実施するとともに、医療提供体制の維持・確保を図り、県民の皆様が安心して生活できるよう取り組んでまいります。

今月からは、ゲームチェンジャーとしてのワクチン接種が始まり、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた新たな段階に入りました。

県が実施主体となる医療従事者等への接種について、円滑に実施できるよう関係機関と連携するとともに、市町が実施主体となる住民接種が円滑に進

み、県民の皆様に早くワクチンが行き渡るよう支援を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症の収束への先行きはいまだ不透明ではありますが、感染症の収束と経済回復の両立を図り、新たな日常を創造し、未来へ進化していくため、医療提供体制を万全なものにしなければ、本県の経済再生への道は決して開けないとの強い決意の下、これまでの経験もしっかりと生かしながら、オール三重で新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越えられるよう、引き続きしっかりと対策に取り組んでまいります。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 保健所の負担軽減と体制強化についての今後の取組ということで御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ保健所については、各地域におきまして、相談対応、受診調整、検査のための検体搬送、入院等の患者移送、積極的疫学調査、健康観察等、多岐にわたる役割を担ってまいりました。こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、保健所業務が逼迫する状況に対応するため、検体搬送や患者搬送車の運転業務及び電話相談業務の外部委託化、看護師や保健師資格を有する元県職員の会計年度任用職員としての任用、本庁及び保健所間における保健師の応援、地域庁舎内の各事務所などからの職員の応援など、保健所の負担軽減及び機能強化に取り組んでまいりました。

特に、外部の応援を求める際には、専門性が求められない業務を切り出し、医療職の職員が専門性を発揮できる体制の確保を図るとともに、特にクラスター発生時には、保健師による保健所間の応援を行うことでノウハウの共有化が図られ、保健師業務の専門性の向上にもつながったと考えてございます。

こうしたこれまでの取組に加えまして、1月以降、患者が急増する中、市町の協力を得まして、順次、市町の保健師等の職員の方に、保健所への応援に入ってもらっておりまして、多大な御協力の下、保健所業務を担っていただいておりますという状況でございます。

また、日本語能力が十分でない外国人住民の方に対しまして、接触者調査

等に多言語で対応するために、三重県国際交流財団の協力により、保健所からの派遣要請に迅速に対応できる体制を整備したところでございます。

このほか、厚生労働省が創設しました潜在保健師等を登録する人材バンクによる全国的な応援の仕組みが昨年11月から運用が始まっておりますので、今後、必要に応じて適宜活用を図ってまいりたいと考えてございます。

さらに、令和3年度の組織定数調整におきまして、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の体制強化とともに、感染状況等を鑑み、6保健所においてそれぞれ1名の増員を図ったところでございまして、体制強化を行わせていただいたところでございます。

引き続き、保健所の機能強化と負担軽減に向けて組織的な対応を進めてまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁ありがとうございました。

まだまだこの問題は続くと思いますが、これからも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、福祉関係団体等、緊密に連携していただきますようお願いいたします。また、感染症対策の最前線であります保健所の体制強化や負担軽減というのは、それにより保健所が専門性を持った対応に専念できることにつながり、それがひいては感染防止につながるということでございますので、引き続き取組の推進につきまして、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症により傷ついた経済の再生に向けた取組についてお尋ねいたします。

感染症の急激な感染拡大、いわゆる第3波の到来に伴い、県内のあらゆる業種は深刻な影響を受けています。この間、県民や事業者の皆様等の懸命な御努力により、新型コロナウイルスの感染拡大は一定抑え込まれている状況ですが、飲食店をはじめとしたサービス業や関連する事業者は、売上げの減少など壊滅的な影響を受けています。

各業界の組合や団体からは、食品販売店における事業者向けの売上げの落

ち込みや、クリーニング店における宿泊施設のシーツや浴衣等の需要減による売上げの減少、理美容業における来店間隔の長期化による売上げの減など、厳しい経営状況とともに、対前年比の売上げ減少が3割から4割であるため、国や県の支援を受けることができない事業者が多いといった声を聞きます。

加えて、県内の事業者の皆様からは、この状況をいつまで耐えればよいのか、このままでは廃業するしかないといった悲痛な声とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、自分たちがこれまで地域のお客様に提供していたサービスが十分提供できないのは悔しいといった声が聞こえてまいります。

地域住民の生活を支える飲食店などの生活関連産業の取引事業者は多岐にわたり、地域の経済並びに雇用を支える重要な産業であります。

この国難とも言える状況の中、先行きの見えない不安を抱えながら、瀬戸際で頑張っている中小企業・小規模企業の事業継続に向けて、県はどのように支援を行っていくのか、お尋ねしたいと思います。

次に、観光産業の再生と持続的な発展に向けての取組についてもお尋ねいたします。

宿泊業などの観光産業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための移動の自粛等により、最も早く、また大きな影響を受けている産業であります。

例年、多くの旅行者が訪れる春休みやゴールデンウィークのトップシーズンには、ウイルスの感染拡大に伴い、全国に発出された緊急事態宣言により、宿泊キャンセルや自主休業などに追い込まれるなど、大変厳しい状況が続いております。

その後、社会経済活動が段階的に引き上げられていく中で、資金繰り支援や持続化給付金などの支援策の充実、国のG o T oキャンペーン、さらには県独自の観光キャンペーンによる需要喚起により、徐々にではありますが、持ち直しの動きを見せていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症第3波の到来によりましてG o

T o キャンペーンの一時停止などにより、年末年始の宿泊予約がキャンセルとなるなど観光関連産業はより一層厳しい状況でございます。

伊勢市観光協会が、会員の416事業所を対象に実施した調査によりますと、国のG o T o キャンペーンについて、6割の事業者が顧客増などの効果をもたらしたと回答しています。一方で、多くの事業者が、感染拡大による業績の悪化を懸念しており、感染のリスクや事業継続の不安などを抱えている結果となりました。

また、G o T o キャンペーンが再開されたとしても、キャンペーン終了後には、観光客が減ってしまうのではないかといった将来においても大きな不安を抱えています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、大きな打撃を受けている観光産業の再生、また、今後の三重県の観光産業の持続的な発展に向けてどう取組を進めていくのか、県の考えをお伺いしたいと思います。

時間の関係で、次の項も質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関して、偏見・差別の解消に向けた取組と、外国人住民への周知啓発の2点を、環境生活部長にお伺いいたします。

1点目は、偏見・差別の解消に向けた取組についてであります。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に設置された偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの委員に鈴木知事が就任し、これまで積極的に活動してこられました。

ぜひ三重県での取組に生かしていただきたいと思いますが、県として、課題をどのように捉えているのか、お聞かせください。

また、昨年12月には三重県感染症対策条例が制定され、今月には人権相談プラットフォーム会議が設置されるなど新たな仕組みが構築されました。今後、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の解消に向け、どう取り組むのか、お尋ねしたいと思います。

2点目としては、外国人住民への周知啓発であります。

県内でも、クラスターが発生しており、その中には外国籍と思われる人た

ちの間で起きているケースもあると聞いています。

決して、クラスターは、外国人住民ばかりということではありませんが、文化の違いや言葉の壁から、正しい情報が十分届いていないのではないかと、いう点が気がかりであります。命に関わることでありますので、外国人住民の方々にも、日本人と同じように行政からの情報が行き渡るようにしていただくことが必要だと思います。

外国人住民への周知啓発について、今後、どう取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 中小企業・小規模企業の事業継続に向けてどのように支援していくのかについて御答弁申し上げます。

これまで5回にわたる緊急経済会合を通じて、商工団体や金融機関から県内のあらゆる業種の中小企業・小規模企業が新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況に直面している声を聞いています。

また先日、私が三重県商工会議所連合会の通常会員総会に出席いたしまして、各会議所の会頭の方々から地域の状況や御意見をお伺いしたところ、中小企業・小規模企業の資金繰りは依然として厳しいことや今回の第3波により飲食業などはさらに厳しさを増している一方で、製造業は比較的回復傾向にあるなど、業種によって影響の度合いが異なることなどを改めて認識した次第でございます。

こうした中、県では、中小企業・小規模企業の皆様にしっかりと経営を立て直していただきながら、売上げ向上や製品開発など企業価値の向上につなげていただけるよう、1月19日に事業継続に向けた緊急支援パッケージを取りまとめ、資金繰り、事業継続・業態転換等の支援を行っておるところでございます。

具体的に申し上げます。

まず、資金繰りについてでございますが、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、既往債務に対する返済条件の緩和について、個別企業の実

情に応じた支援を行っていただくことなどを、改めて県内に本支店のある金融機関に向けて知事から要請を行いました。加えて、三重県新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、その申込期限を3月末までに延長するとともに、融資限度額を4000万円から6000万円へ引き上げ、さらに、2月15日からは、借換え要件を緩和するなど、必要な運転資金の確保に活用できるよういたしました。

次に、事業継続・業態転換支援につきましては、県内の全地域・全業種の売上げが前年同月比30%以上減少した小規模企業を対象として、事業継続に向けた取組を支援する補助制度であります三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金を創設し、2月5日から募集を開始いたしました。

この補助金は、例えばクリーニング店や理美容店におきまして、SNSを活用した広告や顧客管理のデジタル化等により、新規顧客の掘り起こしや利便性の向上を図るといった事業が対象となります。

加えて、この補助金では、三重県版経営向上計画の策定を促し、商工会・商工会議所による伴走型支援を通じて、小規模企業の事業継続を後押ししてまいります。

さらに、今後売上げ減少の程度にかかわらず、全ての中小企業・小規模企業を対象として、現在募集中の制度よりも補助限度額を引き上げて、施設改修など小規模な設備投資にも対応できる補助制度を創設し、新たな日常に対応した業態の転換や生産性向上の取組に対する支援も行っております。

また、緊急警戒宣言の期間延長等により、特に飲食店やその取引事業者等にとっては、厳しい環境が長期化していることから、事業継続に向けた支援金につきましても、支給に向けた準備をしておるところでございます。

これから、年度末にかけまして資金需要が活発になる時期を迎えるに当たって、中小企業・小規模企業が資金不足により事業継続に支障を来すことがないように、経済状況を注視し万全の対策に努めてまいります。

事業者が、現在の厳しい状況を乗り越え、新たな日常に対応した事業を再構築し、地域経済の回復につながるよう金融機関や商工団体と連携し、事業

者に寄り添った支援をしっかりと行ってまいります。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光産業の再生と持続的な発展に向けてどのように取り組んでいくのかお答え申し上げます。

本県では、県内観光産業の早期回復、再生に向け、昨年7月から7回にわたり三重県独自の宿泊割引クーポンを発行するなどの事業を展開してきました。

宿泊割引クーポン事業では、インターネット旅行事業者の集計結果で、昨年11月の宿泊実績が、前年同月と比較し、予約件数が40.8%、取扱額が75.6%それぞれ増加したほか、南部地域活性化局と連携し取り組みました県内教育旅行促進事業等では、県全体で1297校、児童・生徒8万4728人の利用実績となるなど、宿泊需要の拡大や旅行需要の平準化に大きな効果を発揮しました。

また、体験施設利用促進事業では、県民及び近隣府県の皆様の利用実績が9000件を超えるとともに、高速道路ドライブプラン事業では、東海3県の皆様を中心に、1日当たりの利用者数が、当初予想の4倍を超えるなど、本県への誘客促進や県内での周遊促進、消費拡大に貢献いたしました。

しかし、議員からも御指摘のありましたように、感染症の影響が長期化し、年末年始の旅行需要が消失するなど、県内観光産業にとって大変厳しい状況が続いており、来年度も早期再生に向けた取組とともに、将来を見据えた持続的発展につながる取組を推進してまいります。

まず、早期再生に向けた取組としまして、今年度好評だった宿泊割引事業、教育旅行支援、体験施設利用促進事業、高速道路ドライブプランなどを実施し、感染防止対策を徹底した上での観光需要の喚起、平準化を図ります。

宿泊割引の実施に当たっては、平日の宿泊や連泊の促進などにも取り組むなど、県内でのさらなる周遊促進や消費拡大につなげます。

次に、将来を見据えた持続可能な観光地づくりに向けては、昨年11月に株式会社地域経済活性化支援機構、REVICや県内金融機関と連携協定を締

結し、今年1月には、伊勢市、鳥羽市、志摩市の関係者を中心とした三重県観光・地域経済活性化協議会を設立するなど、支援体制を構築してまいりました。

今後、本協議会を通じ、関係者と一体となり、REVICの観光遺産産業化ファンドのスキームを活用した地域活性につなげていきます。さらに、将来を見据えた観光デジタルトランスフォーメーションを推進していきます。

現在実施中の、答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーンを通じ得られました旅行者の動向や声を、観光事業者や観光関連団体等がマーケティングや商品開発に活用しやすいシステムを昨年12月から運用開始し、本日、データ分析報告会を実施しております。

来年度は、アクセス数で全国2位を誇る三重県観光連盟のホームページ、観光三重や観光局が実施する動画やSNS等から得られたデータとも連携できるプラットフォームを構築し、旅行者を引きつける三重の観光の魅力アップにつなげてまいります。

これらの取組を、市町、関係団体、観光関連事業者、DMO等とオール三重で推進し、世界に誇る三重の観光が次の世代にしっかりと引き継がれるよう取り組んでまいります。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 偏見・差別の解消に向けた取組と外国人住民への周知啓発の2点について、併せてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別についてですが、県では、鈴木知事が全国知事会の代表として参加をいたしました国による偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの提言等を踏まえ、感染は自身や大切な家族にも起こり得るという考え方の下、偏見や差別の禁止だけでなく、相手の立場に立って考えられる啓発内容に充実を図ることや相談体制の充実を通じて、人権侵害等の被害者に寄り添った支援を行っていくこと、インターネット上の人権侵害等に迅速に対応することなどが重要な課題であると捉え、これらをオール県庁で総合的に推進していく必要があると考えており

ます。

このような課題を踏まえ、県では、昨年12月に制定しました三重県感染症対策条例に基づき、本年2月5日には、感染患者等に対する重大な人権侵害等に的確に対応し被害者に寄り添った支援を行うため、新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議を関係機関と連携して設立したところでございます。

また、普及・啓発につきましては、感染症に対する正しい知識の習得だけでなく、情報を正しく選択できる能力としての情報リテラシーの向上に向けて取り組むとともに、インターネット上の差別的な書き込みの未然防止策として、ネット広告を活用し、SNS等の利用者に直接呼びかける啓発を実施してまいります。

また、外国人住民への周知啓発につきましては、三重県多言語情報ホームページ、M i e I n f oや県ホームページのトップに設置した外国人住民向けポータルサイトにおきまして、感染防止策等の情報発信を行っているほか、多言語の注意喚起チラシを作成し、市町や三重県国際交流財団などと連携して、外国人住民が多く利用するショッピングセンターや日本語教室、食料店や宗教施設などに掲示や配布等の依頼を行っています。

一方で、議員が御心配されていただいておりますが、外国人住民への情報発信は、言葉の壁や文化・慣習の違いなどにより日本人と同様の注意喚起では届きにくく、行動変容につながりにくい部分があることから、分かりやすい日本語やイラストを使用するなどして、工夫を重ねてきたところでございます。

今後は、こうしたことに加えまして、SNSにより外国人住民に直接情報が届く形での発信を行います。さらに、外国人住民に向けた知事からのメッセージ動画を多言語情報ホームページ等で発信します。

引き続き、多文化共生に関わる市民団体と連携しながら、1人でも多くの外国人住民の方に適切な情報が届くよう努めてまいります。

県としましては、三重県の持つ多様性の尊重と受容という素地を生かしな

がら、一人ひとりを大切にし、お互いを思いやる社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

次に、国土強靱化対策につきましては、午前中の中森議員において質問されまして、知事から、この5か年加速化対策を活用して、三重県の強靱化対策をしっかりとやっていくという決意を示されました。その中で、特に、私が申し上げたいのは、やはり具体的な目標の設定、それに至るロードマップというものが、効果的な事業を実施していく上では必要であると考えているところであります。

そこでお伺いいたしますが、この対策を実施していく上で最も中心となるべき県土整備部においてどのような目標を持ち、5か年でどのような対策を講じていこうとしているのか、国土交通省からおみえになった水野部長においては、国の施策や物事の進め方も熟知していると思いますので、特に三重県として、対策を効果的に進めていただくことが期待できると思いますが、部長として、5か年加速化対策を活用して県内の社会資本整備をどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 国の5か年加速化対策を活用した県としての社会資本整備の方向性、方針についてお答えさせていただきます。

まず、答弁に先立ちまして、国土強靱化対策の継続・拡充に関する意見書を昨年9月に議決いただきました。そして、29の市町全ての議会においても意見書を議決いただきました。

それが原動力となって、今回、5か年の加速化対策といったものが実現したというふうに考えております。本当にありがとうございました。

さて、令和3年度よりスタートする5か年加速化対策の特色の一つとして、国が5年後の主な達成目標を示していることが挙げられます。

例えば、緊急輸送道路の法面・盛土の土砂災害防止対策の整備率、こう

いったものについて、現状の55%から5年後、令和7年度には73%に引き上げるなど多くの目標が示されているところでございます。こうした国の取組を参考に、県としても5年後に達成する目標を県民の皆さんに分かりやすく示していくことが大切であるというふうに考えております。

具体的には、今回の予算の水準が維持される前提で、県レベルの数値を試算した場合、緊急輸送道路の法面・盛土対策について、県管理道路では、過去3か年の約2倍の箇所対策を講じてまいります。これによって、現状の約1割といった整備率から、5年後には約4割の整備率に引き上げますといった形になります。このような主な対策のメニューの達成目標を現在整理しているところでございます。

昨年10月に改訂した三重県国土強靱化地域計画の指標や、別途、国土交通省で検討中の中長期計画等を踏まえて、今後、県民の皆さんに目標を示していきたいというふうに考えております。

また、国の5か年加速化メニュー以外の対策、例えば、河川堆積土砂の撤去の計画につきましても、今回の令和3年度の当初予算の中に盛り込ませていただきましたが、そうした国のメニュー以外につきましても、工夫して県民の方々にお示ししてまいりたいというふうに考えております。

なお、個別の箇所について、なかなか目標を示すことは難しいのですが、例えば、伊勢市内の桧尻川の引堤事業、五十鈴川の堤防強化事業等は5か年加速化対策の対象となっております。整備を加速化してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、社会資本整備については、中長期の目標、進捗、そして効果を示していくことが、県民の安全・安心の確保、そして地域活性化の原動力になると考えております。

県土整備部といたしましても、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、これまで以上に計画性のある取組を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、令和4年度以降につきましては、当初予算での国土強靱化対策が

盛り込まれるようやっていく必要があると思います。計画性がある取組を強化していくためには、当初予算といったものが必要になってくるというふうに考えてございます。

引き続き、国に対して強く要望していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

ぜひとも、進捗をよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、私学振興について御質問したいと思います。

時間の関係で、もう知事だけにさせていただきますけれども、日本の教育制度の中で、私立学校は、公立学校と共に、常に公教育の大きな役割を果たしてこられました。

県内の私立学校においても、建学の精神に立脚し独自の校風と伝統の下、新しい時代に対応すべく、様々な特色ある教育活動を先進的に実施されています。

そこで、知事に御質問申し上げたいわけなんですけど、三重県の教育において、私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び専修学校といった私立学校をどのように位置づけしてみえるのか、また、三重県における教育の機会均等の確保をどのように保障されているのか、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重の教育における私立学校の位置づけと、県における教育の機会均等の確保をどのように考えているのかということで答弁させていただきます。

私立学校は、建学の精神に基づき、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしています。

とりわけ、本県の私立学校においては、学術やスポーツでトップクラスの

実績を誇る学校があり、またSDGsに関する取組、ICTを活用したアクティブラーニング、国際的なフォーラムへ生徒が参加する国際交流活動、不登校経験者を積極的に受け入れた学び直しへの支援など、各学校で特色ある教育活動が行われています。こうした私立学校で学びたいと希望する子どもたちが、家庭の経済的な事情や生まれ育った環境で将来が閉ざされるようなことがあってはなりません。子どもたちが自らの能力・可能性を伸ばし、夢や希望を実現することが可能となる教育活動を実施している学校を自由に選択できる環境を整えることが必要です。

県としましては、引き続き私立学校に対する支援に取り組み、個性豊かで多様な教育活動を実施する私立学校で学びたいと希望する子どもたちが希望どおりに学ぶことができるよう、保護者等の教育費負担の軽減、学校法人の経営基盤の安定化などにしっかりと取り組んでまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁ありがとうございます。

環境生活部長にも、御質問申し上げたかったわけなんです、要望とさせていただきますと思います。

一つ目は、今もお話がありましたように、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが私学を選択できるように支援強化をお願いしたいと思います。

2点目は、これから子どもたちの数がさらに減少傾向にある中、中長期的な視点も含めまして、公私比率等を考えていただきたい。これは、知事にも関連することではありますが、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次に、三重とこわか国体・三重とこわか大会について御質問を申し上げたいと思います。

まず初めに、機運の醸成について、午前中にも御答弁がありましたけれども、これにつきまして御答弁いただきたいと思ひますし、次に、天皇杯・皇后杯の獲得と、今後のスポーツの振興についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

こうしたコロナ禍ですので、感染者を発生させずに、仮に感染者が出たと

しても最小限の範囲にとどめ、無事大会を成立させることができれば、それだけでも大したものではありますが、後世の県民の皆さんに語り継がれるに違いないと確信しています。

しかしながら、何をもって成功とするのかを考えたときに、やはり天皇杯・皇后杯の獲得は外せないと考えます。

しかしながら、昨年来、大会の数も減り、現時点での自分たちの実力を把握することが難しくなっています。自分たちの実力を正しく知ることができないと課題も出てこないですし、十分な強化活動ができないのではないかと危惧しています。

そこでお伺いします。

現在のチーム三重の実力をどのように捉えており、今後どのように強化に取り組んでいくのか、また、天皇杯・皇后杯が獲得できたとすると、それだけでも大きな成果はあるのですが、こうした成果を今後のスポーツの振興にどのように生かしていくのか、併せてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 天皇杯・皇后杯獲得と今後のスポーツの振興について答弁させていただきます。

三重県では、平成25年に競技力向上対策本部を設置し、私が本部長となって、競技力の向上に取り組んでまいりました。

昨年度の茨城国体では、一昨年の福井国体から順位を上げ14位となり、本年度の鹿児島国体で10位以内となれば、計画どおり三重とこわか国体における天皇杯・皇后杯の獲得が視野に入るところでした。

しかし、残念ながら鹿児島国体は延期となり、今年度の本県の競技力の水準が計画どおりに仕上がっているのか判断しづらくなっています。

こうしたことから、国体に代わる同レベルの全国大会において本県選手の実力を評価し、その結果に応じて課題を明らかにし、改善策を立て、実行しているところです。

幸い、これまでの大会実績では、ウエートリフティングやレスリングなどにおいて優勝するなど明るい材料も出始めています。

今後も、春から夏に行われる全国レベルの大会結果をしっかりと見極め、コロナ禍の中で必要な対策を取りながら一層の強化活動を進めることで、秋の本大会に向けて見込みどおりの実績を残せるようしっかりと取り組んでまいります。

天皇杯・皇后杯の獲得は、三重県にとって輝かしい成果に違いありませんが、この目標達成のためにこれまで長年苦勞し、努力を重ねてこられた選手や指導者、競技団体の皆さんにとって、一つの大きな達成感として永く記憶にとどめられることと思います。

選手の皆さんにあっては、引き続き一層の高みを目指して精進し、今後の安定的な競技力の維持に大いに貢献してもらいたいと思います。

また、競技生活を終えた後も、これまでの指導者と共に、後進をよりよく育てていただきたいと願っています。さらに、県内各地、特に競技会が開催された地域などにおいて、県民の皆さんとの交流にも参加していただき、地域スポーツの振興や住民の健康増進といった自治体の取組などにも一役買っていたきたいと願っています。

一方で、選手のみならず、競技団体にあっては、各スポーツの県内での普及・発展、競技会開催市町にあっては、その後のスポーツイベント開催などによるまちづくり、まちおこし、ボランティアの方々にあっては、スポーツを通じた地域づくりに引き続き積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

県としましても、市町と共に、両大会の成功に関わってくださった方々の活躍の場を今後も様々な機会を捉えてつくっていくことで、こうした方々がそれぞれの場で自己実現を図り、これらが三重県スポーツの振興と発展につながっていくよう取り組んでまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

両大会の開催に向けまして、知事、不退転の決意で臨んでいただきたいと思います。

また、コロナ禍におきましては、182万人の県民の皆さん方が心を一つにして、新たな一步を踏み出せるよう、機運醸成、局長もよろしくお願ひいたしたいと思ひますし、こういう時期だからこそ、おもてなしの心を持って、選手や関係者、観客の皆さんを迎えられるようしっかり準備をしていただくことをお願ひして、この項を終わらせていただきたいと思います。

最後に、式年遷宮と地方創生についてお伺ひさせていただきます。

2033年に第63回式年遷宮が行われます。

式年遷宮は三重県を活気づける千載一遇のチャンスであります。

第61回のときには、伊勢自動車道が全線開通、また、翌年にはサンアリーナが完成し、まつり博が執り行われました。また、同年には、三重県総合文化センターが開館し、国民文化祭が開催され、また前回、平成25年の第62回式年遷宮のときには、三重テラスがオープンし、そして、紀勢自動車道の全線開通、そして新しい三重県総合博物館が開館いたしました。

このように、式年遷宮と合わせて三重県民の生活や経済を支える重要なインフラ整備が進むとともに、三重県の情報発信が行われており、県全体の活性化、今でいいますと、地方創生につながってきたと考えております。

さて、次期式年遷宮まであと12年ではありますが、その頃の三重県はどうなっているのでしょうか。

様々なICT技術の進展や交通インフラの充実、観光のグローバル化による国外からのインバウンドの増加、一方で、少子・高齢化や人口減少の進行など、三重県を取り巻く環境が激変することは間違いなく、さらなる地方創生に向けた取組が求められることと思ひます。

そこで知事にお伺ひをさせていただきますと思ひます。

この式年遷宮は、日本はもちろん、世界中からの関心が集まる絶好の機会でもありますので、このチャンスを最大限生かし、三重県への人の流れをつくり、長期的な展望に立って、三重の地方創生を進めていくべきであると考え

ますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 次期式年遷宮が行われる2033年頃の三重県の姿をどのように思い描き、地方創生をどのように進めていくのかという考えをということでもあります。

私自身が1期目のときに、2013年、前回式年遷宮があったわけですので神宮式年遷宮が三重県の振興に与えるインパクトの大きさというのは、非常に私自身も実感しているところでありますので、これはしっかり生かしていかなければならないというのは、まさに議員と同じ思いであります。その上で、今からちょっとる述べますが、取組のポイントは、一つはいろんなネットワークが整備されていく、三重県へのアクセスが大幅に向上するので、それをどう活用していくかということ。

それから、二つ目は、2025年から山口祭とか、いろんな諸行事が始まりますので、そこからしっかり情報発信とか、しっかりスタートできるかということ。

それから、3点目は、新たな人の流れをどうつくっていくか、新しいビジネスをどうつくっていくかということだと思います。

少し述べていきますけれども、前回の式年遷宮後、その効果を一過性のものにしないため、伊勢志摩サミットや菓子博、インターハイなどの好機を生かし、オール三重で観光振興に取り組んだ結果、観光入込客数は5年連続で増加し、令和元年には、前回の式年遷宮時の過去最高を上回る4304万人となりました。観光消費額についても、5年連続で増加し、前回の式年遷宮時の過去最高を更新する5564億円となりました。観光で、地域の稼ぐ力を伸ばし、これを重要な柱の一つとしていく、本県の地方創生の取組は着実に実を結びつつあると考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で状況が一転しました。

観光産業をはじめとする多くの産業が大きな打撃を受け、今も新型コロナウイルスの収束が見通せない中、雇用・経済情勢は危機的な状況に陥っており、その

一方で、A I等のデジタル技術が驚異的な進歩を見せるなど、変化の振れ幅が大きく、先行き不透明で不確実な時代に突入しています。

今後、次回の御遷宮が行われる令和15年、2033年に向けては、コロナ禍の先にある新たな日常を展望し、国内外からより一層多くの人々に訪れていただける地域、ものや投資を呼び込み、イノベーションを創出する地域を目指して、地方創生の取組を進めていく必要があります。

2030年代の社会は、I o T、A I、R P A等のデジタル技術や5 G、B e y o n d 5 Gといった情報通信基盤の飛躍的な発展を背景に、デジタルトランスフォーメーションが加速し、またS D G sの達成や脱炭素社会の実現に向けた世界各国の取組の成果が見えつつあるものと推測されます。

三重県でも、官民のそれぞれの取組が進み、シェアリングエコノミーの進展、単純作業のA Iやロボットによる処理、工業や農業でのI C T化による若者にとって魅力的で効率的な働く場の創出などが可能となり、人々の生活面においては、テレワークなどの一般化、自動走行車による過疎地域での高齢者の交通手段の利便性の向上などが実現しているものと考えられます。

また、リニア中央新幹線や高速道路ネットワーク整備の進展、空飛ぶクルマなどにより本県へのアクセスの大幅な向上が実現している可能性もあります。

こうした将来像を思い描き、その実現に向けて取り組むべき課題を、将来から現在に向けて、時間を遡る形で整理、検討していく姿勢が今後とも重要となります。

令和15年、2033年に執り行われる遷御の儀に先駆け、令和7年、2025年には、1300年以上にわたり受け継がれる式年遷宮の30の祭典や行事が始まります。

また、令和7年には、大阪・関西万博が、さらに三重県政150周年となる令和8年、2026年には、第20回アジア競技大会が、隣の愛知県で開催され、アジアや世界各国からの関心を三重県に向けるチャンスでもあります。

式年遷宮を見据え、こうしたチャンスを生かしながら、地方創生に向けた

様々な取組を展開していかなければなりません。

観光面においては、安全・安心な三重の旅に向けた観光地づくりを進め、コロナ禍を経たニューノーマルに対応し、旅行ニーズや形態の変化を踏まえ、国内及び海外からの誘客を進めていきます。

加えて、ワーケーションの推進による関係人口の拡大など、本県への新たな人の流れをつくるための取組を進めるとともに、デジタル技術を用いたMa a Sや空飛ぶクルマ等の次世代モビリティを活用し、観光はもとより、交通、生活等の地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上、さらには新たなビジネスの創出を目指します。

また、産業面においては、今後は東海環状自動車道の全線開通、令和8年度、2026年度、リニア中央新幹線、品川から名古屋の開業、令和9年、2027年により本県へのアクセス性が飛躍的に向上することで、物流の効率化による県内企業の生産性向上が期待されます。

こうしたインパクトを生かせるよう、企業の本社機能の移転やサテライト機能の誘致、国内外の企業による県内への投資を働きかけていきます。

こうした取組を通じ、三重の地が、訪れる、住む、事業を行うのいずれの目的においても、世界から選ばれる場所となるよう、施策総動員で取り組んでいきます。

式年遷宮の意義は、木造の神宮の社殿を20年に一度建て替えることにより、常に若々しく美しく保つという永遠性にあります。変化のスピードが速い現代社会においても、変化しないために20年に一度変化するというシステムが、1300年以上もの間、守られていると言えます。

どのような時代にあっても、私にとって、県民の皆さんが故郷に誇りを持ち、将来に夢や希望を持つことのできる安全で安心な生活が大切であることには変わりなく、時代の変化に適応しながら、それを守っていく必要があると考えます。

台湾のデジタル担当大臣のオードリー・タンさんの著書には、全てのものにはひびがある、そして、そこから光が差し込むというカナダの詩人の言葉

が引用されています。コロナ禍で、大変厳しい状況ではありますが、必ずこの後には、明るい光が三重県、日本に差し込んできます。

その突破口を探し、道を切り開き、県民の皆さんと共に、常に時代の一步先を見据え、次回の式年遷宮に向けて、将来に夢や希望の持てる地方創生を展開していきます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 知事から本当に力強い、また夢のある御答弁をいただきました。

私の持論でありますけれども、2000年前にあったのは伊勢神宮、現在、あるのも伊勢神宮、そして、恐らく2000年後も伊勢神宮はあると思います。

あと12年で第63回の式年遷宮であります。

私も皆さん方も、12歳重なるわけではありますが、私は82歳に相成ります。ぜひとも、式年遷宮に行きたいなと思っておるんですが、三重が生んだ俳聖松尾芭蕉さん、この方は、生涯6回ほど伊勢に訪れたそうでありますけれども、こんな句を残しております。「尊さに皆おしあひぬ御遷宮」。

ぜひとも、皆さん方も12年後、元気で御遷宮に来ていただきますことをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。

〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○34番（長田隆尚） 亀山市選出、草莽の長田でございます。

もう4番目ですので、先ほどの国土強靱化であったり、予算であったり、国体のことはもう出ておりますので、私のほうはリニアと中小企業問題に特化して話をさせていただきたいと思っておりますので、今、副知事、うなずいていただきましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、リニアのことから始めさせていただきます。

リニア中央新幹線の東京一名古屋間では、JR東海は、建設工事に着手する約4年前に環境影響評価手続に着手しており、この環境影響評価の最初の手続である配慮書の中で、概略のルート・駅位置が示されたことを踏まえると、配慮書が示される時期までに、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会としての駅候補地を決定し、JR東海に対して要望を行っていくことが必要となります。

このため、昨年の7月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会において、会長である三重県知事から会員である各市町長に対して、県内駅位置候補として意向のある市町については、令和2年末までに県同盟会会長宛てに、その旨、要望いただくようにと提案され、本年1月4日に意向を表明したのは、亀山市のみであったということが発表されました。

これを受け、今後は一定程度の範囲に絞った駅候補地を検討し、2022年頃のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会にて駅候補地を決議し、JR東海に要望、2023年頃のJR東海による環境影響評価手続の着手という方向性の中で、リニア中央新幹線三重県駅の確定に向けて進んでいくということになります。

昨年のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会では、一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京一名古屋間については工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に未着工区間については、国、

JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手すること。名古屋－大阪間のルートは、南海トラフ地震などの災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとし、県内の停車駅位置は、鉄道や高速道路によるアクセス、利便性等を十分に勘案し、リニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及できる場所とすること。駅周辺の魅力あるまちづくりに向けた具体的な検討など、事業促進に向けた環境整備を着実に図ることができるよう、三重県内の概略ルート及び停車駅の概略位置を早期に公表すること。技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、東京－名古屋間の工事等を検証し、今後の円滑な事業実施につながる事前の対策を講じるなど、一日も早い全線開業のための方策を引き続き検討すること。リニア中央新幹線の推進に当たっては、東京－名古屋間の整備状況等を踏まえながら、沿線地域として円滑な環境アセスメント等の実施に役立つよう、引き続き関係者による意見交換等の機会を定期的に設けるなど、綿密な協力関係の構築に努めることの五つが決議されました。

そんな中、昨年秋の三重県の令和3年度予算の確保に向けた国への要望には、リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じることという要望が掲げられ、リニア中央新幹線の名古屋－大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工、全線開業を実現するため、東京－名古屋間の2027年開業に向け工事等が着実に進められるよう、引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋－大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続の簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを、関係省庁連携の下、進めること。新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて、早期のリニア全線開業につなげること。リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や、駅周

辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討することの、三つの項目が掲げられました。

この要望に対して、国の令和3年度予算案では、2番目の北陸新幹線の環境アセスメントに関することは記載されましたが、これがリニア中央新幹線の名古屋―大阪間の事業と関連しているかどうかは、当局によると不明ということでしたが、亀山市が三重県内駅候補に決まったことにより、リニア中央新幹線の取組は新たなステージに移り、2022年頃のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会で駅候補地を決議し、2023年頃にJR東海による環境影響評価の最初の手続である配慮書の中で概略の駅位置が示されてくることを踏まえると、いよいよまちづくりや広域交通ネットワークの構築に向けた計画づくりをより具体的に進めることが必要となり、そういう意味で、来年度からの3年間は大変重要な準備期間となってまいります。

また、三重県では、2018年にe-モニターに対して、2027年のリニア中央新幹線東京―名古屋間先行開業に向けた、名古屋駅の利用頻度についてのアンケートを実施しています。

その結果によると、東京―名古屋間が2027年に開業予定であることを知っているのは55.4%、名古屋―大阪間が最短で2037年に開業予定であることを知っているのは19.3%、品川駅―名古屋駅間を最短約40分で結ぶことを知っているのは5.4%、名古屋駅―新大阪駅間を最短約20分で結ぶことを知っているのは19%、品川駅―名古屋駅間の運賃が新幹線のぞみ号プラス700円程度であることを知っているのは13.3%で、まだまだ県民がリニア中央新幹線について認識しているとは言えない状況でした。

名古屋―大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づく中、リニア事業の円滑な実施に当たっては、県民の理解や協力が重要であるため、リニア開業時に実際に社会人として利用されることが見込まれる者、若い世代をはじめとする県民に対する機運醸成が必要となってまいります。

そこで、2023年頃に想定されるリニア中央新幹線三重県駅候補地早期決定

に向けて、今後どのように進めていくのか、スケジュール感や機運の醸成について知事の思いを、これまでの取組も踏まえながらお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 概略駅位置の提示に向けた思いとスケジュールや気運醸成の考え方も含めてということで、答弁させていただきます。

県では、リニア中央新幹線の早期建設と、県内への停車駅設置を図ることを目的に、1978年、昭和53年に県内の市町や経済界の皆様と共にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を設立し、これまで積極的に国等への要望活動に取り組んできたところです。

こうした中、JR東海においては、2014年末、平成26年末に先行して東京―名古屋間について着工し、現在、2027年の開業に向け、鋭意整備・調整を進められているところです。

一方、2045年、令和27年に開業予定となっていた名古屋―大阪間について、奈良県や大阪府の知事等と共に、2016年、平成28年に当時の安倍総理に直接お会いし、ルート・駅位置の早期確定、早期全線開業を要望しました。

その結果、同年には、財政投融资の手法を活用することにより、全線開業時期を2037年、令和19年に最大8年間前倒しすることが決定され、リニア中央新幹線の早期建設に向けて、いよいよ大きく前に進んだものと感無量だったことを今でも鮮明に覚えています。

さらに、名古屋―大阪間のルート・駅位置の早期確定及び、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を強力に進めるため、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議や、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議を設置し、これら二つの枠組みを通じ、関係府県市等と連携した活動を行っています。

あわせて、JR東海の名古屋以西準備担当部門との意見交換を重ねるなど、環境アセスメントなどの円滑な事業実施に向け、積極的に事前の準備作業を進めているところです。

こうした中、名古屋―大阪間では、いよいよ2023年、令和5年頃にJR東

海による環境アセスメントの着手が見込まれ、その最初の手続である配慮書の中で、現在20キロメートル幅で示されているルート幅が3キロメートル幅に絞られるとともに、直径5キロメートルの範囲円の概略駅位置が示されることとなります。

概略駅位置の確定に当たって、東京一名古屋間では、環境アセスメントの配慮書が公表される前の年までに、各県の同盟会において具体的な駅候補地を総会で決議し、JR東海に要望を行っています。

本県の同盟会においても、東京一名古屋間と同様、駅候補地の決議に向け、まずは各市町に意向確認を行い、今年1月に亀山市を駅候補としたところで。これにより、新たなステージに入った一日も早い全線開業の実現に向けた本県の取組は、さらに一步前に進んだものと考えます。

来年度の9月、今年の9月には、亀山市において、駅として必要な条件や地域特性などを踏まえて、駅候補地案を県同盟会に提出いただく予定です。その上で、駅候補地案について、有識者にアクセシビリティや県全域への波及効果等について分析・評価いただき、県同盟会において、亀山市をはじめ各市町の皆様と検討を重ね、環境アセスメントの着手時期によるものの、2022年中には、今まで「後」と言ってきましたけれども、2022年中には県同盟会総会の決議を経て、JR東海への要望につなげていきたいと考えています。

さらに、環境アセスメントの配慮書において概略駅位置が示された際には、本県におけるリニアインパクトを最大化させるため、市町、関係機関と連携しながら、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの充実やまちづくりの整備などに、速やかに取り組んでいきます。

また、リニア事業を円滑に進めるためには、県民の皆様の理解や協力が重要であることから、県同盟会として、駅候補を亀山市に決定したことを機に、一層の気運醸成を図っていきます。

特に、リニア開業時に社会人として利用される若い世代の方々をターゲットとした啓発活動を新たに進めていきます。先般も、リニア開業効果などを解説した啓発動画を作成し、県ホームページにおいて発信しているところで

す。来年度は、この啓発動画を、経済、観光などのテーマごとにSNSにより積極的に発信します。

さらに、みえリニア応援クラブを立ち上げ、会員自身が主体的に啓発動画の拡散や、県イベントへの参画などの活動を展開していただきます。こうした取組を進めることで、若い世代のリニアに対する理解を深め、期待を高めていきたいと考えています。

県同盟会設置から四十数年、我々の長年の悲願である県内駅位置の早期確定に向け、亀山市をはじめ県内各市町、経済界としっかりと手を携えながら、県民の皆さんと共にオール三重で力を合わせて取り組み、一日も早い全線開業の実現、明るい三重の未来につなげていきたいと考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今、知事のほうから、県同盟会設置から四十数年という話がありました。

私も、昭和62年当時の運輸大臣石原慎太郎氏の、明治の文明開化以来、鉄道が果たしてきた役割は大きかった。リニアは21世紀の新文明を伝播するため必要という言葉を受けて、神話のまち亀山へリニアモーターカーを、という合い言葉の下に、リニア誘致運動を進めていただいております。足かけ30年という悲願達成となりますので、一日も早い三重県駅の決定、全線開業に向けて、県としても推進していただきたいというふうに思います。

また、先ほどSNSによる動画の配信について答弁をいただきましたが、それに加えて、視覚に訴えるような、例えば看板等を作成していくことも必要だと思っております。

また、昨年、製作いただきました、東京―大阪全線開業時における、三重県におけるリニア中央新幹線の開業効果を示した、リニアで変わる三重の未来というパンフレットの中に、三重県観光ルートイメージ図というのがあるんですけども、リニア中央新幹線の名古屋駅が起点であるかのように見受けられるようなところがございますので、このパンフレットにつきましても、増刷する際には、ぜひとも三重県駅の亀山市が起点であるというようなパン

フレットに改訂していただければというふうに思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。

では、続けて、利便性の向上についてお伺いしたいと思います。

これは、（現物を示す）2018年に亀山市が当時の株式会社三重銀総研に委
託して作成した、リニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査報
告書で、リニア中央新幹線中間駅が亀山市に設置・開業した場合の影響を把
握するための調査書になります。この中で、リニア中央新幹線三重県駅が亀
山市に設置された場合の、各地からの時間短縮効果も検証されています。

前提として、東京－大阪への所要時間を算出するに当たり、リニア中央新
幹線が全線開通しているものとして、対象となる地域は、三重県及びその隣
接県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県の全市区町村と
しています。

なお、計測経路の出発地は、対象地域の市区役所、町役場、目的地は東京
都庁、大阪府庁とし、比較対象となる新幹線・リニア駅は、名古屋－新大阪
間のリニア駅、すなわち名古屋駅、奈良県駅、新大阪駅、名古屋駅－新大阪
間の既存新幹線の駅、すなわち名古屋駅、岐阜羽島駅、米原駅、京都駅、新
大阪駅とし、リニア駅の岐阜県駅や既設の新幹線の豊橋駅、三河安城駅、そ
れと対象地以外の新幹線・リニア駅は対象としておりません。

また、亀山中間駅、奈良県駅、岐阜羽島駅、米原駅で乗車する経路につい
ては、鉄道利用による乗車駅への移動に加えて、地方部に駅を設置すること
の利点として、パーク・アンド・ライドによる所要時間の短縮効果を考慮し、
所要時間が最短となる経路の検索には、主に国土交通省が開発したN I T A S、
全国総合交通分析システムを利用し、リニア中央新幹線での移動時間やリニ
ア駅の位置に対する仮定を置いた上で所要時間を計測し、リニア中央新幹線
開業における効果を把握するため、将来の時点においても、リニア中央新幹
線の利用以外はN I T A Sで設定された時点、道路の場合は2015年3月時点、
そして、その他の交通については、2016年2月時点の経路を通るものという
ふうに仮定しています。

まず、お手元に図があると思いますが、図1があると思います。お手元の、多分コピーは分かりにくいと思いますが、（パネルを示す）カラーを見ていただくと分かると思いますが、これは東京への所要時間から見た新幹線・リニア駅の優位圏を示したものです。

鉄道を利用する場合は、三重県内では、亀山市、伊賀市、津市、松阪市、明和町、玉城町、度会町の7市町と、滋賀県甲賀市、奈良県御杖村が、亀山中間駅優位圏となります。

パーク・アンド・ライドを考慮いたしますと、三重県内では、四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、朝日町、川越町以外の市町と、滋賀県の甲賀市、湖南市、日野町、奈良県の山添村、御杖村、下北山村、和歌山県の新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川村、北山村、串本町が、亀山中間駅優位ということになります。

なお、短縮時間から見ますと、亀山市が2時間6分、伊賀市が2時間2分、甲賀市が1時間27分、御杖村が2時間1分、新宮市が1時間57分というふうな短縮になります。

一方、図2を見ていただきたいと思いますが、こちらは、（パネルを示す）大阪への所要時間から見た新幹線・リニア駅の優位圏です。これを見ると、鉄道を利用する場合は、三重県内では、亀山市、津市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町の10市町と、奈良県の下北山村、上北山村、和歌山県の北山村が亀山中間駅優位圏となります。

パーク・アンド・ライドを考慮しますと、三重県内では、桑名市、木曽岬町、名張市以外の市町、愛知県の南知多町、設楽町、東栄町、豊根村、滋賀県の甲賀市、日野町、和歌山県の新宮市、那智勝浦町、太地町が亀山中間駅優位圏となります。

なお、短縮時間から見ますと、亀山市が1時間38分、大台町・大紀町が1時間26分、甲賀市が28分、新宮市が50分の短縮となります。

このように、東京、大阪へは、三重県内だけではなく、滋賀県、和歌山県、奈良県からも利便性が向上するということが分かります。

現段階では、リニア中央新幹線の早期着工に向けて、東京―名古屋間の課題等を研究するためのリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議と、名古屋―大阪間の早期開業を目指すための三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議の二つの枠組みがありますが、リニア中央新幹線亀山中間駅までのさらなる広域的な道路網等のアクセスの利便性の向上、利用促進に向けては、それに加えて、新たに、滋賀県、奈良県、和歌山県との連携も必要となってくるのではないのでしょうか。

一方、今度は表1を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）こちらは三重県内の29市町から東京への所要時間の経路別比較をしたものです。

経路aは、名古屋駅まで各市町役場から、鉄道を利用して到達できる最も短い時間を想定し、名古屋駅乗車で東京まではリニア40分を利用という形になっています。

経路bは、亀山中間駅まで各市町役場から、鉄道を利用して到達できる最も短い到達時間を想定し、亀山中間駅から各駅停車型のリニア約1時間30分を利用するというものを仮定しています。

経路cは、亀山中間駅でのパーク・アンド・ライドを利用、すなわち亀山中間駅までは自動車を利用し、自動車を駐車させた後に、亀山中間駅からは各駅停車型のリニア約1時間30分を利用して、東京に行く場合を想定するとともに、パーク・アンド・ライド方式の場合は、NITASで設定された2015年3月時点の道路、2016年2月時点のその他の交通での経路を、リニア中央新幹線が開通時にも利用しているというふうに想定しています。

なお、出発地は市役所、町役場で、目的地は東京都庁、大阪府庁を想定していますので、リニア中央新幹線の東京―名古屋間の所要時間40分からすると、少し時間が長く感じられると思います。

経路a、bを比較すると、名古屋駅乗車時に比べ、亀山中間駅乗車時の所要時間が短い市町は、亀山市、伊賀市、津市、明和町、玉城町、度会町となり、名古屋駅乗車時との所要時間の差から見ると、亀山市が1時間9分、伊賀市が41分、その他が5分から10分程度短縮される見込みです。

経路 a、b、c を比較すると、名古屋駅乗換え時に比べ、亀山中間駅乗車時の所要時間が短い市町は、四日市市、桑名市、木曾岬町、朝日町、川越町を除く全ての市町となっています。とりわけ亀山中間駅までは、鉄道などを利用する経路に比べ、パーク・アンド・ライドを実施する経路の所要時間が短くなっています。

名古屋駅乗車時と所要時間の差を見ると、パーク・アンド・ライドを実施する経路で伊賀市が1時間54分、御浜町が1時間44分となっており、伊勢志摩地方の一部、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町や、東紀州地域を中心に、亀山市と同程度の短縮効果が見込まれるという結果になっています。

一方、表2を見ていただきますと、（パネルを示す）三重県内29市町から大阪への所要時間を経路別に比較したものです。経路 a、b を比較すると、名古屋駅乗車時に比べ、亀山中間駅乗車時の所要時間が短い市町は、亀山市のほか、伊賀、中南勢、伊勢志摩、東紀州地域の全ての市町となっています。

経路 a、b、c を比較すると、名古屋駅乗車時に比べ、亀山中間駅乗車時の所要時間が短い市町は、北勢地域の一部、桑名市、木曾岬町を除く全ての市町となり、亀山中間駅までは、鉄道などを利用する経路に比べ、パーク・アンド・ライドを実施する経路の所要時間が短くなっています。

全体に所要時間短縮の背景を探ると、これらの市町から名古屋への移動において、鉄道などによる伊勢湾岸沿線部経路、2015年3月時点に比べて、亀山中間駅までの自動車利用による、亀山中間駅－名古屋駅間のリニア中央新幹線利用を含めた、内陸部経路の所要時間が短くなっていることが要因と思われます。

このように、リニア中央新幹線三重県駅ができることによって、2015年3月時点の道路状況、2016年2月時点の鉄道状況でも、これだけ三重県内の利便性が向上するとともに、鉄道利用の場合よりもパーク・アンド・ライドを利用するほうが、より所要時間が短縮でき、利便性が向上することが分かります。

道路政策という観点からすると、リニア中央新幹線三重県駅と現在の主要

道路、例えば県道津関線、国道306号をつなぐ道路、亀山市と隣接県も含めた周辺市町村をつなぐ主要道路、例えば国道1号、名阪国道、隣接府県からリニア中央新幹線三重県駅に向かう主要道路までをつなぐ高速道路等、例えば新名神自動車道、伊勢自動車道、紀勢自動車道等の基幹道路を効果的に整備していくことにより、よりリニア中央新幹線三重県駅の設置効果が高まるということになります。

来月3月28日午後5時には、中央自動車道座光寺パーキングエリアに整備中の座光寺スマートインターチェンジが開通する予定です。

座光寺スマートインターチェンジは、リニア中央新幹線長野県駅、飯田市上郷飯沼、座光寺付近ですが、と中央自動車道とのアクセス向上を目的とし、関連事業として長野県が座光寺スマートインターチェンジとリニア中央新幹線長野県駅を結ぶ座光寺上郷道路の建設を予定していますが、このような、NEXCO、県、そして市町とが連携した道路政策も重要となってきます。

そこで、リニア中央新幹線三重県駅の利用促進、利便性の向上に向けて、このようなリニア中央新幹線三重県駅までの総合的な道路網計画についてはどう進めていく必要があると考えるのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） リニア中央新幹線三重県駅を見据えての道路計画について、お答えさせていただきます。

まず、リニア中間駅と道路との関係については、国土交通省のスーパー・メガリージョン構想検討会、これは令和元年5月に取りまとめられておるんですけれども、その中で、リニアによる東西方向の連携軸に加え、各中間駅から南北方向に延びる高速道路との連結性を強化し、対流を活発化することが重要というふうにされているところでございます。

例えば、先行する他県につきましては、先ほど議員から御紹介がございましたが、長野県では、中央自動車道と長野県駅を連結させる道路を整備するとともに、スマートインターチェンジを整備しているところでございます。

また、高速道路の通行止めの場合に対応するために、並行する国道の改良も併せて行われております。

岐阜県駅におきましても、中央自動車道から分岐する濃飛横断自動車道と、この自動車道から駅への進入道路を整備しているところでございます。

三重県内の中間駅につきましても、その効果を広域的に波及させるため、高速道路へのアクセスの強化が重要だというふうに考えております。さらに、駅の位置によっては、渋滞対策、あるいは防災対策といったような検討も、道路の視点から考える必要があるというふうに考えております。

先日、2月16日だったと思うんですけども、NEXCO中日本に要望を行う機会がございました。その中で、知事からも、今後の中間駅の検討に際して、NEXCOの協力について力強く要望を行っていただいたところでございます。

さらに、リニアと高速バスなど、多様な交通モード間の乗換え環境といったものの整備も重要というふうに考えています。四日市、あるいは津駅で検討している内容も生かしていければというふうに考えております。

今後、三重県駅に関する計画の進行に合わせて、道路の計画についても、先行する駅を参考にしながら関係機関とも十分な連携を行い、一日も早くリニアが実現できるよう具体化を図ってまいります。

なお、先ほど、2015年の道路ネットワークを前提にした時間短縮効果について御紹介いただきましたけれども、2037年といったものを考えると、大分、三重県内の高速道路ネットワークが変わっていると思います。紀勢自動車道を含めて、多くのところが開通を迎えているというふうに思います。

そうした場合は、さらに時間短縮効果が、かなり広範囲に広がっていくというふうに思いますので、そういったことも見据えながら、道路の計画についても考えていきたいというふうに考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

県土整備部長におかれましても、他県との利便性も踏まえた上で、中部

地方整備局であったり、近畿地方整備局であったり、NEXCO中日本、NEXCO西日本等の様々な協議の場で議題としていただければというふうに思います。

リニア中央新幹線につきましては、先ほど2018年のe-モニターへのアンケートで、自宅から名古屋やその周辺までの主たる移動手段についても行っていますが、その結果を見てみますと、一番多いのは鉄道利用で58.9%、2番目が自家用車（バイクを含む）で21.8%、その主たる理由は、複数回答ですが、所要時間が短くて済むが48.7%、時間までに確実に到達することができるが45.5%、身体的・精神的に負担が少ないが36.9%、費用が安く済むが32.9%でした。

また、2019年には、e-モニターに自宅から大阪までの交通手段についてのアンケートを実施していますが、その結果を見ると、大阪への移動手段として一番多いのが鉄道利用で57.4%、ただし、この中の52%は鉄道の中の近鉄利用ということになっています。2番目が自家用車で36.8%、その主な理由は、複数回答ですが、やはり所要時間が短くて済むが49.5%、費用が安く済むが43.8%、時間までに確実に到着できるからが36.1%、身体的・精神的に負担が少ないが38.9%でした。

そして、リニア全線開業後の大阪に行く回数に関する調査では、現在はたまに訪れているが、行く回数が増えると思うと回答された方が50%となっています。

このように、アンケートからは、移動手段は鉄道利用が1番、その主たる理由は所要時間が少なく済むというものでした。

先ほど、表1、表2をお見せしましたが、例えば鈴鹿市に至っては、亀山市の隣の市でありながら、鉄道を利用した場合は、大阪に向けてでさえ、亀山駅に来るより名古屋駅のほうが近いという状況になっています。

まだ、リニア中央新幹線の三重県駅の正式な位置が決定していませんので、今回は鉄道を含む交通政策の議論につきましては、大西部長が出席していただいておりますが、させていただきませんので、また、その節にはお願いし

たいと思います。

なお、三重県内の全ての地域から総合的な交通政策、また、和歌山県、奈良県、特に滋賀県からの広域的な交通政策も考える必要もあるのではないかなと思われまますので、例えば、知事におかれては、三重県、奈良県、和歌山県の3県につきましては、紀伊半島の課題について話し合う紀伊半島知事会議というのもございますし、我々議員としましても、紀伊半島三県議会交流会議というのもございますので、そういうところも含めて話し合っていければなというふうに思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、リニアのほうは終わりをまして、大きく中小企業のほうに移っていきたいと思います。

まずは、三重県事業承継支援に関する集中取組についてお伺いしたいと思います。

来年度の重点項目に、新型コロナウイルス感染症により傷ついた県内企業の再生・活性化に向けた対策が掲げられ、その主な事業に、経営力向上・事業承継の支援が示されています。

そこで、今回は、三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）と三重県版経営向上計画を中心に、中小企業・小規模企業の経営力向上・事業承継の支援についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）についてです。

三重県では、平成30年3月策定の三重県事業承継支援方針に基づき、国、県、市町、商工団体、金融機関、専門家等によるオール三重体制による三重県事業承継ネットワークを核とし、関係機関の連携により、平成29年度から令和3年度までの5年間、集中的に取組を展開しています。

プレ承継、事業承継、ポスト承継の三つの段階があり、プレ承継では、経営者の気づきと対話の促進にポイントを置き、事業承継診断や支援機関と経営者の間の対話等を促進し、事業承継に向けた準備のきっかけづくりを提供し、事業承継で後継者が継ぎたくなる環境の整備にポイントを置き、経営向

上や事業承継計画の作成、後継者のマッチング、M&A等の強化、株式事業用資産等承継資金の供給、税制活用を促進。そしてポスト承継で、経営革新による成長、発展をポイントに、承継後の後継者による再成長に向けた経営革新、人材育成、プロ人材の活用等を強化するというものです。

この4年間で、プレ承継、事業承継、ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を行い、円滑な事業承継を行うことを目標にしてきたと思いますが、この4年間で、商工団体、金融機関、士業専門家、三重県産業支援センターで、それぞれプレ承継、事業承継、ポスト承継にどれくらい取り組んできたのか。

また、昨今のコロナ禍で、中小企業を取り巻く環境が大きく変わっている中で、最終年度である来年度は、これまでの成果を踏まえてどのように取り組んでいくのか。プレ承継の段階の企業には事業承継に向けて、事業承継の段階の企業においてはポスト承継に向けて、どのようなアプローチをし、事業承継を進めていく予定なのか、お伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重県事業承継支援に関する集中取組についての成果や、今後についての御質問でございます。まとめて御答弁申し上げます。

本県経済を支える中小企業・小規模企業におきましては、経営者の高齢化や後継者難が進んでおりまして、企業が有する技術の伝承や雇用の確保などから、円滑な事業承継は喫緊の課題であるというふうに認識してございます。

こうしたことから、本県では、商工団体や金融機関などの支援機関がオール三重体制により事業承継支援に当たるため、平成29年8月に三重県事業承継ネットワークを立ち上げ、令和3年度までの5年間で集中取組期間として、三重県事業承継支援方針に基づき取り組んでございます。

この方針の活動目標として、プレ承継段階に当たる経営者に対して早期準備の認識を促すため、事業承継診断を5年間で3600件程度を実施することとし、本年1月末現在で9764件実施いたしました。

機関別では、商工団体が1389件、金融機関6457件、士業専門家が269件、三重県産業支援センターが1649件と、目標を大きく上回る実績となっております。

また、次の事業承継の段階となります事業承継計画は、本年1月末現在で2069件となり、機関別には商工団体が716件、金融機関が1085件、士業専門家が15件、三重県産業支援センターが253件の実績となりました。

加えて、三重県版経営向上計画を活用した経営の磨き上げや、専門家派遣、三重県事業引継ぎ支援センターによるM&Aのマッチング支援などの取組をいたしました。

また、相続税や贈与税の納税猶予などを行う事業承継税制は、この4年間に制度の拡充が図られ、その特例を受けるために必要な特例承認計画につきましては、本年1月末現在で98件の確認を実施いたしました。

さらに三重県中小企業融資制度に、新たに事業承継支援資金や事業承継フォロー資金を創設するなど、事業承継に向けた具体的な支援に取り組んでまいりました。

民間調査会社の調べによりますと、本県が事業承継の集中取組を開始した平成29年の後継者不在率が68.7%、これは全国で35位でございましたが、これらの取組によりまして、2020年の令和2年の後継者不在率は44.9%となりまして、この4年間で23.8ポイントと大幅に改善してございます。

これは、後継者不在率が全国で最も低い和歌山県の44.8%に比べて、0.1ポイント差の第2位という形になってございます。

最後の段階であるポスト承継におきましては、承継後の第二創業支援や三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用した人材マッチング支援などにより、事業承継の課題解決に向けたフォローアップ支援を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は変化しておりまして、今後、倒産や休廃業の増加も懸念される中、事業の先行きが不透明であるため、事業承継を進めることが難しいという声

も聞いております。

一方で、事業承継の問題を先送りすると、長引く影響により経営体力が失われ、手後れになることも考えられます。事業承継は、今後の経営をどうしていくかを考える取組でございまして、このように経営環境が急激に変化している転換期にこそ、企業の存続に向けた事業承継計画の策定や見直しを行う必要があります、そのための支援を進めていくべきというふうに考えてございます。

そのため、支援方針の最終年度に当たります来年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の事業承継支援の方向性をネットワーク構成機関の中で共有を図った上で、時間をかけて課題にしっかり取り組んでいく必要があることから、令和3年度中に三重県事業承継支援方針を見直すことといたしておきまして、今後の事業承継支援を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業承継診断の実施によるプレ承継の段階にとどまることなく、次の事業承継の段階における経営力向上の支援や、資金、税制対策、M&Aなどの第三者による前向きな事業引継ぎなどによる課題解決、それとともに、ポスト承継の段階における創業、第二創業支援などにも注力することによりまして、地域経済を支える企業の円滑な事業承継を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 三重県事業承継ネットワークは、三重県産業支援センターが事務局となり、商工団体、金融機関、士業等専門家、公的機関等で構成されています。今、お話を聞いていますと、金融機関の数が一番多いということでございます。

先ほど、プレ承継における事業承継診断がおのおので行っている中で、金融機関が多いと申し上げましたが、おのおのが個別に事業承継診断の次の段階である、事業承継計画の策定を行っているような感もあるような気がします。

例えば、三重県事業承継ネットワークの事務局である三重県産業支援センターが、商工団体、金融機関、士業等専門家、公的機関で受けた事業承継診断のデータベース化を行い、各機関での情報の共有を図ったり、M&Aの仲介業者等に橋渡しするなど、総合的なフォローをするような仕組みも必要になってくるのではないのでしょうか。

国が中小企業のM&A相談や助言を行う事業引継ぎを支援し、後継者不足の中小企業・小規模事業者と、譲渡を希望する事業者とのマッチングを実施するため、全国の都道府県に設置していた事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワークが統合され、今年の4月から事業承継支援の相談をワンストップで行う、事業承継・引継ぎ支援センターとしてスタートするというふうに伺いましたが、この新しく設置される事業承継・引継ぎ支援センターと三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）との関わりについても、併せてお伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 事業承継・引継ぎ支援センターと三重県事業承継に関する集中取組（政策パッケージ）との関わりについて、御答弁申し上げます。

議員の御説明にもございましたけれども、令和3年度に統合されます三重県事業承継・引継ぎ支援センターにつきましては、引き続き三重県産業支援センター内に設置をいたしまして、事業承継に関する様々な課題を抱えた中小企業者との御相談に対しまして、ワンストップで的確に対応していくこととしたいというふうに考えております。

これによりまして、三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）における相談や、後継者マッチング支援の窓口が一つになるといったことから、相談に訪れる事業者にとって窓口が分かりやすくなる、また、税制、融資、補助金などの他の支援策の活用や、他の支援機関との連携がより円滑に進むことになるというふうに考えてございます。

今回の統合によりまして、事業承継支援をより総合的に進めることができ

るようになりますので、それを通じて、県内中小企業・小規模企業の事業承継に係る課題解決につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 事業承継を円滑に進めていくためには、支援するそれぞれの関係機関がさらに連携して、一体となって、それこそオール三重体制で取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、しっかりと取組を進めていただくようお願い申し上げます。

また、事業承継診断を行った事業者へのフォローも、各機関が連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、三重県版経営向上計画についてお伺いしたいと思います。

一方で、三重県版経営向上計画という計画があります。三重県版経営向上計画とは、平成26年4月施行の三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき創設された制度で、経営課題の抽出、発見や、その解決に向けた取組、さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業が、発展段階に応じて作成した計画を、三重県が独自に認定するというもので、計画、作成に当たっては、商工団体の経営指導員等が支援し、多様な中小企業・小規模企業の発展段階に応じて次の3段階、すなわちステップ1、自社の経営課題を解決していくとする計画、ステップ2、経営課題の解決に向け具体的に取組もうとする計画、ステップ3、経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画の申請を行うという制度で、ステップ1の認定を受けると、日本政策金融公庫の地域活性化・雇用促進資金の利用が可能となり、ステップ2の認定を受けると、さらに現場改善に関わる専門家派遣を受けることができ、ステップ3の認定を受けると、三重県中小企業融資制度を利用することができるという制度です。

新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業・小規模企業支援の資金繰り対策、資金支援として、昨年3月の補正予算で、三重県版経営向上計画を実行するための費用を補助する三重県版経営向上計画連携型の補助金が創設され、その要件として、補助対象者が三重県版経営向上計画のステップ2、ま

たはステップ3の認定を受けている事業者、ただし、補助金の交付申請日において、三重県版向上計画の認定の申請が行われている事業者も含むということですが、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降における直近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少している事業者で、補助対象となる事業は、三重県版経営向上計画に基づく販路開拓や生産性の向上、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立などに向けて実施する事業取組、補助率が10分の10で、補助上限額が、ステップ2認定者が50万円、ステップ3認定者が100万円以内とされたことで、クローズアップされた感がありました。

この補助金は、その後2回予算化で増額されまして、1回目の公表は4月8日、申請期間は令和2年4月9日から4月17日まで、申請件数が、ステップ2で600件、ステップ3で188件、交付決定件数は、ステップ2が249件、ステップ3が71件、総額補助金交付額は1億8969万7000円。

2回目は、公表が5月13日で、申請期間は令和2年5月15日から5月29日までで、申請件数は、ステップ2が824件、ステップ3が281件、交付決定件数が、ステップ2が679件、ステップ3が197件、補助金交付額は5億1998万2000円。

3回目は、公表が8月12日で、申請期間は令和2年8月17日から8月28日までで、申請件数が、ステップ2が649件、ステップ3が225件、交付決定件数は、ステップ2が329件、ステップ3が101件、補助金交付額は総額で2億5905万5000円というもので、3回合計で1626件、9億6873万4000円交付されています。

そして、先月の補正予算で新たに感染拡大の第3波の影響による急激な売上減少により、事業継続に支障を来している小規模企業を緊急に支援するための補助金として、三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金が創設されました。

今回の制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模企業に対して、感染症拡大防止や生産性向上等に要する経費の一部を補助することに

より、三重県内の小規模企業の事業継続への緊急支援を図ることを目的とし、補助対象者は、令和4年3月までに三重県版経営向上計画の認定を受ける計画である事業者、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年11月から令和3年1月のいずれかの月の売上高が、前年同月比で30%以上減少している三重県内に主たる事務所または事業所を有する小規模企業が対象で、三重県版経営向上計画書に基づく販路開拓や生産性向上、感染症拡大防止などの事業取組に要する経費とされ、今回は採択されれば補助率が5分の4ということですが、5億2556万6000円の予算規模となっています。発表が2月5日で、申請期間は令和3年2月15日から3月8日までというふうになっています。

このように、三重県版経営向上計画連携型の補助金が創設され、その要件として、三重県版経営向上計画の策定が要件となったため、クローズアップされたという感がありますけれども、ただ、昨年の3回の補助金で、三重県版経営向上計画のステップ2、またはステップ3の策定が要件になっていたものが、もともと三重県版経営向上計画を策定していない企業にとっては募集期間中に策定が難しいということもあって、今回の補助金では、三重県版経営向上計画は、令和4年3月までにステップ2またはステップ3の認定を受けることとされたと思いますが、昨年、最初に補助金制度を創設した段階で、もう少しこの制度を周知することはできなかったのでしょうか。

今後、このような新型コロナウイルス感染症の状況に関わらず、事業者の皆様が事業を継続していくためには、経営向上の取組を進める必要があると思われるので、そういったタイミングで、この三重県版向上計画の周知、活用を促す取組が必要であったのではないかというふうに思います。

そこで、今後、事業者の経営向上の取組を進めていただくために、三重県版経営向上計画の策定、計画の実行のための支援にどう取り組んでいくのかについて、お伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重県版経営向上計画の策定、計画の実行、支

援にどう取り組んでいくのかについて、御答弁申し上げます。

まず、三重県版経営向上計画の認定状況について御説明申し上げますと、制度開始の平成26年度から昨年度末までの6年間で、合計2143件の計画を認定してきたところでございます。

特に今年度におきましては、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金を創設し、その応募申請に当たっては、三重県版経営向上計画の認定等を要件といたしました。このため、本年1月末現在で1222件の計画を認定しており、年度別では過去最多の件数となっております。

また、議員の御説明の中にもございましたけれども、本年1月に全業種の小規模企業を対象としました三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金を創設いたしまして、2月5日から募集を開始したところでございます。

この補助金の応募時の申請に際しましては、三重県経営向上計画の認定を要件とはせず、令和3年度中に計画の認定を受けていただくことにしております。

三重県版経営向上計画は、中小企業・小規模企業が自らの強みや弱みを分析し、経営課題の解決に向けた道筋を経営計画としてまとめ、これを専門家派遣や融資、補助金の活用によって経営計画の実行を支援していくという、経営向上に有効なツールであるというふうに考えてございます。

こうしたことから、補助金の実施にかかわらず、日頃から三重県版経営向上計画の意義や有効性について、中小企業・小規模企業の皆様に御理解いただくということで、周知していく必要があるというふうに考えてございます。

そのため、機会を捉えて商工団体や金融機関等の支援機関に対し周知、啓発を図るとともに、計画策定によって売上げや利益が増加したといった企業の成功事例を公表したり、セミナーを開催したりするなどいたしまして、日頃から1社でも多くの事業者が三重県版経営向上計画に取り組んでいただくよう、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、伊勢市や志摩市などにおきましては、三重県版経営向上計画の認定

を受けた企業に対して、市独自にコロナ対応の補助金を創設していただいているところをございまして、今後も三重県版経営向上計画と連携した支援策の拡充を市町に働きかけるなど、市町と連携した事業者の経営向上の取組も併せて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今、三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）と、三重県版経営向上計画を別々にお伺いさせていただきました。

本来、三重県事業承継支援に関する集中取組（政策パッケージ）は、県内中小企業・小規模企業の減少、経営者の高齢化等が進展する中、後継者難による廃業や地域経済の損失等を抑えるため、三重県事業承継支援方針に基づき関係機関が連携し、早期、計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施、後継者による再成長を促すなど、各段階に応じたきめ細かな支援を総合的に実施することを目的とし、三重県版経営向上計画は、中小企業・小規模企業の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけではなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業が、その発展段階に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としており、取組の目的は違いますが、三重県事業承継支援における集中取組（政策パッケージ）には、経営向上ステップアップ促進事業として、三重県版経営向上計画のことも記されていることから、方向性としては、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図るということであると思いますが、この二つの制度は果たしてうまく連携が取れているのでしょうか。

例えば、事業承継において事業承継診断を行えば、それが三重県版経営向上計画のまさしくステップ1につながるというふうに思われますが、事業承継診断を行った企業には、そのまま三重県版経営向上計画を作成していただくような指導というか、案内といえますか、そのようなことはできないものか、お伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 事業承継診断を受けた企業に対して、三重県版経営向上計画を策定してもらうような指導、案内とかをできないのかという御質問でございます。

三重県版経営向上計画は、プレ承継、事業承継、ポスト承継の全ての段階において、課題解決に取り組むための有効な手段でございます。様々な経営課題がある中で、事業承継を経営課題として位置づけて策定した三重県版経営向上計画は、これまでに286件でございます。

そのため、事業承継診断が終わった企業に対しましては、商工団体や金融機関などの三重県事業承継ネットワークの構成機関のほうから、三重県版経営向上計画の周知を図ってまいりたいというふうに考えておりました、また、作成支援を行うということなどを通じまして、中小企業・小規模企業が、三重県版経営向上計画を活用して円滑な事業承継に取り組んでいただけるよう、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 分かりました。

今、こういう時代ですので、とにかく、別々の政策ではありますが、両方とも中小企業対策ということでございますので、それを連携させながら、今のこのコロナ対策の事業が終わった後でも体力がもつような形で進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後に三重県中小企業支援ネットワークの役割についてお伺いしたいと思います。

令和3年度の雇用経済部の主な重点項目に、新型コロナウイルス感染症により傷ついた県内経済の再生・活性化に向けた対策があり、その中の地域経済の再生に向けて～事業継続に向けた取組～として、資金調達の支援、経営力向上・事業承継の支援、雇用の維持・確保、サプライチェーンの強化、販路開拓支援、観光産業への支援が掲げられ、その中の資金調達の支援に、中小企業金融対策事業があります。現在、三重県新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金、リフレッシュ資金、創業・再挑戦アシスト

借換資金で、緊急的に資金繰り対策が行われています。

2年ほど返済までの据置期間があることもあって、民間調査機関の調査によると、2020年の企業倒産は66件と倒産発生は抑制されていますが、その一方で、2020年に三重県内で休業業・解散した企業は、2019年に比べて32件の増加、前年度比6.02%増の564件ということでした。この数字は、613件の2017年、585件の2018年に次いで、2000年以降では3番目の多さということになりました。新型コロナウイルス感染症を機に廃業を考えている企業も、少なくないというふう聞いています。

中小企業・小規模企業にとりまして、返済が始まるまでに倒産に至らないような対策を打つことが必要となってきます。来年度は、経営力向上・事業承継の支援に、新たに三重県中小企業支援ネットワーク推進事業として、1億1144万2000円の予算が計上されています。

こちらは、先ほどの三重県事業承継ネットワークの構成団体である商工団体、金融機関、士業等専門家、三重県産業支援センターに信用保証協会、国の財務局、経済局等が加わった組織で、中小企業・小規模企業の迅速な経営改善、事業再生の促進をすることを目的に設置された三重県中小企業支援ネットワークを活用し、事務局である三重県信用保証協会に新たにコーディネーターを配置するとのことですが、例えば、この組織が三重県版向上計画の策定を勧めたり、事業承継ネットワークと連携したりして、この返済が始まるまでにこの対策を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

資金支援を行うとともに、事業承継診断等で企業としての将来性を見据え、経営向上計画等を立てて体質改善を図っていかなければ、今の資金繰り対策は単なる借入れの増加にしかつながらないというふうにも考えられますが、最後に、この三重県中小企業支援ネットワークの役割について、他の組織との連携についてお伺いしたいというふうに思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重県中小企業支援ネットワークの役割と、他の組織との連携について御答弁申し上げます。

三重県中小企業支援ネットワークは、中小企業者等の経営改善・事業再生の促進を、金融面から支援することを目的として設置された組織でございます。

令和3年度事業におきましては、これを活用して経営改善コーディネーターを県内5地域に配置して、三重県新型コロナウイルス感染症対応資金など、県の融資制度を利用している多くの企業が、返済負担の少ない据置期間や無利子期間中に経営改善に取り組むことで、借入金を正常に返済できるよう支援してまいりたいと考えてございます。

経営改善コーディネーターにつきましては、商工団体や金融機関などの構成機関と連携しまして、様々な経営課題について、企業と共に問題点の洗い出しや支援方針の策定を行います。

この支援方針に基づきまして、必要に応じて専門家の経営改善指導による支援を行いながら、例えば、業態転換などにつきましては、新たな事業展開に取り組む企業につきましては、商工団体の経営指導員等が三重県版経営向上計画の策定支援を伴走型で行うというふうになります。

さらに事業承継を考えている企業には、三重県事業承継・引継ぎ支援センターや、認定支援機関による事業承継診断等の積極的な活用を促し、承継後の再成長につなげることで、体質改善が図られるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

県では、このような取組を通じまして、中小企業支援ネットワークや事業承継・引継ぎ支援センターなど、支援組織の連携をより一層深めるとともに、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、個々の企業に寄り添った伴走型支援を行う仕組みを構築することで、中小企業・小規模企業の経営改善、業態転換、事業承継等の取組をしっかりと支援してまいりたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

今、中小企業・小規模企業につきましては、三重県事業承継支援に関する

集中取組（政策パッケージ）、そして三重県経営向上計画、先ほどの三重県中小企業支援ネットワークの三つの観点から聞かせていただきました。

おのおの聞いていますと、おのおのが縦系列で動いておって、なかなか連携が取りにくいのかも分かりません。先ほどの土業専門家であったり、金融機関であったり、商工会議所であったり、おのおののところで相談した方がそこにとどまるのではなくて、例えばM&Aに関して言えば、先ほどの、国のほうのM&Aを中心にする部局に紹介するとか、その辺の連携を取りながらオール三重として取り組んでいただかないと、このコロナ禍の資金需要が、今のところは返済が止まっていますけれども、それが開始される頃まで会社がもたないということになると思われまますので、ぜひともこの間に中小企業の方に対して金融の支援をしていただくとともに、中小企業の体質を改善していただいて、返済の始まる頃には動けるような形で中小企業が立ち直っているというような形の政策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

○議長（日沖正信） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することと決定いたしました。

質 疑

○議長（日沖正信） 日程第2、議案第3号から議案第56号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3番 中瀬信之議員。

〔3番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○3番（中瀬信之） 新政みえ、度会郡選出、中瀬信之でございます。

通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第5号令和3年度三重県一般会計予算についてお伺いいたします。

若者の県内定着に向けた魅力ある学びの選択肢拡大検討事業についてお伺いをいたします。題目は難しいですが、県立大学の設置の是非を検討するという内容であります。

初めに内容を伺った上で、知事に思いを伺いたいと思います。

今回の調査を踏まえて、県立大学設置の是非を検討すると言われていますが、ニーズ調査については、高校2年生やその保護者を対象に行うとあります。想定される地域や具体的にどのような内容になるのか、伺います。

有識者メンバーはどのような方を想定されているのか、人数体制も含めてお伺いいたします。

有識者会議は、学びのニーズ調査やその結果、有識者の意見等を踏まえて、県立大学の設置の是非を検討するとなっておりますが、是非とは、普通に考えれば、大学設置を行うべきか、設置しないのかの二択であるように考えます

が、どのような判断をいつまでにされるのか、お伺いいたします。

また、有識者会議は公開でされるのか、非公開でされるのか、部長にお伺いいたします。

続いて、知事に県立大学設置に向けた経緯と意思についてお伺いいたします。

私は、県立大学設置に向けて、知事部局で今までどのような議論がされていたのか、議会に話があったのか、私は当選まだ2年ですが、今までに大学設置の話は一度も聞いたことがありません。

会派内ではありますが、三重県政について知事より長く携わっている議員の方に話を聞いたところ、今まで大学設置に関して議会には話は一度もなかった。そして、議会でも議論はなかったと言われていました。

今回この質疑に対して、知事の2年前の選挙公約や10年前の初当選以来、県立大学の設置について、県の取組や政策についても出ていなかったと思います。

知事の公約である政策集には、少子化対策、子育て支援の取組として、若者の県内での学びの選択肢を増やすため、県内高等教育機関の魅力の一層の向上や大学進学者収容力の向上など、高等教育機関の質的向上と量的拡大に向けて取組を展開します。サテライトキャンパス誘致を含めた県外大学や海外大学との連携に取り組みますとあります。

県立大学を設置するという言葉は一度も出てまいりません。県立大学を設置したいなどという考え方もなかったと思われる。

そもそもなぜこのような議案提出になったのかであります。

昨年8月29日の知事と松阪市長の1対1対談の中での議題です。若者流出防止対策、大学誘致に向けた県の取組について、市長の要望と知事の答弁内容を読ませていただきます。

松阪市長がこのような提案をされていました。この地域に大学が必要だと思えます。この地域に県立大学を設置してはどうでしょうか。市としても、一定の負担をしたいと考えています。

県立大学の新設を求めたところ、知事は、その場で、ニーズや効果など様々な角度からしっかりと検討していきたいと答えています。

このことは新聞記事としても出ていますので、皆さんも御存じのことだと思います。

早速翌月の9月定例会議において、知事提案説明の中で、県立大学設置の是非の検討を始めると知事は表明されました。これがいきさつではないでしょうか。

そのことを受けて、私どもの三谷議員が県立大学の設置についてこのように質問しています。内容を少し、抜粋ですが、読ませていただきます。

まさに新型コロナウイルス感染症対策や三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた各取組を最優先すべき時期に、あえて検討に着手するのはいかがなものか。

今さら申し上げるまでもなく、学校教育法では、「大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、応用的能力を展開させることを目的とする。」とあります。過度な一極集中の是正や若者の地域定着推進、地方創生推進の有効な手段などは副次的効果であって、大学設置の目的にはなり得ないと言われていています。私も同感であります。

さらに、三谷議員は福島県立会津大学のことを挙げています。

大学の設置に当たり見えてくることがあります。まず第1に、県民の合意、悲願があり、次に明確な建学の理念があり、そして、それを具体化する、理念を実現する大学像が検討されるという、言わば当たり前のプロセスを経ていくということであります。

今回提案された議案は、このようなプロセスがあったのでしょうか。究極の選択である是非を問うということは、私には理解ができませんし、残念ながら、県立大学設置に向けた知事の思いが伝わってまいりません。

知事の任期は、残すところあと2年であります。任期の中間にこのような大きな案件を提案したからには、知事として責任を持って最後まで見届ける

覚悟はあるのか、本気度をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 分割でなかったのですが、私のほうから先に答弁することになりますけれども、県立大学設置の是非を検討するとした経緯とか思いについて答弁いたします。

本県の大学進学者収容力の数値は39.8%、これ、令和2年度ですけれども、と全国でも非常に低位な水準にとどまっています。これは、本県の高校を卒業し、県内大学への進学を志す若者にとって、学びの選択肢が他県に比べて少ないということを意味しており、本県の教育施策上の重要な課題の一つとなっています。

このため、本県では、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画以降、県内高等教育機関の充実を施策として位置づけ、県内高等教育機関における学びの選択肢の拡大に取り組んできたところです。

具体的には、平成27年、平成29年と二度にわたり、全国の私立大学に対しアンケート調査を実施するなどし、学びの選択肢拡大の有力な手段の一つであるサテライトキャンパスを含む新たな大学の誘致の可能性について検討を重ねてまいりました。

また、この取組と並行して、県民の皆さんの意識の把握にも努めてきており、平成27年度に県内高校生を対象に実施したアンケート調査では、今の地域に住み続けたいかとの質問に57.8%が県内に住み続けたいと回答した一方で、住み続けたいと答えた人以外の人に、地元を離れる理由を尋ねたところ、最も多かった回答は、希望する進学先・就職先がないで、回答率は45.7%に及びました。

こうしたことから、県民目線から見ても、学びの選択肢の拡大を図ることが本県にとって極めて重要な課題であるとの認識を強く持ち続けてきたところです。

このような中、昨年7月に経済財政運営の基本方針2020、いわゆる骨太の方針において、過度な一極集中の是正や若者の地方定着推進のため、魅力的

な地方大学の実現が打ち出されました。

現在、国においてその議論が進められており、本県でも、これまでの課題認識に加え、人々の関心が地方に向き始めていること等にも着目し、大学進学時における学びの選択肢拡大を図る一つ的手段として、県立大学設置の是非を検討することとしたところです。

何より、学びの選択肢が拡大するということは、より多くの若者が資質と能力を向上させ、夢を実現するチャンスを得ることにつながります。

また、地元進学者の地元への就職希望率は、地元外に進学したよりも高いという調査結果などから、若者の県内定着にも一定の効果が期待できます。

依然として新型コロナウイルス感染症への警戒は一切緩めることができず、その危機の克服に最優先で取り組む必要がありますが、一方で、将来の成長の芽となる施策を中期的な視点から講じていく必要もあります。

県としましては、より多くの若者の生まれ育った三重の地で学び成長したいという夢を実現するために、県立大学の設置の是非について、ニーズや効果を把握しながら、しっかりと検討していきたいと考えています。

一般論ですけれども、私が例えば選挙に出るときに、政策として書いていなかったものであったとしても、様々な方から御提案をいただいて、それについて検討するというのは、通常あり得ることですので、私の政策集に含まれていないから、それはやらないというのではないのではないかというふうに思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私のほうからは、来年度どのように是非の検討を行うのかということについて答弁させていただきます。

県立大学設置の是非の検討に当たっては、県立大学が県民の皆さんに求められているのかどうか最も重要です。このため、県では大きく二つの方向から検討を進めてまいります。

一つ目は、学びのニーズ調査です。具体的には、特別支援学校を含む県内の高等学校に在籍する2年生のうち、進学を希望する生徒及びその保護者を

対象にアンケート調査を実施しまして、県内への進学希望の有無、県内に公立大学が設置された場合の進学希望、学びたい学問分野など、県内大学への進学に関する希望や考えを把握したいと思います。

二つ目は、有識者会議の検討です。具体的には、県立大学が県民の皆さんに求められているかどうかを幅広い観点から検討するため、有識者会議を設置しまして、高校生等への調査結果も踏まえながら御意見を伺いたいと考えています。

会議を構成する有識者については、現在検討を進めているところですが、他県の事例等を参考に教育界や経済界等の方々をお願いすることを検討しています。まだ人数は決まっていますが、予算上6名を想定しています。

また、この会議については、原則公開で議論を行っていただくことを想定しています。

また、近年開学した他県の県立大学に関しても、同様のプロセスを経たとの情報を得ているところです。

こうした検討を経て、仮に県立大学の設置が是であるという結論となれば、次の段階で、さきに述べた高校生などへのニーズ調査を踏まえて、さらには、市町や教育界、産業界等の御意見もいただきながら、教育の中身について検討していくこととなります。

いきなりの政策主導ではなくて、このように高校生やその保護者のニーズ、希望、さらには有識者の意見等を踏まえて検討することが住民本位な県立大学設置の是非の検討であろうというふうに考えています。

次年度、このような形で県民目線を大切に県としての考え方を取りまとめつつ、県議会にお諮りしまして、県立大学の設置の是非について一定の方向性を導き出していきたいと考えています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） すみません。本来もう一問ありましたが、時間がもうなくなってきました。

大学の設置については、知事の一般論からの思い、いろいろあろうかと思

いますが、成し遂げるための本当の覚悟というんですか、それを聞いたかったということであります。もしやるのであれば、覚悟を持ってやっていただきたい、そのように思います。

申し訳ないんですが、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催についての質疑はなしということで、ありがとうございます。申し訳ないです。終わります。（拍手）

○議長（日沖正信） 6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 議案第23号性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案についてお伺いします。

まず、同条例第3条及び第4条に基本理念が示されております。第4条には、性的指向または性自認を理由とする差別的取扱いをしてはならないと書かれております。

この性的指向に関しては、定義の第2条第1項第1号に自己の恋愛または性的な関心の対象となる性別についての指向と書かれており、その指向が自らの性と同じ性なのか、あるいは異なる性なのかは書かれておりません。

また、第2条第1項第2号性自認に関しては、自己の性別についての認識と書かれていますが、その認識が、生物学的性と自己の性別の認識が異なるのか同一なのか、書かれておりません。

この条例の前文には、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ、価値観、生き方など様々であると書かれておりますし、第3条にも全ての人の人権が尊重されると書かれておりますが、第4条に書かれている差別的扱いをしてはならないという対象はどのような存在か。

また、前文には、多様な生き方を認め合いとありますが、例えば、同性の相手と暮らすことも、異性の相手と暮らすことも、同じように尊重されるのか、伺います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 条例案第4条に不当な差別的取扱いをしてはな

らないとしている、その対象等についてお答えいたします。

性の在り方につきましては、好きになる相手、性的対象が誰であるかという性的指向は、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛など様々です。また、性自認に関していえば、男女の性別に違和を感じない多くの方々がいる一方で、性同一性障がいや生物学的性別と性自認が一致しない方々もおられます。こうした全ての人の性の在り方を前提に、条例では第2条で性的指向及び性自認を定義しています。

御質問いただいた第4条の何人も性的指向または性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないの対象についてですが、そもそも他者の性の在り方を強制的に聞き出したり、表明を禁じたり、他者に暴露したりすることは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねません。

また、性の在り方が多様であることへの社会の理解不足による差別や偏見、例えば、悪気なくカミングアウトを強制してしまう例や、本人の同意を取っていないが、よかれと思って伝えてあげたとアウティングをし、本人を傷つけてしまう例などもあります。

当事者御本人が家族や身近な人に相談できないということで苦しむこともあります。

このため、第4条では、全ての人を対象にこうした性の在り方を理由とした差別は決して許されるものではないとしています。同性の相手と暮らすことも、異性の相手と暮らすことも、同じように尊重されなければなりません。また、性の在り方が理由で、様々な場面で個性や能力を発揮する機会が失われてはなりません。

このように、条例では、何人も性の在り方にかかわらず尊重され、一人ひとりが個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる社会を目指しています。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 性にまつわる事柄はプライベートなことであり、性の在

り方に関わりなく、そもそもみだりに口外すべきものではないこと、また、この条例は全ての人を対象にしたものであり、同性の相手と暮らすことも、異性の相手と暮らすことも、同じように尊重されるということを確認いたしました。

我々社会には様々な価値観の方がおり、その中には同性同士が生活を共にすることや、生物学的性を受け入れることができず、多額な費用と苦痛を乗り越え性別適合し続ける人たちを理解することが難しいと考える方たちもおられると思います。

私自身も、本年度このことに関わって、初めてゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランス男性、トランス女性と言われる方たちと接し、意見を直接伺い、現状を知り、書物も読み、理解する努力を重ねてきました。振り返ってみると、それ以前は全く実情を知らなかった偏見の塊だったと認識しております。

しかし、自らが長らく生きてきた価値観と異なる価値観を理解できるか理解できないかは、年齢にも左右されるでしょうし、また受け入れられないと感じることが非難されるべきことでもないと思います。

日本国憲法では、第14条において信条によって差別されないことが保障され、第19条には、思想の自由は侵してはならないと書かれております。

性の在り方がゆえに差別的扱いをすることが問題であり、県民への理解を求め、皆でこれをなくしていく努力を県民全体で確認する必要があり、そのための条例だと思っておりますが、他方、心の中のことまで行政が踏み込むべきことではないと思います。このことに関して見解をお伺いしたいと思っております。

また、この条例ができたがゆえに、意見の違いから県民同士が対立し、社会が分断されてしまうようなことになってしまっただけでは、この条例の目指すところではないと認識しておりますが、見解をお伺いしたいと思っております。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 差別的取扱いの問題ではあるが、心の中のこと

を行政が踏み込むべきではないと思うがどうかという御質問だったと思います。

性の在り方につきましては、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーと言われる方々や性的多数者を含めて、その考え方は様々であり、そのことについて他者から何かを強要されるものではないと考えています。

また、条例案の前文においては、性別、性的指向及び性自認をはじめ、価値観、生き方など様々で、一人ひとり尊い存在であり、お互いを理解して交流し、分断ではなく支え合う温かい地域としていくということに触れており、異なる意見や考え方を包摂しながら一つ一つ進めていくことが大事であると考えております。

一方で、性的指向・性自認について、そのことを理由とした就職や待遇など職場等における不当な差別的取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなどはあってはならないものです。

また、カミングアウトの強制及び禁止や、本人の同意のない暴露、アウティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないものです。

このため、本条例においては、こうした行為について、してはいけないことであるということを示した上で、第8条の県民の役割において、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めることとし、全ての人にとって性の多様性を認め合うことが社会における共通認識となるよう、広報、啓発などに積極的に取り組んでいくこととしております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 性の在り方については、性的多数者も含まれること、また性の在り方について、他者から何ら強要されるものではないことを確認いたしました。

そして、してはいけない行為として、性的なことを理由に他者を傷つける

こと、人間関係や就労関係を不安定にすることなど、県民に明らかにし、性の多様性に関する理解を深めることを県民に求めること、理解しました。

では、改めて、この条例はどのような目的で、その目的をどのように達成するためにつくられたのか、総括していただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 条例の目的とその目的をどのように達成するかということについてお答えいたします。

条例案では、第1条目的で、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを掲げており、こうした理念を実現させていくための条例です。

性的少数者と言われる方々の中には、そのことで悩み、苦しみ、つらい思いをされている方々がいらっしゃいます。その中には、カミングアウトをしない方々も大勢いらっしゃり、それは公表することで得るものや失うものがあることを考えて選択されていることと思われまます。

その方々にとって特に問題となるのは、親や家族に受け入れられることと聞いています。社会の理解が進むことで、当事者御本人も、その家族の皆さんも、当事者の性の在り方が受け入れやすくなると考えます。

また、思春期の当事者がアウティングの影響で亡くなられる事例などもございました。このようなことが起こらないよう、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案を提出したところでございます。

県としましては、性の多様性について、社会の理解や共通の課題認識を広げ、悩みや不安を抱えていた当事者の方々が家族や社会に認められ、悩みや不安を解消し、生き生きと暮らせるよう、安心して学び、働き、暮らすことのできる環境づくりを進めることで、条例の目的の実現を目指します。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。第1条に書かれている目的、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現という理念を

実現する条例と理解しました。期待したいと思います。

質問の中でも触れましたが、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランス男性、トランス女性と言われる方々から話を聞く機会がありました。

それぞれの状況を伺うと、直面している課題も随分多様で異なり、一律に何か一つの施策を講じれば、全ての当事者が抱える課題を行政的手法で解決できるというようなものではないのではないかと、使いやすいのでつい使ってしまうのですが、LGBTと一くくりに語ることに無理があるのではないかと感じるようになりました。

当事者の中には、例えば、確かに楽しく幸せに生きたいと思うし、人生の課題はあるが、それは性的少数者の私でも、そうでないあなた、私ですね、でも同じでしょう。それ全てを行政に解決してもらいたいと思っていないと言われた方もいました。

性的少数者は弱者だという主張を聞くたびに、性的少数者の中には、確かに社会的弱者に当てはまる人もいるが、性的少数者だからといって社会的弱者だとは限らない。少なくとも私、彼なんです、私に当てはまらない。そういうイメージで一くくりにされるとちょっと違うと感じると言っている人もいました。

また、社会に改善される課題はあるが、私、強いわよと言われた人もおります。

私が話を伺った人たちの中には、殊さら今我々のことが様々なところで話題にされ、何か社会の腫れ物にされてしまうようで困惑している。今までどおり静かにしておいてくれないか。一層社会から疎外されてしまうような気がするという不安を持っている人たちも多くいました。

前文にある誰もが安心して暮らすことができる社会には、こういった大きな環境の変化を望まない人たちも含まれるはずだと思っております。

私が当事者の全てを代弁しているなんて、おこがましくてとても言えません。あらゆる課題をこの短時間で全て網羅することも不可能です。あまりにも多様です。

でも、当事者の中に大勢いると先ほども言われました、自身の性的指向や性自認に関する違和感を広く公にしていらない、クローゼットと言われる人たちの中には、先ほどお話ししたように、そっとしておいてと感じている人がいることも、執行部においては、この条例を運用していくに当たって、心の片隅に留めておいていただきたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（日沖正信） 20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 山本里香でございます。質疑をさせていただきます。

議案第23号性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案、先ほども小林議員のほうから質疑がありました。それと関わって、議案第55号第3次三重県男女共同参画基本計画策定において、特にパートナーシップ制度ということに注目して質疑をしたいと思います。

通告してあります一つ目の多様性を認め合うとはどういうことかということについては、今の小林議員のほうからの質疑の中での答弁で、おおよそ回答していただいていたと思いますので、もし私の確認の中で違っていれば指摘していただきたいと思います。

誰もが個人の尊厳を尊重されるということで、もちろんこの性的の問題で同じ立場にはなれないけれども、お互いに強要、阻害されないということが、この性の多様性の条例にうたう中で、それが大事だということをつくられるということでもいいと思うんですが、そのようなお答えだったと思います。お互いに強要、阻害されないということを目的にしているということだと思います。

その中で問題が大いに発生することもほかにもあるということが話になっていますが、考え方を分かťことはあっても、それが断絶を生むということをお認めしまえば、全ての多様性の論議というのは無になってしまうと思いますので、この多様性ということをお大事にしてつくっていただくということ、大切だと思っております。

そして、パートナーシップ制度は、この条例の中には明記はされませんが、一方、第3次男女共同参画基本計画の中には、パートナーシップ制度をうかがわせる記述として、多様な主体の参画に向けた支援と環境の整備の目指す姿という中に、性的指向、性自認にかかわらず、誰もが安心して学び、育ち、働き、地域に根差し、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、関係機関と連携し、合理的な配慮の下に取組の推進を図りますとあります。

当事者の方の中にも様々な考え方ももちろんあると思いますが、パートナーシップ制度を望まれる方々は、共に暮らすことができるだけではなくて、家族としての、あるいは婚姻と同じような社会的立場を望んでいらっしゃる。

家族のように暮らすことができると、家族と同等のように扱われるというのは、これは違っているのではないかと思います、この記述の未完成の部分に関して何かありましたら教えていただきたいと思っております。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 基本計画にパートナーシップ制度を位置づけた考え方やその意味ということでお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいました、もともとの多様性を認め合う社会ということについてでございますが、互いに強要、阻害されないということをおっしゃって、そういうことでございます。違うことの価値に気づき、理解し合う努力を重ねながら違いを包摂していく社会、そういうものが多様性を認め合う社会と考えております。

次に、パートナーシップ制度についてですが、同性カップル等の当事者にとって2人の関係や性の在り方を公に認められることに、この制度の大きな意義があると考えております。これにより、地域で暮らしていく上での安心感につながるとともに、こうした当事者の方々への社会の理解が広がることなどが期待されます。

全国の状況を見ますと、各自自治体が独自に整備しておる状況で、それぞれが異なる内容であったり、一部自治体間で相互連携の動きがあったりするな

ど、現状においては、内容的に確立された制度というよりは、具体的な取組としての側面が大きいものと捉えています。

おっしゃいましたような婚姻と同等の権利という意味では、現行の法体系の下ではそうしたことの保障をするものではなくて、できる限り当事者の思いやニーズに応えられるように、市町、民間等と協力しながら、もし導入するということを前提に考えたときには、そうしたサービスを広げていく。そういった制度として展開していくことになろうかと思えます。

お尋ねのパートナーシップ制度の位置づけですが、性の多様性に係る条例及び計画の体系の考え方としまして、条例とそれに基づく基本計画として位置づけた男女共同参画基本計画におきましては、施策の方向性を示し、具体的な取組については、男女共同参画基本計画の実施計画に記載することとしております。

このため、パートナーシップ制度に関わる条文という意味では、条例案第15条第3号で、施策の柱の一つとして、性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根差し、安心して暮らすことができる環境づくりをうたい、基本計画案では、少し具体的な文言を加えて、安心して地域に根差し、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりという旨を記載しております。

具体的な取組であるパートナーシップ制度につきましては、議会での御審議をいただいた上、これら条例案及び基本計画案の記述を受け、実施計画案において明記するということになろうかと思えます。

また、御質問の基本計画のパートナーシップ制度に関する安心して地域に根差し、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりということにつきましては、県としては、パートナーシップ制度を含め、幅広い取組を想定し、パートナーをはじめ、家族や友人を含め、人生を共にしたい人と地域において安心して暮らすことができる環境づくりという意味を込めて記述をしているところでございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） パートナーシップ制度はつくるともう言ってみえて、そ

して、実施計画には入れるという中で、今、基本計画の中の記述が、共に暮らすということの意味ということで私はお伺いしたいわけですが、その条件整備という中で、法は超えられませんし、法については国会で論議されていくべきことだというふうには思っていますが、私たちはジェンダー平等ということが大切という今の意識の中で、このLGBTというふうに限りませんが、広い意味でSOGIという言葉がありますけれども、そのセクシュアルオリエンテーション、あるいはジェンダーアイデンティティーという全体を含めた中で、個々が大事にされる、個々を認め合うということの中で、この新しくつくる条例がきちんと生きていくことが本当は大切だと思っています。

知事が替われば、もしかしたらなくなってしまふことになるような制度だけではなくて、要綱だけではなくて、条例の中に入らなければならないこと、日本中を牽引していくと、そういうようなことも大切なんじゃないかなと思っただけで期待していたところですが、少し残念です。

この条例ができることで、全ての三重県に住まう人が、自分自身のセクシュアリティや、こういったSOGIということについて思い至って、自分自身の中で尊厳が確立されますようにということをお願いにはおられません。

条例及び基本計画、これがきっちりと、この後機能していくことを望んでおります。今の時点では少し残念であります。

それでは、次の質問に行きます。

議案第5号令和3年度三重県一般会計予算における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための予算についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症関連が548億円とされ、そして、防疫対策事業費は其中で395億2182万円余り、また、介護事業者への新型コロナウイルス感染症対応のかかり増し経費支援などが8301万円余となっています。

第3波のピークは過ぎたとはいえ、三重県において亡くなる方も続いております。今、大切なときだということは知事もおっしゃっています。

これまでの経験を生かしていかなければいけないということなんですが、

特にPCR検査のことについてお伺いしたいと思います。

保健所関係の方、医療関係の方などには、大変な負担を今もおかけしているわけですが、検査数が減ってきた今こそ、先ほど1日最大のときで1027件の検査をされていた、6600件の機能があるけれどもということでした。

もちろん、機能はあっても、そこで働いていただく方が大変なことはよく存じておりますけれども、今、無症状感染者を把握・保護する積極的な検査をワクチン頼みではなくて必要かとも思います。

厚生労働省も、事務連絡で、緊急事態宣言が出ている10都府県以外の地域にも幅広い検査の積極的実施を求めています。このことについて、再度お伺いしたいし、これまで補正予算でもありました、かかり増し経費には、感染症緊急包括支援交付金で、様々な事業所が自主検査をしたときの10分の10を国が出すという、そういうものもあるわけですが、それがどういうふう在今年使われていて、来年度どのように拡大されるのかということも含めてお伺いしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） PCR検査について2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の医療機関や介護施設等において幅広く検査を実施すべきではないかという点でございます。

新型コロナウイルスの検査でございますが、検体を採取した時点の結果として陰性、陽性を判断するものというふうに認識しておりますので、一度実施すればいいというものではないと考えてございます。

また、検査だけではなく、診断と一体となった体制が必要であるため、感染の兆候がない中で、スクリーニング的にPCR検査を実施すると、診断する医師、医療機関等の負担が大きくなるおそれもあることから、県としましては、限られた医療資源を投入しなければならないスクリーニング的なPCR検査を実施することは、現時点では考えてございません。

ただ、今後も引き続き、発熱等の症状がある方や陽性者と接触したおそれ

のある方など、少しでもおそれがある方については検査を必要とするということで、感染拡大を防止するために、幅広く、かつ迅速に検査を受けられるよう、引き続き、医療機関との連携により診療・検査体制の充実を引き続き図っていきたいと考えてございます。

もう1点のかかり増し経費の件でございます。

県では、このかかり増し経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援を行っているところでございます。支援の対象としたしましては、感染防止対策に要するマスクや消毒液など衛生用品等の購入費用や、サービスを提供するための職員を増員する際の追加的人件費などとなっております。どの経費について申請を行うかはそれぞれの事業所の判断になってございます。

事業所等が独自で実施するPCR検査に係る経費も支援の対象になってございますが、令和3年2月9日時点において、事業所から申請のあった延べ2253件のうち、その大半がマスクや消毒液などの衛生用品の購入ということになってございまして、PCR検査に係る申請は少ない状況となっております。

来年度についてでございますが、介護報酬改定による引上げの中で、9月までの半年間の特例措置として、新型コロナウイルス感染症対応相当分が報酬で上乗せされることに伴いまして、このかかり増し経費に対する支援の対象は、新型コロナウイルス感染者が発生、または濃厚接触者に対応した事業所等に来年度は限られることになってございます。

収束の見通しが立たない中、介護サービスを提供するために必要なかかり増し経費については、介護報酬の上乗せ分だけでは十分ではないと考えてございますので、引き続き多くの支援が必要だと考えてございます。

本県といたしましては、今年度と同様、全ての事業所等を対象とするよう国に対しては要望を行っているところでございまして、今後も引き続き要望していきたいと考えてございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） ありがとうございます。

クラスターがこれまで発生したところも、高齢者事業所であるとか病院であるとかということで、今、経済を拡大することは大変だというのは重々分かりますが、今それをすることで、重症者を減らすとかクラスターの発生を控えさせるということは十分に機能するというふうに専門家も言っていて、国の方針変換があったわけですので、そのところをきっちり国の方針確認もしていただいてやっていただきたいと思います。

かかり増し経費については、あってもなかなか日常的な衛生用品に使うことのほうが先になって、検査費用まではというところが多いというふうに聞いておりますが、やっぱり、全体的なこの費用が必要だということになります。よろしくお願ひしたいと思います。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。皆さん、ぐったりされていましてすけれども、最後になりましたけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚でございます。

それでは、議案第5号令和3年度三重県一般会計予算に関しまして、令和2年度包括外部監査の医療保健部に対する指摘事項について伺いたいと思います。

令和2年度の包括外部監査につきましては、外部監査人によって、県民の生命と健康を守るための医療、感染症対策、食の安全等に関する事務の執行が監査の対象として実施されたものです。

2月に公表されました報告書によりますと、例年の包括外部監査には見られない指摘事項が散見されています。特に、事務執行の改善にとどまらず、公金の支出そのものが不当であるというような指摘をはじめ、補助金制度や事業そのものの根幹に関わる指摘を受けており、その指摘にしっかりと対応することのないまま新年度の予算執行を行うということは許されないことだと考えまして、以下、その対応状況について確認したいと思います。

まず、総合診療医広域育成拠点整備事業についてです。

この事業は、総合診療医育成のための指導医確保を目的として三重大学医学部より提案されて開始された事業というふうにお聞きしています。

御存じのとおり、平成29年以降、中心的になっていた総合診療科の教授が退職されて、その後任が決まらないまま現在に至っています。そのような背景から、大学病院側から令和元年度の補助金申請については見送る予定だったが、県側の働きかけによって補助金の申請を促され、実際は担当職員をサポートする事務補佐員の給与相当額のみで、無理に事業を継続する必要があったのか疑わしいというふうに指摘を受けています。

二つ目につきましては、産科医等確保支援事業です。

この事業は、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医の確保、それから臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成が目的とされています。

しかしながら、県内の産科医師数や偏在指標を見ても、産科医が急激に減少しているという事実は認められず、補助金交付要綱の趣旨に反するものであり、不当な補助金の支出であるというふうに指摘されています。

この二つについて、令和3年度の予算において、事業を継続し、公金を支出する妥当性について、また、包括外部監査の指摘を踏まえて、どのように改善していくのか、医療保健部のお考えをお聞かせください。

あわせて、三重大学医学部附属病院の大量退職についても、極めて重大な問題として監査結果とは別に意見が述べられています。

そもそも三重県の麻酔科医は全国最低水準の医師数であり、その確保が強く求められていることから、県としてどういう関わり方ができるのかということも含めて、このことの受け止めについても見解を伺いたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 包括外部監査の指摘事項ということで、3点御質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、総合診療医広域育成拠点整備事業についてでございます。

これについては、総合診療医が県内各地の医療機関において、地域の実情に応じて様々な医療を提供いただいておりますが、それらの医師がテレビ会議システムの活用などにより緊密に連携し、また研修などにより資質の向上に取り組み、本県の医療過疎地域等における医療提供に多大な貢献をいただいているものと考えてございます。

県としましては、今回、監査で御指摘のあった事項については、もともと三重大学病院において実施を予定した総合診療医確保のための取組でございますが、教授が不在になった中で、体制は若干減ったのは承知しておるんですが、全く事業ができなくなったというわけではございませんもので、そのできる事業の中で補助要件と合致していることが確認されたことから、当該補助事業を活用いただいたものというふうに認識しております。

今後も、地域医療の維持にとっては、総合診療医の継続した育成が必要であると考えてございますので、三重大学病院が実施する総合診療医の資質向上や連携強化の取組経費については、引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、産科医等確保支援事業についてでございます。不当な補助金の支出ではないかということでございます。

包括外部監査におきまして、本県の産科医師の偏在指標が全国15位であるという御指摘をいただいておりますが、産科医師数の確保を図る必要性が認められず、不当な補助金の支出との指摘もいただいておりますが、この偏在指標につきましては、全国の産科医師数を相対的に比較するために厚生労働省が令和元年度に算出したものであり、医師の絶対的な充足状況を表す指標ではないと考えてございます。

国のガイドラインにおきましても、長時間労働などの労働環境を踏まえ、引き続き医師を増やす方針を定めることが可能とされております。

本県では、令和元年度に三重県医師確保計画を策定し、産科医師の確保の方針として、労働環境を鑑みて医師が不足している状況も見られることから、

医療圏を越えた本県独自のゾーン体制による医療提供体制を踏まえ、県全体で医師の確保を図ることとしており、産科医等確保支援事業による継続した対策の推進が必要であると考えてございます。

産科医師数は、関係者の努力もあり徐々には増加傾向にございますが、24時間の対応が必要であり、より高度化する周産期医療の提供が求められている中、苛酷な勤務環境にある産科医師の確保については、今後も医師確保計画に基づき、労働環境の改善と併せて、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、監査で指摘のあった補助金交付要領については、本県の産科医師の直近の実態に合っていない部分が認められることから、こちらについては適切な表現の見直しも行いたいというふうに考えてございます。

最後に、三重大学の麻酔科医の件でございますが、こちらにつきましては、まずは、三重大学における麻酔科専門研修プログラムが早期に再開されることが先決かつ重要であると考えてございまして、プログラム再開に向けた支援は県のほうでしてまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、専門研修プログラムについては、日本専門医機構が所管していることから、機構に対しプログラム再開に向けて必要となる要件の確認を行うなど、早期再開に向けた働きかけを行ってまいります。

また、プログラム再開に当たっては、そもそも三重大学における麻酔科の指導体制の回復が重要であることから、三重大学と連携を密にし、指導体制の回復に向け、必要となるあらゆる支援を行ってまいりたいと考えてございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 二つの補助金ですけれども、本当にその補助金の支出が医師の確保につながっているのかということです。特に産科医のこの補助金については、平成21年ぐらいからやっているというふうに聞いているので、具体的にどういう成果が上がっているのかということをしっかり検証して、政策目的を問い直す時期に来ているのかなというふうに思いますので、この

監査の結果というのは重く受け止めてほしいと思います。

それでは、議案第23号性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案について伺います。

性的指向や性自認を理由とする差別の禁止、それからアウトティングの禁止が明確に掲げられ、県内の当事者や支援者の皆さん、県内の高校生たちからも期待の強かったパートナーシップ制度については、誰もが地域に根差して安心して暮らすことができる環境づくりということで、9月に制定するということも表明されています。

知事は、11月20日の本会議で、パートナーシップ制度について、利用できる選択肢として制度を整えることが不安の解消、そして、子どもたちも含めて将来の希望につながるというふうに力強く述べられたということをとっても心強く、印象深く受け止めています。

しかしながら、12月23日の定例記者会見では、同制度を条例に盛り込むことは、新たな分断につながるというふうに述べられました。そのことに対しては、条例なら分断で、要綱なら分断ではないのかとか、既に同性パートナーシップ制度を創設した自治体では、分断ではなく、共感と支援の輪が広がっているのではないかと、そういう知事の決意が揺らいでいるのではないかとという不安や落胆の声も聞かれたということが事実です。

そこで、知事に伺いますが、本条例の制定とパートナーシップ制度の創設への知事の思いを改めてお聞かせください。

次に、同性カップル等が不利益や差別的な取扱いを受ける各種制度をどのように見直していくか伺います。

特に、県営住宅条例における入居要件は、事実婚であっても異性間であれば認められるが、同性間であれば認められないという差別的な取扱いが行われています。

6年前から、このことを私も指摘し、撤廃を求めてきましたが、速やかに見直しを表明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。そのほかの制度の見直しも含めて、どのように取り組むか伺います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 条例制定とパートナーシップ制度への思いについて答弁いたします。

性の多様性については、私が令和2年6月定例会の知事提案説明において、新たな条例を制定することを表明させていただいて以降、これまで議会や条例検討会議での御議論をはじめ、市町やパブリックコメントの御意見、県民の皆さんからの御要望などをいただきました。

私は、これまで当事者の方々やその御家族のお声などを直接お聞きし、家族ぐるみの交流もさせていただいている友人もいます。

県が条例をつくることで安心感につながる、条例が行動のきっかけとなり、広がっていくことが期待できるなどの声があります。

私自身、2人の子どもの父親であり、もし自分の子どもに悩みがあれば、どんなことでも相談してほしいと思っています。しかし、性の多様性については、最も身近な存在である家族にも相談しにくく、1人で悩みを抱え、さらに、相談を受けた御家族も大変苦しい思いをするということを涙ながらにお話しされる方もいらっしゃいました。

一人ひとりが、紛れもなく尊い存在であり、性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して学び、働き、そして、誰もが地域に根差して安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきたいと考えています。

この条例を制定し、条例に基づいた取組を進めることで、当事者の方々やその御家族だけでなく、様々な悩みや不安を抱える県民の皆さんにとって、少しでも希望や勇気を与え、包容力を持つ温かい地域となることにつながればと切に思っています。

こうした中で、条例でいう性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根差し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくための取組が3月の常任委員会において御審議いただくパートナーシップ制度です。

この制度は、当事者の方々に選択肢を用意し、安心感を持っていただくことに加え、当事者である子どもたちにとっても、将来への希望につながるも

のと確信しています。

私がお会いした伊賀市在住のパートナーのお二人は、県外から移住し、地域に溶け込んで幸せに暮らしているというお話をお聞きました。また、地域の皆さんにとっても、お二人を迎え入れたことが地域に元気をもたらしたと言われていました。

こうしたパートナーシップ制度を三重県全域で整備していくことは、多様で豊かな地域づくりにつながり、非常に有意義なものであると思っております。

議会でも丁寧に御議論いただいた上で、令和3年9月の運用開始を目指し、先行自治体の取組を踏まえ、今の段階でつくるからこそ、他地域と比べても内容としてよりよいものとなり、当事者の皆さんにパートナーシップ制度があって本当によかったと思ってもらえるよう、制度導入に向けてしっかりと取り組んでまいります。

こうしたことを通じて、多様で包容力がある持続可能な三重県を目指し、県民の皆さんの幸福実感につなげてまいります。

〔真弓明光県土整備理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 県営住宅の入居要件の見直しについてお答えさせていただきます。

条例の趣旨に基づき、今後、同性カップルなどの皆さんの暮らしにおける困難を解消していく必要があると考えております。

県営住宅の入居に当たりましては、原則として、本人のほか、親族の同居を必要としておりますので、同性カップルなどの皆さんを親族関係にあるものとして取扱い、パートナーシップ制度の導入と併せて、県営住宅への入居を認めていきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 皆さん、俳句を今日は言われていたので、松尾芭蕉の俳句を一言ですけれども、草いろいろおのおの花の手柄かなという俳句がすごく好きで、これは、芭蕉が門人たちを見送るとき、みんなの可能性や個性を

激励したということで、レーガン元大統領が非常に感動したということですが、多様性ということに関わって、こういう先人たちが三重にいるということも、知事にいろんなところで発信していただきたいということも併せてお願いして、議案質疑を終わりたいと思います。

本当に皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございます。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で、議案第3号から議案第56号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第56号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
25	三重県部制条例の一部を改正する条例案
26	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
29	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
42	包括外部監査契約について
51	財産の取得について

5 2	財産の処分について
-----	-----------

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
2 3	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案
2 4	三重県交通安全条例案
3 4	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
3 5	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
3 6	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
3 7	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
5 5	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
3 2	みえ歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県魚介類行商営業条例を廃止する条例案
5 4	和解について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
53	県道の路線認定及び廃止について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
39	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
3	令和2年度三重県一般会計補正予算（第12号）
4	令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
5	令和3年度三重県一般会計予算
6	令和3年度三重県県債管理特別会計予算
7	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
8	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
9	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
10	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
11	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
12	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

1 3	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
1 4	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
1 5	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
1 6	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算
1 7	令和3年度三重県水道事業会計予算
1 8	令和3年度三重県工業用水道事業会計予算
1 9	令和3年度三重県電気事業会計予算
2 0	令和3年度三重県病院事業会計予算
2 1	令和3年度三重県流域下水道事業会計予算
2 2	三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案
2 7	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
4 0	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
4 3	防災関係建設事業に対する市町の負担について
4 4	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 5	土木関係建設事業に対する市町の負担について

4 6	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
4 7	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
4 8	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
4 9	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
5 0	宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
5 6	令和2年度三重県一般会計補正予算（第13号）

先議議案の審査期限

○議長（日沖正信） この際、お諮りいたします。

議案第3号、議案第4号、議案第22号及び議案第56号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、3月2日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

請願の付託

○議長（日沖正信） 日程第3、請願の特別委員会付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第29号につきましては、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会に付託の上、審査することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、請願第29号は、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたし

ました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明26日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後5時12分散会